

昭和三十五年法律第三十六号

関税暫定措置法

(趣旨)

第一条 この法律は、国民経済の健全な発展に資するため、必要な物品の関税率の調整に関し、関税率法(明治四十三年法律第五十四号)及び関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の暫定的特例を定めるものとする。

(暫定税率)

第二条 別表第一に掲げる物品で令和七年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める税率とする。

2 別表第一の三に掲げる物品で令和七年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率とする。

(国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税率)

第三条 国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税率(以下「一般協定」という。)による関税についての便益を与えることが適当でないときは、政令で定める国(その一部である地域を含む。)を原産地とする物品で政令で定めるもので、政令で定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、関税法第三条ただし書(課税物件)の規定にかかわらず、関税率法第三条(課税標準及び税率)の規定(前条の規定の適用があるときは、同条の規定)によるものとする。

2 前項の政令を制定し、又は改廃する場合には、政令の制定又は改廃に伴い合理的に必要なと判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(航空機部分品等の免税)

第四条 次に掲げる物品のうち、本邦において製作することが困難と認められるもので政令で定められているものは、令和八年三月三十一日までに輸入されるものに限られ、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

一 航空機に使用する部分品

二 税関長の承認を受けた工場において航空機及びこれに使用する部分品の製作に使用する素材

三 人工衛星、人工衛星打上げ用ロケット、これらの打上げ及び追跡に使用する装置その他の宇宙開発の用に供する物品

四 税関長の承認を受けた工場において前号に掲げる物品の製作に使用する素材

第五条から第七条の二まで 削除

第七条の三 (輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税)

第七条の三 平成七年度から令和六年度までの各年度において、別表第一の六に掲げる物品について、当該年度中のこれらの物品の輸入数量を同表の各項目ごとに合計した輸入数量があらかじめ財務大臣が官報による告示又はインターネットの利用その他の適切な方法による公表(以下「告示等」という。)を定める数量(以下この条及び同表において「輸入基準数量」という。)を超えた場合には、当該各項目に掲げる物品について、その超えることとなった月の翌々の初日(次項第六号及び第八項において「発動日」という。)から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、関税率法第三条(課税標準及び税率)の規定又は第二条若しくは第八条の二第二項若しくは第三項の規定にかかわらず、同法別表に定める税率(別表第一の三に掲げる物品にあつては、同表に定める税率。以下この項において同じ。)及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第三十八表の日本国の譲許表に定める税率(第七条の七及び第八条の二において「協定税率」という。)のうちいずれか低いもの(関税についての条約の特別の規定及び同法第五条(便益関税)の規定による便益を受けない国(その一部である地域を含む。))の生産物で輸入されるものにあつては、同法別表に定める税率。次条第一項において「通常の関税率」という。)に、別表第一の六に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定

める税率を計算した税率とする。ただし、令和六年度においては、当該年度中の同表に掲げる物品の輸入数量を同表の各項目ごとに合計した輸入数量から当該年度中の当該各項目に掲げる物品であつて経済連携協定(一般協定第二十四条8(b)に規定する自由貿易地域を設定するための措置その他貿易の自由化、投資の円滑化等の措置を総合的に講ずることにより我が国と我が国以外の締約国(固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下同じ。))との間の経済上の連携を強化する条約その他の国際約束であつて、その適確な実施を確保するためこの法律に基づく措置を講ずることが必要なものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。)の規定に基づき当該経済連携協定の原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認めたもの(以下この項及び第八項において「経済連携協定原産品」という。)に係る輸入数量及び同表の各項目に掲げる物品であつて当該経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの(経済連携協定原産品を除く。第八項において「締約国産物品」という。)に係る輸入数量(政令で定める日前の期間に係るものに限る。第八項において同じ。)を当該各項目ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示等をする数量(第六項において「協定対象外輸入基準数量」という。)を超えた場合に限り、別表第一の六に掲げる物品が次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

2 前項の規定は、別表第一の六に掲げる物品が次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

一 第八条の五第二項の規定により政令で定める物品で別表第一の品名の欄に規定する政令で定める数量の範囲内で輸入されるもの

二 関税率法別表第四〇二・一〇号の一及び二の(二)、第四〇二・二二号の一及び二の(二)、第四〇二・二九号並びに第四〇二・九九号の一の(二)及び二に掲げるミルク及びクリーム、同表第四〇三・九〇号の一に掲げる凝固したミルク及びクリーム等、同表第四〇四・一〇号の一に掲げるホエイ及び調製ホエイ並びに同表第四〇五・一〇号、第四〇五・二〇号及び第四〇五・九〇号に掲げるミルクから得たバターその他の油脂及びディリースプレッドのうち、独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律(昭和三十

六年法律第八十三号)第十七条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの

三 関税率法別表第一〇〇一・一一号、第一〇〇一・一九号、第一〇〇一・九一号及び第一〇〇一・九九号に掲げる小麦及びメスリン、同表第一〇〇三・一〇号及び第一〇〇三・九〇号に掲げる大麦及び裸麦、同表第一〇〇八・六〇号の二に掲げるライ小麦、同表第一〇〇一・〇〇号に掲げる小麦粉及びメスリン粉、同表第一〇〇二・九〇号の一及び二に掲げる大麦粉、裸麦粉及びライ小麦粉、同表第一〇〇三・一一号、第一〇〇三・一九号の一及び二、第一〇〇三・二〇号の一、四及び五に掲げるひき割り穀物等、同表第一〇〇四・一九号の一及び三並びに第一〇〇四・二九号の一及び三に掲げる加工穀物、同表第一〇〇八・一一号に掲げる小麦でん

粉、同表第一〇〇一・二〇号の一の(二)のB、C及びDの(a)並びに第一〇〇一・九〇号の一の(二)のB、C及びDの(a)に掲げる穀粉等の調製食品、同表第一〇〇四・一〇号の二の(二)及び(三)、第一〇〇四・二〇号の二の(二)及び(三)、第一〇〇四・三〇号並びに第一〇〇四・九〇号の二及び三に掲げる穀物等の調製食品並びに同表第二〇〇六・九〇号の二の(一)のBに掲げる調製食品のうち、政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律百十三号)第四十二条の規定により輸入するもの、同法第四十三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四十五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

四 関税率法別表第一〇〇六・一〇号、第一〇〇六・二〇号、第一〇〇六・三〇号及び第一〇〇六・四〇号に掲げる米、同表第一〇〇二・九〇号の三に掲げる米粉、同表第一〇〇三・一九号の四及び第一〇〇三・二〇号の三の(二)に掲げるひき割り穀物等、同表第一〇〇四・一九号の二の(二)及び第一〇〇四・二九号の二に掲げる加工穀物、同表第一〇〇一・二〇号の一の(二)のA及び(三)並びに第一〇〇一・九〇号の一の(二)のA及び(三)に掲げる穀粉

等の調製食品、同表第一九〇四・一〇号の二の(一)、第一九〇四・二〇号の二の(一)及び第一九〇四・九〇号の一に掲げる穀物の調製食品並びに同表第二一〇六・九〇号の二の(一)のAに掲げる調製食品のうち、政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三十条の規定により輸入するもの、同法第三十一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの、同法第三十四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの並びに同法第四十九条第一項の規定により政府が貸付けを行った米穀(これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)の返還に係るもの

五 関税法第九條第一項第二号(緊急関税等)の規定による措置その他の一般協定第十九條第一項(特定の貨物の輸入に対する緊急措置)の規定及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aのセーフガードに関する協定(第七條の六第二項第二号において「セーフガード協定」という。)による措置がとられている物品

六 発動日前において本邦に向けて送り出された物品であることを政令で定めるところにより税関長が認めたもの

3 第一項に規定する場合に該当することとなつた別表第一の六に掲げる物品について、当該物品の輸入の動向その他の事情からみて、その輸入がこれと同種の物品その他用途が直接競合する物品の生産に関する本邦の産業に損害を与えるおそれがないと認められるときは、政令で定めるところにより、物品及び期間を指定し、当該指定された期間内に輸入される当該指定された物品について、同項の規定の適用を停止することができる。

4 第一項に規定する輸入基準数量は、別表第一の六に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した数量として、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出して得た数量とする。ただし、その算出して得た数量が当該年度の初日の属する年の前年(同表の一五の項から一九の項までに掲げる物品にあつては、当該年度の初日の属する年の前々年の十月一日からその翌年の九月三十日までの期間。以下この項及び次項において単に「前年」という。)までの過去三年間における各年(同表の一五の項から一九の項までに掲げる物品にあつては、毎年十月一日からその翌年の九月三十日までの各期間。第一号において同じ。)の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量(以下この項及び次項において「平均輸入数量」という。)に百分の百五を乗じて得た数量を下回る場合にあつては、輸入基準数量は、平均輸入数量に百分の百五を乗じて得た数量とする。

一 平均輸入数量が前年までの過去三年間における各年の国内消費量を合計したものの三分の一に相当する数量(次号及び第三号において「平均国内消費量」という。)に百分の十を乗じて得た数量以下の場合 平均輸入数量に百分の百二十五を乗じて得た数量に、前年の国内消費量から前々年(別表第一の六の一五の項から一九の項までに掲げる物品にあつては、当該年度の初日の属する年の三年前の十月一日からその翌年の九月三十日までの期間。以下この項において単に「前々年」という。)の国内消費量を控除して得た数量を加算して得た数量(前年の国内消費量から前々年の国内消費量を控除して得た数量)とあるときは、平均輸入数量に百分の百二十五を乗じて得た数量から当該控除しきれない数量を控除して得た数量

二 平均輸入数量が平均国内消費量に百分の十を乗じて得た数量を超え、百分の三十を乗じて得た数量以下の場合 平均輸入数量に百分の百十を乗じて得た数量に、前年の国内消費量から前々年の国内消費量を控除して得た数量を加算して得た数量(前年の国内消費量から前々年の国内消費量を控除して得た数量)とあるときは、平均輸入数量に百分の百十を乗じて得た数量から当該控除しきれない数量を控除して得た数量

三 平均輸入数量が平均国内消費量に百分の三十を乗じて得た数量を超える場合 平均輸入数量に百分の百五を乗じて得た数量に、前年の国内消費量から前々年の国内消費量を控除して得た数量を加算して得た数量(前年の国内消費量から前々年の国内消費量を控除して得た数量)とあるときは、平均輸入数量に百分の百五を乗じて得た数量から当該控除しきれない数量を控除して得た数量

5 前項の規定により第一項に規定する輸入基準数量を算出するに当たり、別表第一の六の各項のうち前年までの過去三年間における国内消費量が不明な物品を含む項がある場合には、当該国内消費量が不明な物品を含む項に係る輸入基準数量は、その項の平均輸入数量に百分の百二十五を乗じて得た数量とする。

6 前二項の規定は、第一項ただし書に規定する協定対象外輸入基準数量を算出する場合について準用する。この場合において、第四項中「別表第一の六に掲げる物品の輸入数量」とあるのは「別表第一の六に掲げる物品の輸入数量(経済連携協定の規定に基づき当該経済連携協定の原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認めたもの(第一号において「経済連携協定原産品」という。))に係る輸入数量及び当該経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの(同号において「締約国産物品」という。))に係る輸入数量(政令で定める日間の期間に係るものに限る。同号において同じ。))を除く。以下この項において同じ。」と、同項第一号中「各年の国内消費量」とあるのは「各年の国内消費量(経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を合計した数量に相当する数量を除く。以下この項及び次項において同じ。))と読み替えるものとする。

7 第一項及び第四項(前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する輸入数量は、関税法第二百一第一項第一号(証明書類の交付及び統計の閲覧等)の統計の数値又は当該統計の作成方法を基準として、第四項に規定する国内消費量は、政令で定める統計の数値又は当該統計の作成方法を基準として、それぞれ政令で定めるところにより算出するものとする。

8 財務大臣は、別表第一の六に掲げる物品については、当該年度の初日から毎月末までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量(令和六年度においては、当該年度の初日から毎月末までの同表に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該年度の初日から毎月末までの当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量)について翌月末日までに、当該年度中の同表に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合(令和六年度においては、第一項ただし書に規定する場合に該当する場合に限る。)には、当該輸入基準数量を超えた各項に係る物品についての発動日についてその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ告示等をするものとする。

(課税価格が発動基準価格を下回つた場合の特別緊急関税)

第七條の四 平成七年度から令和六年度までの各年度において、別表第一の七に掲げる物品のうち、課税価格(数量を課税標準として関税を課する物品にあつては、関税法第四條から第四條の九までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。)が発動基準価格(昭和六十一年から昭和六十三年における当該物品の課税価格の加重平均価格又はこれにより難い場合には政令で定めるところにより算出される価格として財務大臣が告示等をする価格をいう。以下この項及び同表において同じ。))を下回るものに課する関税の額は、同法第三條(課税標準及び税率)の規定又は第二條若しくは第八條の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、通常の関税率により算出した関税の額に相当する額に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出した額を加算した額とする。

一 発動基準価格と課税価格との差額が発動基準価格に百分の十を乗じて得た金額を超え、百分の四十を乗じて得た金額以下の場合 加算される税額Ⅱ(発動基準価格×0.9+課税価格)×0.3

二 発動基準価格と課税価格との差額が発動基準価格に百分の四十を乗じて得た金額を超え、百分の六十を乗じて得た金額以下の場合 加算される税額Ⅱ(発動基準価格×0.6+課税価格)×0.5+発動基準価格×0.09

三 発動基準価格と課税価格との差額が発動基準価格に百分の六十を乗じて得た金額を超え、百分の七十五を乗じて得た金額以下の場合 加算される税額Ⅱ（発動基準価格×0.4－課税価格）×0.7＋発動基準価格×0.19

四 発動基準価格と課税価格との差額が発動基準価格に百分の七十五を乗じて得た金額を超える場合 加算される税額Ⅱ（発動基準価格×0.25－課税価格）×0.9＋発動基準価格×0.295

2 前項の規定は、別表第一の七に掲げる物品が前条第二項第一号から第五号までの各号のいずれかに該当する場合又は同条の規定により加算された関税が課されている物品である場合には、適用しない。

3 別表第一の七に掲げる物品のうち、当該物品の輸入の動向その他の事情からみて、その輸入がこれと同種の物品その他用途が直接競合する物品の生産に関する本邦の産業に損害を与えるおそれがないと認められるものがあるときは、政令で定めるところにより、物品及び期間を指定し、当該指定された期間内に輸入される当該指定された物品について、第一項の規定の適用を停止することができる。

第七条の五 削除

（豚肉等に係る特別緊急関税）

第七条の六 平成七年度から令和六年度までの各年度において、当該年度中の関税率別表第一〇三・九二号に掲げる豚（生きているものに限る。）、同表第一〇三・一〇一号の二、第一〇三・一二号の二、第一〇三・一九号の二、第一〇三・二一〇号の二、第一〇三・二二〇号の二及び第一〇三・二二九号の二に掲げる豚の肉、同表第一〇三・三〇六・三〇〇号の二の（一）及び第一〇三・〇六・四九号の二の（二）に掲げる豚のくず肉、同表第一〇三・一〇一号、第一〇三・一〇二号、第一〇三・一九号及び第一〇三・二一〇・九九号の一に掲げる豚のくず肉等並びに同表第一〇三・二四一号の一、第一〇三・二四二号の一及び第一〇三・二四九号の二の（一）に掲げるハム及びベーコン等（以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「豚肉等」という。）の輸入数量があらかじめ財務大臣が告示等をする数量（第三項及び第五項において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、豚肉等のうちその超えることとなった月の翌々の初日（次項第一号及び第五項において「発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税率は、第二号又は第八号の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、別表第一の八に定める税率とする。ただし、令和六年度においては、当該年度中の豚肉等の輸入数量から当該年度中の豚肉等であつて経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受けるもの（以下この項及び第七条の九において「譲許適用物品」という。）に係る輸入数量と豚肉等であつて当該経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの（譲許適用物品を除く。）に係る輸入数量（政令で定める日間の期間に係るものに限る。）との合計数量を控除した輸入数量（第五項において「協定対象外輸入数量」という。）があらかじめ財務大臣が告示等をする数量（第三項において「協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に限る。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

一 輸入に係る豚肉等が発動日前において本邦に向けて送り出されたものであることを政令で定めるところにより税関長が認めた場合

二 豚肉等について関税率法第九條第一項第二号（緊急関税等）の規定による措置その他の一般協定第十九條一（特定の貨物の輸入に対する緊急措置）の規定及びセーフガード協定による措置がとられている場合

3 第七条の三第四項の規定は、輸入基準数量又は協定対象外輸入基準数量を算出する場合について準用する。この場合において、協定対象外輸入基準数量を算出する場合について準用するときは、同項中「別表第一の六に掲げる物品の輸入数量」とあるのは「第七条の六第一項に規定する豚肉等の輸入数量（経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益を受けるもの（以下この項において「譲許適用物品」という。）に係る輸入数量と当該経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの（譲許適用物品を除く。第一号において「締約国産物品」という。）に

係る輸入数量（政令で定める日間の期間に係るものに限る。同号において同じ。）との合計数量を除く。以下この項において同じ。）、同項第一号中「各年の国内消費量」とあるのは「各年の国内消費量（譲許適用物品に係る輸入数量と締約国産物品に係る輸入数量との合計数量に相当する数量を除く。以下この項において同じ。）」と読み替えるものとする。

4 第七条の三第七項の規定は、第一項に規定する輸入数量又は前項において準用する同条第四項に規定する国内消費量を算出する場合について準用する。

5 財務大臣は、平成七年度から令和六年度までの各年度において、当該年度の初日から毎月末までの豚肉等の輸入数量（令和六年度においては、当該輸入数量及び協定対象外輸入数量）について翌月末日までに、当該年度中の豚肉等の輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合（令和六年度においては、第一項ただし書に規定する場合に限る。）には、発動日についてその超えることとなった月の翌月末日までに、それぞれ告示等をするものとする。（経済連携協定に基づく関税の緊急措置）

第七条の七 経済連携協定に基づく関税の譲許（以下この条において単に「譲許」という。）による特定の種類の貨物（当該経済連携協定の規定に基づき譲許の便益の適用を受けるものに限る。）の輸入の増加の事実（第六項及び第七項において「特定貨物の輸入増加の事実」という。）があり、当該貨物の輸入の増加が重要な原因となつて、これと同種の貨物その他用途が直接競合する貨物の生産に関する本邦の産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがある事実（第六項及び第七項において「本邦の産業に与える重大な損害等の事実」という。）がある場合において、国民経済上緊急に必要があると認められるときは、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下この条、第七条の九第二号、第七条の十及び第八号の二第一項において同じ。）、貨物及び期間を指定し、次の措置をとることができる。

一 指定された貨物について当該経済連携協定に基づき更なる関税率の引下げを行うものとされている場合において、指定された期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、更なる関税率の引下げを行わないものとする。

二 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、関税率別表に定める税率（第二条の税率の適用があるときは、その適用される税率）及び協定税率のうちいずれか低いもの（以下「実行税率」という。）の範囲内において関税率を引き上げること。

2 前項の規定による措置がとられている場合において、特別の理由により必要があると認められるときは、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、同項の規定により指定された期間を延長することができる。

3 特定の貨物につき第一項の規定による措置をとる場合又はほとつた場合には、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、当該貨物以外の貨物で譲許がされているものにつきその譲許を修正し、又は譲許がされていないものにつき新たに譲許をし、その修正又は譲許をした後の税率を適用することができる。

4 経済連携協定の我が国以外の締約国（第十二条の四において「協定締約国」という。）において当該経済連携協定の規定に基づき関税の緊急措置（次項において「我が国以外の締約国の緊急措置」という。）がとられた場合には、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、国及び譲許がされている貨物を指定し、その貨物の全部又は一部につき譲許の適用を停止し、実行税率の範囲内の税率による関税を課することができる。

5 前二項の規定による措置は、それぞれその効果が第一項の規定による措置の補償又は我が国以外の締約国の緊急措置に対する対抗措置として必要な限度を超えず、かつ、その国民経済に対する影響ができるだけ少ないものとするような配慮のもとに行わなければならない。

- 6 政府は、特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実についての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、これらの事実の有無につき調査を行うものとする。
- 7 政府は、前項の調査が開始された場合において、その調査の完了前においても、十分な証拠により、特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実を推定することができ、国民経済上特に緊急に必要があると認められるときは、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、国、貨物及び期間を指定し、次の措置をとることができる。
- 一 指定された貨物について当該経済連携協定に基づき更なる関税率の引下げを行うものとされている場合において、指定された期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、更なる関税率の引下げを行わないものとする。
- 二 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、実行税率の範囲内において関税率を引き上げること。
- 8 政府は、第六項の調査が終了したときは、第一項の規定による措置をとる場合を除き、前項の規定により課された関税を速やかに還付しなければならぬ。同項の規定により課された関税の額が、同項の規定による措置がとられていた期間内に輸入される同項の規定により指定された貨物につき、第一項の規定により関税が課されるものとした場合に課される関税の額を超える場合における当該超える部分の関税についても、同様とする。
- 9 財務大臣は、第四項に基づき譲許の適用を停止し、実行税率の範囲内の税率による関税を課するため必要があると認めるときは、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長に対し、譲許の適用を停止すべき国及び貨物並びに適用すべき関税の税率について意見を求めることができる。
- 10 外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長は、前項の規定により財務大臣から意見を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、その求めがあつた日から起算して三十日以内に、書面により意見を述べなければならない。
- 11 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- (経済連携協定に基づく特定の貨物に係る関税の譲許の修正)
- 第七条の八 修正対象物品**（経済連携協定において、当該経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける物品のうち当該経済連携協定に定められた期間に係る当該物品の輸入数量が当該経済連携協定に定められた一定の数量を超えた場合に当該物品の関税の譲許の適用を停止し、又はその譲許を修正することができる）と定められた物品であつて政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）について、経済連携協定の規定に基づき、当該経済連携協定に定められた期間に係る修正対象物品の輸入数量（当該経済連携協定に別段の定めがあるときは、その定められた期間により、政令で定める輸入数量。第三項及び第四項において同じ。）が、当該経済連携協定に定められた当該修正対象物品に係る一定の数量としてあらかじめ財務大臣が告示等をする数量（同項において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、当該修正対象物品のうち、その超えることとなつた月の翌月の初日からその超えることとなつた月の属する年度の末日までの期間（当該経済連携協定に別段の定めがあるときは、その定めるところにより、政令で定める期間。第一号及び同項において「発動期間」という。）内に輸入されるものに課する関税の率は、次に掲げる当該修正対象物品に係る税率のうち最も低いものとする。
- 一 発動期間の開始の日における実行税率
- 二 当該経済連携協定が日本国について効力を生ずる日（当該経済連携協定に別段の定めがあるときは、その定めるところにより、政令で定める日）の前日における実行税率
- 三 当該経済連携協定に定められた税率として政令で定める税率
- 2 前項の規定は、経済連携協定の規定に基づき、政令で定める修正対象物品については、適用しない。
- 3 第七条の三第七項の規定は、修正対象物品の輸入数量を算出する場合について準用する。
- 4 財務大臣は、その年度の初日（政令で定める修正対象物品にあつては政令で定める日とし、経済連携協定が日本国について効力を生ずる日の属する年度における当該経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける修正対象物品（政令で定める物品を除く。）にあつては同日とする。）からその年度の毎月末までの修正対象物品の輸入数量について翌月末日までに、当該年度における当該輸入数量が当該修正対象物品の輸入基準数量を超えた場合には、当該輸入基準数量を超えた修正対象物品についての発動期間について当該発動期間の開始の日の前日までに、それぞれ告示等をするものとする。
- 5 政令で定める修正対象物品に係る前項の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。
- (経済連携協定に基づく特定の貨物に係る課税価格が発動基準価格を下回つた場合の関税の譲許の修正)
- 第七条の九 譲許適用物品**である関税定率法別表第〇一〇一・二九号の二の（二）に掲げる物品のうち、一頭の課税価格が発動基準価格（経済連携協定に定められた当該物品の発動価格に百分の九十を乗じて得た価格をいう。）を下回るもの（第二号において「譲許修正物品」という。）に課する関税の率は、次に掲げる税率のうち最も低いものとする。
- 一 この条の規定により関税の譲許を修正する日における実行税率
- 二 当該経済連携協定が譲許修正物品の原産地である国について効力を生ずる日の前日における実行税率
- 三 当該経済連携協定に定められた税率として政令で定める税率
- (経済連携協定に基づく報復関税)
- 第七条の十 経済連携協定に基づいて直接又は間接に我が国に与えられた利益を守るため必要があると認められるときは、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、国及び関税の譲許がされている貨物を指定し、その貨物の全部又は一部につき関税の譲許の適用を停止し、実行税率の範囲内の税率による関税を課することができる。**
- 2 財務大臣は、前項に基づき関税の譲許の適用を停止し、実行税率の範囲内の税率による関税を課するため必要があると認めるときは、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長に対し、関税の譲許の適用を停止すべき国及び貨物並びに適用すべき関税の税率について意見を求めることができる。
- 3 外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長は、前項の規定により財務大臣から意見を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、その求めがあつた日から起算して三十日以内に、書面により意見を述べなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- (加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税)
- 第八条 加工又は組立てのため、令和八年三月三十一日までに本邦から輸出された貨物を原料又は材料とした次に掲げる製品**（関税定率法別表に定める税率が無税とされているものを除く。）で、その輸出の許可の日から一年（一年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超え税関長が指定する期間）以内に輸入されるものについては、政令で定めるところにより、当該製品の関税の額に、当該輸出された貨物が輸出の許可の際の性質及び形状により輸入されるものとした場合の課税価格に相当するものとして政令で定めるところにより算出する価格の当該製品の課税価格に対する割合を乗じて算出した額の範囲内において、その関税を軽減することができる。
- 一 関税定率法別表第四二・〇二項に該当する製品のうち外面が革製又はコンポジションレザー製のものと並びに同表第四二・〇三項に該当する製品のうち野球用のグローブ及びミット以外のもの（これらの製品のうち、本邦から輸出された政令で定める貨物を原料又は材料としたものに限るものとし、政令で定める加工又は組立てがされたものを除く。）

二 関稅定率法別表第五十七類及び第六十一類から第六十三類までに該当する製品（本邦から輸出された政令で定める貨物を原料又は材料としたものに限るものとし、政令で定める加工又は組立てがされたものを除く。）

三 関稅定率法別表第六〇六・一〇号の一に該当する製品のうち甲（本邦から輸出された政令で定める貨物を原料又は材料としたものに限るものとし、政令で定める加工又は組立てがされたものを除く。）

2 次条第一項又は第三項の規定の適用を受ける物品については、前項の規定は、適用しない。（特恵開稅等）

第八条の二 經濟が開發の途上にある国であつて、關稅について特別の便益を受けることを希望するものうち、当該便益を与えることが適當であるものとして政令で定めるもの（以下「特恵受益国等」という。）を原産地とする次の各号に掲げる物品で、令和十三年三月三十一日までに輸入されるものに課する關稅の率は、第二条の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによる。

一 關稅定率法別表第一類から第二十四類までに該当する物品のうち別表第二に掲げるもの 同表に定める稅率

二 關稅定率法別表第二十五類から第七十六類まで及び第七十八類から第九十七類までに該当する物品のうち別表第三に掲げるもの（同法別表（別表第一に掲げる物品にあつては、同表）に定める稅率が無稅とされているものを除く。） 同法別表に定める稅率（別表第一に掲げる物品にあつては、同表に定める稅率）及び協定稅率のうちいずれか低いものに別表第三に定める係數を乗じて得た稅率

三 關稅定率法別表第二十五類から第七十六類まで及び第七十八類から第九十七類までに該当する物品のうち別表第三、第四及び第五に掲げる物品以外のもの（同法別表（別表第一に掲げる物品にあつては、同表）に定める稅率とされているものを除く。） 無稅

2 前項の規定にかかわらず、一の特恵受益国等を原産地とする同項各号に掲げる物品で同項に定める日までに輸入されるものうち、当該一の特恵受益国等を原産地とする物品の有する國際競争力の程度その他の事情を勘案して同項の規定による關稅についての便益を与えることが適當でないと認められるものがある場合においては、政令で定めるところにより、当該物品の原産地である特恵受益国等及び当該物品を指定し、当該物品について同項の規定による關稅についての便益を与えないことができる。

3 特恵受益国等のうち、國際連合總會の決議により後發開發途上国とされている国で特恵開稅（第一項の規定により課される關稅をいう。）について特別の便益を与えることが適當であるものとして政令で定める国（次条において「特別特恵受益国」という。）を原産地とする別表第五に掲げる物品以外のもの（關稅定率法別表（別表第一に掲げる物品にあつては、同表）及び同項第一号に定める稅率が無稅とされている物品並びに同項第三号に掲げる物品を除く。）で、同項に定める日までに輸入されるものに課する關稅の率は、第二条又は同項第一号若しくは第二号の規定にかかわらず、無稅とする。

4 第一項又は前項の規定の適用を受ける物品の原産地の確認その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特恵開稅等の適用の停止）
第八条の三 特恵受益国等（特別特恵受益国を除く。）を原産地とする前条第一項各号に掲げる物品の輸入が同項各号に定める稅率の適用により増加し、その輸入が、これと同種の物品その他用途が直接競合する物品の生産に関する本邦の産業に損害を与え、又は与えるおそれがあり、当該産業を保護するため緊急に必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、物品及び期間並びに必要があるときは国又は地域を指定し、同項の規定の適用を停止することができる。

2 前項の規定は、特別特恵受益国を原産地とする別表第五に掲げる物品以外のもの（關稅定率法別表（別表第一に掲げる物品にあつては、同表）に定める稅率が無稅とされているものを除く。）

について準用する。この場合において、前項中「同項各号に定める稅率」とあるのは、「前条第一項又は第三項の規定による稅率」と、「同項の規定」とあるのは、「同条第一項又は第三項の規定」と読み替へるものとし、前条第三項の規定の適用を受ける物品につき、その適用を停止するときは、当該物品については、同条第一項の規定の適用はないものとする。

（特恵受益国等原産品であることの確認）
第八条の四 稅關長は、輸入申告がされた貨物について、第八条の二第一項又は第三項（特恵開稅等）の規定による關稅についての便益を適用する場合において、当該貨物が特恵受益国等を原産地とする物品（以下この項において「特恵受益国等原産品」という。）であるかどうかの確認をするために必要があるときは、次に掲げる方法によりその確認をすることができる。

一 当該貨物を輸入する者に対し、当該貨物が特恵受益国等原産品であることを明らかにする資料の提供を求めめる方法
二 特恵受益国等の權限ある当局（特恵受益国等から輸出される貨物が特恵受益国等原産品であることを証明する書類の發給に関して權限を有する機關をいう。以下この条において同じ。）又は当該貨物の輸出者若しくは生産者に対し、当該貨物について質問し、又は当該貨物が特恵受益国等原産品であることを明らかにする資料の提供を求めめる方法

三 その職員に、当該貨物の輸出者又は生産者の事務所その他の必要な場所において、その者の同意を得て、實地に書類その他の物件を調査させる方法
四 特恵受益国等の權限ある当局に対し、当該特恵受益国等の權限ある当局が当該貨物の輸出者又は生産者の事務所その他の必要な場所において行つた調査に、その者の同意を得て、我が国の稅關職員を立ち合わせ、及び当該調査において収集した資料を提供することを求めめる方法

2 前項第二号の質問又は求めは、当該質問又は求めを受けた者が当該質問に対する回答又は当該求めに係る資料の提供をすべき相當の期間を定めて、書面をもつてするものとする。

3 稅關長は、その職員に第一項第三号の調査をさせようとするときは、特恵受益国等が当該調査に同意するかどうかを回答すべき相當の期間を定めて、書面によりその旨を通知するものとする。

4 第一項第四号の求めは、特恵受益国等の權限ある当局が当該求めに応ずるかどうかを回答すべき相當の期間を定めて、書面をもつてするものとする。

5 稅關長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第八条の二第一項又は第三項の規定による關稅についての便益の適用を受けようとする貨物について、当該便益を与えないことができる。

一 当該貨物が当該便益の適用を受けるための要件を満たしていないとき。
二 当該貨物を輸入する者が当該便益の適用を受けるために必要な手続をとらないとき。
三 第一項第二号の質問又は求めを行つた場合において、当該質問又は求めを受けた者が、第二項の規定により定めた期間内に、当該質問に対する回答若しくは当該求めに係る資料の提供をしないとき、又は当該質問に対する回答若しくは当該求めに対し提供した資料が十分でないとき。

四 第三項の通知をした場合において、特恵受益国等又は当該通知に係る貨物の輸出者若しくは生産者が第一項第三号の調査を拒んだとき、又は第三項の規定により定めた期間内に当該通知に対する回答をしないとき。

五 第一項第四号の求めを行つた場合において、特恵受益国等の權限ある当局が、当該求めを拒んだとき、前項の規定により定めた期間内に当該求めに対する回答をしないとき、当該求めに係る資料の提供をしないとき、又は当該求めに対し提供した資料が十分でないとき。

6 稅關長は、第一項の規定による確認をしたときは、その結果の内容（その理由を含む。）を当該確認に係る貨物を輸入する者に通知するものとする。

（暫定稅率の適用を受ける物品に対する特殊關稅制度の適用）
第八条の五 第二条及び第八条の二に規定する物品に対する關稅定率法第六條第一項若しくは第二項、第七條第一項若しくは第三項、第八條第一項若しくは第二項又は第九條第一項、第四項若し

くは第八項の規定の適用については、これらの規定中「別表の税率」とあるのは、「別表の税率（関税暫定措置法第一条、第七条の三第一項、第七条の四第一項、第七条の六第一項又は第八条の二第一項若しくは第三項の税率の適用があるときは、その適用される税率）」とする。

2 関税率法第九条の二の規定は、別表第一において税率が一定の数量を限度として定められている物品のうち政令で定めるものについて準用する。

(経済連携協定に基づく関税割当制度)

第八条の六 経済連携協定において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品で政令で定めるもの（次項に規定する物品を除く。）については、その譲許の便益は、当該一定の数量の範囲内において、当該物品の使用の実績及び見込みその他国民経済上の必要な考慮に基づいて政府が行う割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で輸入するものに適用する。

2 経済連携協定において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品で政令で定めるもののうち輸出国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。）が発給する証明書に基づき輸入国が割当てを行うこととされているものについては、その譲許の便益は、当該一定の数量の範囲内において、当該経済連携協定の我が国以外の締約国が発給する証明書に基づいて政府が行う割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で輸入するものに適用する。

3 前二項の割当ての方法、割当てを受ける手続その他前二項の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

(経済連携協定に基づく加工又は修繕のため輸出された貨物の免税)

第八条の七 加工又は修繕（政令で定めるものを除く。）のため本邦から経済連携協定の我が国以外の締約国に輸出され、その輸出の許可の日から一年（一年を超えることがやむを得ない認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超え税関長が指定する期間）以内に輸入される貨物については、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

(軽減税率等の適用手続)

第九条 別表第一に掲げる物品のうち、同表において特定の用途に供するものであることを要件として、当該物品に係る当該用途に供することを要件としない税率よりも低い税率（以下「軽減税率」という。）が定められているもので政令で定めるところにより、軽減税率の適用を受けようとする者は、政令で定める手続をしなければならない。

2 経済連携協定において関税の譲許が特定の用途に供するものであることを要件としている物品で政令で定めるところにより、その譲許の便益の適用を受けようとする者は、政令で定める手続をしなければならない。

(経済連携協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用)

第九条の二 経済連携協定の規定に基づく関税の譲許（以下この条において単に「譲許」という。）が税関の監督の下で飼料の原料として使用されるものであることを要件としている物品のうち、次の各号に掲げる原料品で輸入され、その輸入の許可の日から一年以内に、税関長の承認を受けた製造工場で当該各号に規定する製造が終了するものについては、政令で定めるところにより、譲許の便益を適用する。

一 飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するための関税率法別表第一〇一・九九号に掲げる物品

二 飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するための関税率法別表第一〇三・九〇号に掲げる物品

2 税関長は、前項の経済連携協定又はこの法律若しくは関税法の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、同項の承認をしなければならない。

3 第一項の規定により譲許の便益の適用を受ける場合においては、税関長は、税関の監督の下で飼料の原料として使用することを要件としない税率により計算した関税の額と譲許の便益による税率により計算した関税の額との差額に相当する担保を提供させることができる。

4 第一項各号に規定する製造を行うに際しては、税関長が同項の規定により譲許の便益の適用を受けた原料品（以下この条において「製造用原料品」という。）による製造の確認に支障がない

と認めて承認した場合を除くほか、製造用原料品にこれと同種の他の原料品を混じて使用してはならない。

5 製造用原料品による製造が終了したときは、当該製造をした者は、政令で定めるところにより、使用した製造用原料品及びその製品の数量を税関に届け出て、その都度又は随時、その製品について検査を受けなければならない。

6 第一項各号に掲げる製造用原料品は、その輸入の許可の日から一年以内に、当該各号に規定する製造に使用する用途以外の用途に供し、又は当該各号に規定する製造に使用する用途以外の用途に供するため譲渡してはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、この限りでない。

7 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該各号に該当することとなつた者から、税関の監督の下で飼料の原料として使用することを要件としない税率により計算した関税の額と譲許の便益による税率により計算した関税の額との差額に相当する額の関税を、直ちに徴収する。ただし、製造用原料品又はその製品が災害その他やむを得ない理由により亡失した場合又は税関長の承認を受けて滅却された場合には、その関税を徴収しないこととし、前項ただし書の承認を受けた製造用原料品につき変質、損傷その他やむを得ない理由による価値の減少があつた場合には、関税率法第十条第一項（変質、損傷等の場合の減税又は戻し税等）の規定に準じてその関税を軽減することができる。

一 第一項各号に掲げる製造用原料品について前項ただし書の承認を受けたとき、若しくは当該承認を受けずに製造用原料品を当該各号に規定する製造に使用する用途以外の用途に供し、若しくは当該各号に規定する製造に使用する用途以外の用途に供するため譲渡したとき、又はその輸入の許可の日から一年以内に第五項の規定による届出をせず、若しくはその製造を終えなかつたとき。

二 第一項の規定により税関長の承認を受けた製造工場以外の場所で製造用原料品を製造に供し、又は第四項の規定に違反してこれを使用したとき。

8 第一項の規定により製造工場の承認を受けた者は、当該製造工場の延べ面積、承認の期間及び当該製造工場に係る税関の事務の種類を基準として政令で定める額の手数料を、政令で定めるところにより、税関に納付しなければならない。

(用途外使用等の制限)

第十条 第四条の規定により関税の免除を受け、又は第九条第一項の軽減税率若しくは同条第二項の譲許の便益の適用を受けた物品は、その輸入の許可の日から二年以内に、その免除を受け、若しくは軽減税率若しくは譲許の便益の適用を受けた用途以外の用途に供し、又はこれらの用途以外の用途に供するため譲渡してはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、この限りでない。

(用途外使用等の承認があつた場合の関税の徴収)

第十一条 前条ただし書の承認を受けたとき、又は当該承認を受けないで同条の物品を同条に規定する用途以外の用途に供し、若しくはその用途以外の用途に供するため譲渡したときは、これらの場合に該当することとなつた者から、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額の関税を直ちに徴収する。この場合において、当該承認を受けた物品につき使用による減耗、変質その他のやむを得ない理由による価値の減少があつたときは、関税率法第十条第一項（変質又は損傷による減税）の規定に準じてその関税を軽減することができる。

一 第四条の規定により関税の免除を受けた物品については、その免除を受けた額

二 第九条第一項の軽減税率又は同条第二項の譲許の便益の適用を受けた物品については、特定の用途に供することを要件としない税率により計算した関税の額と当該軽減税率又は当該譲許の便益による税率により計算した関税の額との差額

(関税の免除等を受けた物品の転用)

第十二条 関税率法第二十条の三（関税の軽減、免除等を受けた物品の転用）の規定は、第四条の規定により関税の免除を受け、又は第九条第一項の軽減税率若しくは同条第二項若しくは第九

条の第二項の譲許の便益の適用を受けた物品が、その免除を受け、若しくは軽減税率若しくは譲許の便益の適用を受けた用途以外の用途に供され、又はこれらの用途以外の用途に供するため譲渡される場合について準用する。

(更正の請求の特例)

第十二条の二 納税申告（関税法第七条第一項（申告）の規定による申告又は同法第七条の第十四第一項（修正申告）の規定による修正申告をいう。以下この条において同じ。）をした者は、当該納税申告に係る貨物（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「環太平洋包括的及び先進的協定」という。）の規定に基づき環太平洋包括的及び先進的協定の原産品とされる貨物に限る。）について環太平洋包括的及び先進的協定の規定に基づく関税の譲許の便益の適用を受けていない場合において、当該貨物につき当該譲許の便益の適用を受けることにより、当該納税申告に係る納付すべき税額（当該税額に関し同法第七條の十六第一項又は第三項（更正及び決定）の規定による更正（以下この条において「更正」という。）があつた場合には、当該更正後の税額）が過大となるときは、当該貨物の輸入の許可の日から一年以内に限り、政令で定めるところにより、税関長に対し、当該納税申告に係る税額（当該税額に関し更正があつた場合には、当該更正後の税額）について同法第七条の十五第一項（更正の請求）の規定による更正の請求をすることができる。

(賦課決定の請求)

第十二条の三 関税法第六条の二第一項第二号（税額の確定の方式）に規定する賦課課税方式が適用される貨物を輸入した者は、同法第八条第一項（賦課決定）の規定により、税関長が環太平洋包括的及び先進的協定の規定に基づく関税の譲許の便益を適用しないで当該貨物（環太平洋包括的及び先進的協定の規定に基づき環太平洋包括的及び先進的協定の原産品とされる貨物に限る。）の関税に係る納付すべき税額の決定をした場合において、当該貨物につき当該譲許の便益が適用されることにより、当該決定に係る納付すべき税額（同条第三項の規定による決定があつた場合には、当該決定後の税額）が過大となるときは、当該貨物の輸入の許可の日（同号ロに規定する郵便物にあつては、日本郵便株式会社から交付された日）から一年以内に限り、政令で定めるところにより、税関長に対し、当該決定に係る税額の変更について同条第三項の規定による決定をすべき旨の請求をすることができる。

2 税関長は、前項の規定による決定の請求があつた場合には、その請求に係る貨物が環太平洋包括的及び先進的協定の規定に基づき環太平洋包括的及び先進的協定の原産品とされるものであるかどうかその他の必要な事項について調査しなければならない。

3 税関長は、前項の調査をした場合において、関税法第八条第三項の規定による決定をしないときは、当該決定をすべき理由がない旨をその請求をした者に通知する。

4 第一項の請求に基づく関税法第八条第三項の規定による決定により納付すべき税額が減少した関税（当該関税に係る延滞税を含む。）に係る過納金について同法第十三条第二項（還付及び充当）に規定する還付加算金を計算する場合における同項の規定の適用については、同項第二号中「更正の請求に基づく更正」とあるのは「関税暫定措置法第十二条の三第一項（賦課決定の請求）の請求に基づく賦課決定」と、「その更正の請求」とあるのは「その請求」と、「当該更正」とあるのは「当該決定」とする。

(経済連携協定に基づく締約国原産品であることの確認)

第十二条の四 税関長は、輸入申告がされた貨物について、経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益を適用する場合において、当該貨物が当該経済連携協定の規定に基づき協定締約国の原産品とされるもの（以下この項において「締約国原産品」という。）であるかどうかの確認をするために必要があるときは、当該経済連携協定の規定に基づき、次に掲げる方法によりその確認をすることができる。

- 一 当該貨物を輸入する者に対し、当該貨物が締約国原産品であることを明らかにする資料の提供を求めする方法
- 二 協定締約国の権限ある当局（協定締約国から輸出される貨物が締約国原産品であることを証明する書類の発給又は当該書類の作成をすることができる者の認定に関して権限を有する機関

をいう。第四号において同じ。）、協定締約国の税関当局（関税法、関税率法その他の関税に関する法律に相当する協定締約国の法令を執行する当局をいう。）又は当該貨物の輸出者若しくは生産者に対し、当該貨物について質問し、又は当該貨物が締約国原産品であることを明らかにする資料の提供を求めする方法

三 その職員に、当該貨物の輸出者又は生産者の事務所その他の必要な場所において、その者の同意を得て、実地に書類その他の物件を調査させる方法

四 協定締約国の権限ある当局に対し、当該協定締約国の権限ある当局が当該貨物の輸出者又は生産者の事務所その他の必要な場所において行う検査に、その者の同意を得て、我が国の税関職員を立ち会わせ、及び当該検査において収集した資料を提供することを求める方法

五 その他当該経済連携協定に定める方法

2 前項第二号の質問又は求めは、当該質問又は求めを受けた者が当該質問に対する回答又は当該求めに係る資料の提供をすべき相当の期間を定めて、書面をもつてするものとする。

3 税関長は、その職員に第一項第三号の調査をさせようとするときは、経済連携協定の規定に基づき、同号の輸出者若しくは生産者又はこれらの者が所在する協定締約国が当該調査に同意するかどうかを回答すべき相当の期間を定めて、書面によりその旨を通知するものとする。

4 税関長は、その職員に環太平洋包括的及び先進的協定第四章（繊維及び繊維製品）附属書四一A（繊維及び繊維製品の品目別原産地規則）に掲げる品目に該当する貨物について第一項第三号の調査をさせようとする場合において、当該調査の対象となる貨物に係る申告の内容その他税関が保有する情報に鑑み、違法又は不当な行為を容易にし、当該貨物が環太平洋包括的及び先進的協定の規定に基づき環太平洋包括的及び先進的協定の原産品とされるものであるかどうかの把握を困難にするおそれがあると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による通知を要しない。

5 第一項第四号の求めは、協定締約国が当該求めに応ずるかどうかを回答すべき相当の期間を定めて、書面をもつてするものとする。

6 税関長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受けようとする貨物について、当該経済連携協定の規定に基づき、当該譲許の便益を与えないことができる。

一 当該貨物が当該譲許の便益の適用を受けるための要件を満たしていないとき。

二 当該貨物を輸入する者が当該譲許の便益の適用を受けるために必要な手続をとらないとき。

三 第一項第二号の質問又は求めを行った場合において、当該質問又は求めを受けた者が、第二項の規定により定めた期間内に、当該質問に対する回答若しくは当該求めに係る資料の提供をしないとき、又は当該質問に対する回答若しくは当該求めに対し提供した資料が十分でないとき。

四 協定締約国又は第一項第三号の輸出者若しくは生産者が同号の調査を拒んだとき、又は第三項の規定により定めた期間内に当該通知に対する回答をしないとき。

五 第一項第四号の求めを行った場合において、協定締約国が、当該求めを拒んだとき、前項の規定により定めた期間内に当該求めに対する回答をしないとき、当該求めに係る資料の提供をしないとき、又は当該求めに対し提供した資料が十分でないとき。

六 その他経済連携協定に定める事項に該当するとき。

7 税関長は、第一項の規定による確認をしたときは、当該経済連携協定の規定に基づき、その結果の内容（その理由を含む。）を当該確認の相手方となつた者（当該経済連携協定に定める者に限る。）に通知するものとする。

(環太平洋包括的及び先進的協定に基づく調査)

第十二条の五 税関長は、環太平洋包括的及び先進的協定第四章（繊維及び繊維製品）附属書四一A（繊維及び繊維製品の品目別原産地規則）に掲げる品目に該当する貨物の輸入に關し、関税法、関税率法その他の関税に関する法律に違反する行為があると疑うに足りる事実がある場合において、その事実の確認をするために必要があるときは、環太平洋包括的及び先進的協定の規

定に基づき、その職員に、当該貨物の輸出者又は生産者の事務所その他の必要な場所において、その者の同意を得て、実地に書類その他の物件を調査させることができる。

2 前条第三項及び第四項の規定は税関長がその職員に前項の調査をさせようとする場合について、同条第七項の規定は前項の確認をした場合について、それぞれ準用する。この場合においては、同条第三項中「同号の輸出者若しくは生産者又はこれらの者が所在する協定締結国」とあるのは「次条第一項の輸出者又は生産者」と、同条第四項中「当該貨物が環太平洋包括的及び先進的協定の規定に基づき環太平洋包括的及び先進的協定の原産品とされるもの」とあるのは「関税法、関税定率法その他の関税に関する法律に違反する行為」と読み替えるものとする。

(国際物流拠点産業集積地域に係る課税物件の確定に関する特例)
第十三条 沖繩振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第四十五条第二項(指定保税地域等)の規定により許可を受けた総合保税地域又は同条第三項の規定により許可を受けた保税工場(同法第四十三条第一項(国際物流拠点産業集積地域における事業の認定)の認定(同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。))を受けた者がした関税法第六十一条の五第一項(保税工場の許可の特例)の規定による届出により同条第二項の規定により同法第五十六条第一項(保税工場の許可)の許可を受けたものとみなされる場所で、当該認定に係る事業の用に供する沖繩振興特別措置法第四十二条第一項(国際物流拠点産業集積計画の実施状況の報告等)に規定する提出国際物流拠点産業集積計画に定められた同法第四十一条第二号(国際物流拠点産業集積計画の作成等)に規定する国際物流拠点産業集積地域の区域内にある土地又は施設に係るものを含む。)における関税法第五十六条第一項に規定する保税作業による製品である外国貨物が令和七年三月三十一日までに輸入される場合において、同法第七条第二項(申告)の規定により提出される輸入申告書又は同法第七条第二項(申告の特例)に規定する特例申告書に、当該貨物に係る関税の確定については同法第四条第一項本文(課税物件の確定の時期)の規定の適用を受けたい旨の記載があるときは、当該貨物に係る関税の確定については、同項第二号に係る同項ただし書の規定にかかわらず、同項本文の規定を適用する。

2 前項の規定は、本邦の産業に対する影響等を考慮して同項の規定を適用することを適当としない貨物として政令で定める貨物については、適用しない。

(沖繩県から出域をする旅客の携帯品に係る関税の免除)
第十四条 沖繩県の区域から当該区域以外の本邦の地域へ出域をする旅客が、個人的用途に供するため、政令で定める金額の範囲内で、政令で定めるところにより税関長の承認を受けた小売業者から購入した沖繩振興特別措置法第二十六条(輸入品を携帯して出域する場合の関税の免除)に規定する物品であつて、同条に規定する旅客ターミナル施設等において輸入するもの(当該出域の際に携帯して移出するものに限る。)については、令和九年三月三十一日までの間、その関税を免除する。

2 前項の規定により関税の免除を受けた物品について、個人的用途以外の用途に供された場合又は同項に規定する出域の際に携帯して移出されなかつた場合には、同項の規定により免除を受けた関税を、直ちに徴収する。

3 税関長は、第一項の承認を受けた小売業者が関税法その他関税に関する法令の規定に違反した場合においては、その承認を取り消すことができる。

4 第一項の規定による関税の免除の手続その他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(税関職員の権限)
第十五条 関税法第一百五十五条第一項第五号(税関職員の権限)の規定は、第四条の規定により関税を免除した場合又は第九条第一項の軽減税率若しくは同条第二項若しくは第九条の二第一項の譲許の便益を適用した場合について準用する。この場合において、第九条第一項の規定に係る場合には、同号中「関税の軽減若しくは免除を受けた貨物」とあるのは「軽減税率の適用を受けた貨物」と、同条第二項又は第九条の二第一項の規定に係る場合には、同号中「関税の軽減若しくは免除を受けた貨物」とあるのは「関税の譲許の便益の適用を受けた貨物」と読み替えるものとする。

2 税関職員は、前項の規定により職務を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)
第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。
一 第九条の二第六項の規定に違反して同項の製造用原料品を同項に規定する用途以外の用途に供し、又はこれに供するため譲渡した者
二 第十条の規定に違反して同条の物品を同条に規定する用途以外の用途に供し、又はこれに供するため譲渡した者

第十七条 第十五条第一項において準用する関税法第一百五十五条第一項第五号(製造用原料品等に係る税関職員の権限)の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務又は財産について、前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

(犯則事件の調査及び処分)
第十九条 関税法第十一章(犯則事件の調査及び処分)の規定は、前三条の犯則事件の調査及び処分について準用する。

附則 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。
附則 (昭和三十六年三月三十一日法律第二十七号) 抄
1 この法律は、昭和三十六年六月一日から施行する。ただし、次項の規定は、同年四月一日から施行する。

附則 (昭和三十七年三月三十一日法律第五十二号) 抄
1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附則 (昭和三十八年三月三十一日法律第六十八号) 抄
1 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。ただし、第一条中関税定率法第十三条、第十七条第三項、第十七条の二第三項、第十八条及び第十九条の改正規定、第二条中関税法第八条、第十一条及び第一百七十七条の改正規定並びに同法に第十二条の二の規定を加える改正規定並びに第三条中関税暫定措置法第七条第二項の改正規定は、昭和三十八年七月一日から施行する。

附則 (昭和三十九年三月三十一日法律第三十一号) 抄
1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附則 (昭和四十年三月三十一日法律第三〇号) 抄
1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

附則 (昭和四十一年三月三十一日法律第三十八号) 抄
1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附則 (昭和四十二年三月三十一日法律第七号) 抄
1 この法律は、昭和四十二年四月一日から施行する。

附則 (昭和四十二年五月二十七日法律第一一号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

附則 (昭和四十三年三月三十一日法律第五号) 抄
1 この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。

附則 (昭和四十四年三月三十一日法律第七号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。

附則 (昭和四十四年三月三十一日法律第七号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。

附則 (昭和四十四年三月三十一日法律第七号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。

附則 (昭和四十四年三月三十一日法律第七号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。

附則 (昭和四十四年三月三十一日法律第七号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。

三 第二条中関税暫定措置法第七条第一項の改正規定(第二号に係る部分に限る。)、同法第七条第四項及び第七条の二第一項の改正規定、同法第七条の三第一項の改正規定(第二号に係る部分に限る。)、同法第七条の三第三項の改正規定、同法第八条第一項の改正規定並びに同法別表第一第二七・〇九号の改正規定(同号の(2)に係る部分に限る。)、及び同法別表第一第二七・一〇号の改正規定(同号の(四)のAの(1)及び(2)の(i)、同号の(四)のBの(1)及び(2)の(i)並びに同号の(四)のCの(1)及び(2)の(i)に係る部分に限る。)、石油税法(昭和五十三年法律第二十五号)の施行により保税地域から引き取られる原油並びに重油及び粗油について石油税が課されることとなる日

(特定の期間において適用すべき新定率法別表の付表第一号に掲げる物品に対する税率等)

第二条

2 昭和五十三年四月一日から附則第一条第一号に掲げる日の前日までの間においては、改正後の関税暫定措置法(以下「新暫定法」という。)別表第五の第二欄の(1)のDに掲げる物品に係る税率は一リットルにつき一、六〇〇円と、同表の第二欄の(2)のBに掲げる物品に係る税率は一リットルにつき一、三〇〇円と、同表の第二欄の(3)のGに掲げる物品に係る税率は一リットルにつき一、六〇〇円と、同表の第二欄の(4)のDに掲げる物品に係る税率は一リットルにつき一、三七〇円として、新暫定法第八条の五の規定を適用する。

第三条

昭和五十三年四月一日から附則第一条第三号に掲げる日の前日までの間においては、新暫定法別表第一第二七・〇九号中「五三〇円」とあるのは「六四〇円」と、新暫定法第七条第一項第一号又は第七条の三第一項第一号中「四百四十円」とあるのは「五百三十円」として、新暫定法第二条第一項又は第七条第一項第一号若しくは第七条の三第一項第一号の規定を適用する。

附則

(昭和五十四年三月九日法律第二号)

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法(以下「旧暫定法」という。)第七条第一項第一号又は第七条の三第一項の規定により関税の軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に旧暫定法第七条第四項、第七条の二第一項又は第七条の三第三項の規定により関税の還付を受けることができる場合、当該物品は、「五百三十円」として、これらの規定を適用する。

附則

(昭和五十四年三月九日法律第二号)

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法(以下「旧暫定法」という。)第七条第一項第一号又は第七条の三第一項の規定により関税の軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に旧暫定法第七条第四項の規定により関税の還付を受けることができる場合に該当することとなつた場合における関税の還付については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にした行為及び前二項の規定により従前の例によることとされる物品又は関税の還付に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和五十五年三月三十一日法律第七号) 抄

第一条 この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中関税定率法第五条、第八条、第九条及び第十一条の改正規定、第二条中関税法第五条、第六条の二第一項第二号、第十二条第七項第三号、第十四条第一項及び第七十二条の改正規定並びに第三条中関税暫定措置法第八条の六第一項の改正規定(「第六条から第八条まで、第九条第一項」を「第六条、第七号、第八条第一項若しくは第二項、第九条第一項若しくは第二項」に改める部分に限る。)、千九百七十九年四月十二日ジュネーブで作成された関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定が日本国について効力を生ずる日又は関税及び貿易に関する一般協定第六条、第十六条及び第二十三条の解釈及び適用に関する協定が日本国について効力を生ずる日のいずれか遅い日

附則

(昭和五十六年三月三十一日法律第五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項の改正規定、第三条第十一号の改正規定、第四条第一項の表の改正規定、同条に一項を加える改正規定、第二十二号第一項及び第二項の改正規定、同条第三項の表の改正規定、同条第四項の改正規定、第二十二号及び第二十一号の表の改正規定並びに同条第二項の改正規定並びに附則第五条から第八条まで、第十条及び第十一条の規定は、同年五月一日から施行する。

附則

(昭和五十六年五月二十七日法律第五十四号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法第七条の四第一項第四号又は第八条第一項の規定により関税の免除又は軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則

(昭和五十六年五月二十七日法律第五十四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第五条 改正後の所得税法第二百四十四号第二項、法人税法第六百六十四号第二項、相続税法第七十一条第二項、酒税法第六十二条第二項、砂糖消費税法第三十九号第二項、揮発油税法第三十一条第二項、地方道路税法第十七号第二項、石油ガス税法第三十一条第二項、石油税法第二十七号第二項、物品税法第四十七号第二項、トランプ類税法第四十一条第二項、入場税法第二十八号第二項、取引所税法第二十条第二項、関税法第一百七十七号第二項、関税暫定措置法第十四号第二項、沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十七号第六項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第二十五条第二項の規定は、この法律の施行後にした所得税法第二百三十八号第一項、法人税法第五十九条第一項、相続税法第六十八号第一項、酒税法第五十四号第一項若しくは第二項若しくは第五十五条第一項、砂糖消費税法第三十五条第一項、揮発油税法第二十七号第一項、地方道路税法第十五号第一項、石油ガス税法第二十八号第一項、石油税法第二十四号第一

項、物品税法第四十四条第一項、トランプ類税法第三十七条第一項、入場税法第二十五条第一項、取引所税法第十六条後段、第十七条第一項、第十七条ノ二第一項若しくは第十八条後段、関税法第一百条第一項から第三項まで、関税暫定措置法第十二条第一項、沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十七条第一項又は輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第二十三条第一項の違反行為について適用し、この法律の施行前にしたこれらの規定の違反行為については、なお従前の例による。

附則 (昭和五十七年三月三十一日法律第九号)

(施行期日) 1 この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

(経過措置) 2 この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法第八条第一項の規定により関税の軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和五十八年三月三十一日法律第二二号)

(施行期日) 第一条 この法律は、昭和五十八年四月一日から施行する。

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の関税暫定措置法第八条第一項の規定により関税の軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

(関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行前に前条の規定による改正前の関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律附則第三条第三項の規定により関税の免除を受けた物品については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為及び附則第二条又は前条の規定によりなお従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和五十八年五月二四日法律第五三号)

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五十九年三月三十一日法律第八号)

(施行期日) 第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 施行日前に第三条の規定による改正前の関税暫定措置法第七条の五第一項第二号の規定により関税の軽減又は免除を受けた物品については、なお従前の例による。

2 第三条の規定による改正前の関税暫定措置法別表第一の四に掲げる物品のうち、同条の規定による改正後の関税暫定措置法別表第一の四に掲げる物品に該当しないもので施行日前に輸出されたものに係る関税暫定措置法第八条第一項の規定による関税の軽減については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為及び前条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和五十九年四月一三日法律第一四号)

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中酒税法第二十二条の改正規定並びに附則第三条から第五条まで、第七条及び第八条の規定は、昭和五十九年五月一日から施行する。

(罰則に係る経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる酒税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和五十九年八月一〇日法律第七一号)

(施行期日) 第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十六条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (昭和六〇年三月三〇日法律第一〇号)

(施行期日) 1 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法第七条の四第一項の規定により関税の還付を受けることができることとなつた場合における関税の還付については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる関税の還付に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和六〇年二月二〇日法律第九六号)

(施行期日) 1 この法律は、昭和六十一年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法第八条の七の軽減税率の適用を受けた改正前の同法別表第一第二七・一〇号の一の(一)のCの(b)の(1)若しくは(2)、第二七・一一号の(2)の(i)、第三八・一九号の五の(三)の(1)又は第七八・〇一号の一の(一)のAに掲げる物品については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和六二年三月三十一日法律第一五号)

(施行期日) 第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の関税暫定措置法第七条第一項の規定により関税の軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和六二年三月三十一日法律第一三三号)

(施行期日) 第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。ただし、第二条中関税暫定措置法別表第三第七六・〇一号を削る改正規定は、昭和六十三年一月一日から施行する。

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の関税暫定措置法第七条の五第一項第三号の規定により関税の軽減又は免除を受けた物品については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)
第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和六十二年六月二〇日法律第八〇号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、同条約が昭和六十三年一月一日に効力を生じない場合において、この法律を同日から施行したとしても関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約(次項において「品目表条約」という。)の締約政府としての義務に反しないときは、同日から施行する。

2 この法律を昭和六十三年一月一日から施行したとしても品目表条約の締約政府としての義務に反しないこととなつた場合には、外務大臣はその旨を速やかに告示するものとする。

3 第一項の規定によるこの法律の施行日が昭和六十三年一月一日に確定した場合には、大蔵大臣はその旨を速やかに告示するものとする。

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行前に第三条の規定による改正前の関税暫定措置法第八条の七の規定により関税の軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和六十二年九月二五日法律第九六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十二年十月一日から施行する。

附則 (昭和六三年三月三一日法律第五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。ただし、第二条中関税暫定措置法第七条第一項及び第七条の二第二項の改正規定、同法第七条の三の見出し及び同条第一項から第四項までの改正規定並びに同法別表第一(A)第二七・〇九項を削る改正規定及び同表第二七・〇〇号の改正規定(「六四〇円」を「五三〇円」に改める部分に限る。)は、昭和六十三年八月一日から施行する。

(特定の期間において適用すべき新暫定法別表第一(A)第二七・〇〇号に掲げる物品に対する税率)

第二条 昭和六十三年四月一日から同年七月三十一日までの間においては、第二条の規定による改正後の関税暫定措置法(以下「新暫定法」という。)別表第一(A)第二七・〇〇号中「四六円」とあるのは、「五六円」として、新暫定法第二条の規定を適用する。

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 昭和六十三年四月一日から同年七月三十一日までの間においては、第二条の規定による改正前の関税暫定措置法(以下「旧暫定法」という。)第七条第一項、第七条の二第一項又は第七条の三第一項若しくは第四項中「昭和六十三年三月三十一日」とあるのは、「昭和六十三年七月三十一日」として、これらの規定を適用する。

2 新暫定法第七条第一項、第七条の二第一項又は第七条の三第四項の規定は、昭和六十三年八月一日以後に輸入された関税納付済み原油等(新暫定法第七条第一項に規定する関税納付済み原油等をいう。以下同じ。)に係る関税の還付について適用し、同日前に輸入された関税納付済み原油等に係る関税の還付については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に旧暫定法第七条の四第一項の規定により関税の還付を受けることができることとなつた場合における関税の還付については、なお従前の例による。

4 新暫定法第八条第一項の規定は、この法律の施行後に輸出された貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減については適用し、この法律の施行前に輸出された貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前に旧暫定法第八条の七の軽減税率の適用を受けた旧暫定法別表第一(A)第八四二七・一〇号若しくは第八四二七・二〇号又は旧暫定法別表第一(B)第二七・一一・一二号の(1)、第二七・一一・一三号の(1)、第二七・一一・一四号の(2)の(i)若しくは第二七・一一・一九号の(1)の(i)に該当する物品については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為及び前条第二項から第五項までの規定により従前の例によることとされる関税の還付若しくは軽減又は物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和六三年二月三〇日法律第一〇九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 及び二 略
- 三 次に掲げる規定 昭和六十四年四月一日

イからリまで 略

又 附則第八十二条及び第八十三条の規定、附則第八十四条の規定(災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第七条第一項及び第二項の改正規定に限る。)並びに附則第八十六条から第九九条まで及び第一百一条から第一百五十五条までの規定

附則 (平成元年三月三一日法律第一三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成元年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条中関税暫定措置法別表第一(A)第二〇〇二・九〇号の改正規定、同表第二〇・〇九項を削る改正規定及び同表第二一・〇三項中第二一・〇三・二〇号を削る改正規定 平成元年七月一日
- 二 第三条中関税暫定措置法第七条の五の次に一条を加える改正規定及び同法別表第一中「暫定関税率表(第二条)の下に、第七条の六、第八条」を加える改正規定(、第七条の六)を加える部分に限る。)並びに附則第七条の規定 平成三年四月一日

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)
第二条 この法律の施行前に第三条の規定による改正前の関税暫定措置法(以下この条において「旧暫定法」という。)第六条の二若しくは第六条の三の規定により関税の免除を受けた物品又は旧暫定法第八条の七の軽減税率の適用を受けた旧暫定法別表第一(A)第一〇〇五・九〇号に掲げるともなるこしのうちポップコーンの製造に使用するもの(爆裂種のものに限る。)については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧暫定法第七条の四第一項の規定により関税の還付を受けることができることとなつた場合における関税の還付については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる物品又は関税の還付に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二年三月三一日法律第一七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二年四月一日から施行する。

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の関税暫定措置法(以下この条において「旧暫定法」という。)第七条第一項又は第七条の二第一項の規定により関税の還付を受けることができることとなつた場合における関税の還付については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧暫定法第八条の七の軽減税率の適用を受けた次に掲げる物品については、なお従前の例による。

一 旧暫定法別表第一（A）第二七一〇・〇〇号の（一）の（c）の（b）の（1）に掲げる揮発油のうちアンモニアの製造に使用するもの

二 旧暫定法別表第一（A）第六九〇九・一一号の（1）及び第六九〇九・一九号の（1）に掲げる物品

三 旧暫定法別表第一（A）第八四一四・四〇号の（2）並びに第八四一四・八〇号の（1）の（i）及び（2）に掲げる物品

四 旧暫定法別表第一（A）第八四一五・八二号の（2）の（i）に掲げる物品並びに第八四一五・九〇号に掲げる部分品のうち主として税関空港において航空機内の空気の温度及び湿度の調整に使用する機器のもの

五 旧暫定法別表第一（A）第八四二五・一一号、第八四二五・一九号、第八四二五・三二号、第八四二五・三九号、第八四二五・四二号及び第八四二五・四九号に掲げる物品

六 旧暫定法別表第一（A）第八四二六・一二号、第八四二六・四一號、第八四二六・四九号、第八四二六・九一號及び第八四二六・九九号に掲げる物品

七 旧暫定法別表第一（A）第八四二七・九〇号に掲げる物品

八 旧暫定法別表第一（A）第八四二八・二〇号、第八四二八・三二号の（1）、第八四二八・三三号、第八四二八・三九号及び第八四二八・九〇号の（1）に掲げる物品

九 旧暫定法別表第一（A）第八四三一・一〇号、第八四三一・二〇号、第八四三一・三九号及び第八四三一・四九号の（1）に掲げる物品

十 旧暫定法別表第一（A）第八四〇九・〇〇号に掲げる物品

十一 旧暫定法別表第一（A）第八七〇一・二〇号及び第八七〇一・九〇号の（2）に掲げる物品

十二 旧暫定法別表第一（A）第八七〇九・一一号、第八七〇九・一九号及び第八七〇九・九〇号に掲げる物品

十三 旧暫定法別表第一（A）第八七一六・三一號、第八七一六・三九号、第八七一六・四〇号及び第八七一六・九〇号に掲げる物品

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる関税の還付又は物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成三年三月三〇日法律第一七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三年四月一日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、平成四年一月一日から施行する。

一 略

二 第二条中関税暫定措置法別表第一（A）第三〇三・〇五項から第三〇三・〇七項まで、第三〇四・〇三項、第三〇四・〇四・一〇号、第三〇四・〇六・一〇号、第三〇九・〇二項、第三〇九・〇九項、第一五・一九項、第一八〇六・二〇号、第二二〇六・〇〇号、第三五・〇二項、第三八〇六・一〇号、第三八〇九・九一號、第四二・〇二項、第五九一・一〇号、第六一・〇四項、第六四・〇六項、第七三〇八・四〇号、第八二〇一・五〇号、第八四一・一六項、第八四一八・五〇号、第八四・七〇項、第八五・二二項、第八五・二八項、第八七・〇二項、第九〇・二五項、第九〇・二九項及び第九五・〇六項の改正規定、同表（B）第一五・一九項、第二二〇六・〇〇号、第二八・一八項、第二八五〇・〇〇号、第三八〇九・九二号及び第三八〇九・九九号の改正規定、同号を同表（B）第三八〇九・九三号とする改正規定、同表（B）第四二・〇二項、第四八二〇・三〇号、第五九一・一〇号、第六二・〇四項、第六三・〇六項、第九五・〇六項及び第九六〇三・二二号の改正規定、同法別表第二第三〇三・〇五項から第三〇三・〇七項ま

で、第三〇九・〇二項、第三〇九・〇九項、第一五・一九項、第一八〇六・二〇号及び第二二〇六・〇〇号の改正規定、同法別表第三三五・〇二項、第四二・〇二項、第六一・〇四項及び第六二・〇四項の改正規定並びに同法別表第四六四・〇六項の改正規定

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の関税暫定措置法第七条の二第一項の規定により関税の還付を受けることができることとなった場合における関税の還付については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる関税の還付に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成四年三月三一日法律第一七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成四年四月一日から施行する。

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この法律の施行前に第三条の規定による改正前の関税暫定措置法第七条の二第一項の規定により関税の還付を受けることができることとなった場合における関税の還付については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる関税の還付に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成五年三月三一日法律第一二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成五年四月一日から施行する。

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の関税暫定措置法第四条の規定により関税の免除を受けた物品については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成六年三月三一日法律第二五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成六年四月一日から施行する。

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この法律の施行後にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成六年三月三一日法律第二七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成六年二月二八日法律第一一八号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第二条及び第五条の規定並びに附則第三条、第四条（別表第一（A）」を「別表第一」に改める部分に限る。）、第五条及び第六条の規定は、平成七年四月一日（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日）が平成七年四月一日後となる場合には、当該効力を生ずる日以後の政令で定める日）から施行する。

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第五条の規定の施行前に同条の規定による改正前の関税暫定措置法第三条又は第七条の二第一項の規定により関税の免除又は軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下同じ。）の施行前にした行為並びに附則第三条及び前条の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成七年三月三十一日法律第五六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、平成八年一月一日から施行する。

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行前に第三条の規定による改正前の関税暫定措置法（以下この条において「旧暫定法」という。）第八条の七の規定により軽減税率の適用を受けた次に掲げる物品については、なお従前の例による。

一 旧暫定法別表第一第一七〇二・九〇号の四の（二）に掲げる物品

二 旧暫定法別表第一第二二〇八・四〇号に掲げる物品

三 旧暫定法別表第一第二七一〇・〇〇号の（一）の（c）の（b）の（1）に掲げる揮発油のうちガスマス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第二項に規定する一般ガスマス事業者がガスの製造に使用するもの

四 旧暫定法別表第一第二八二六・二〇号に掲げる物品

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の各改正規定の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる物品に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成八年三月三十一日法律第一九号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行前に第三条の規定による改正前の関税暫定措置法第七条の二第一項の規定により関税の免除又は軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

第三条 第三条の規定による改正後の関税暫定措置法第八条第一項の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に輸出される貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減については適用し、施行日前に輸出された貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成八年五月二十九日法律第五三号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十五条から第四十二条までの規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成九年三月二十六日法律第五号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行前に第三条の規定による改正前の関税暫定措置法（次項において「旧暫定法」という。）第六条第一項の規定により関税の免除を受けた物品については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧暫定法第七条第一項の規定により関税の還付を受けることができることとなつた場合における関税の還付については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる物品又は関税の還付に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成九年五月三〇日法律第六二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

附則（平成一〇年三月三十一日法律第二六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第三条中関税暫定措置法第十条の二の次に二条を加える改正規定 沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律（平成十年法律第二十一号）中沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第三百三十一号）第十八条の二を同法第十八条の七とし、同条の次に一条を加える改正規定（同法第十八条の二を同法第十八条の七とする部分を除く。）及び同法第二十五条の二の次に一条を加える改正規定の施行の日

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一〇年六月二十二日法律第一〇一号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附則（平成一一年三月三十一日法律第五号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第三条中関税暫定措置法第八条の四第五項の改正規定 繊維産業構造改善臨時措置法（昭和四十二年法律第八十二号）の廃止の日（平成十一年七月一日）

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行前に第三条の規定による改正前の関税暫定措置法第七条の二第一項の規定により関税の免除又は軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

第三條 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二十一年三月三十一日法律第二十九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二十一年二月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五十五条、第千三百六十六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附則（平成二十二年三月三十一日法律第二六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定、第三条中関税法の四の改正規定、同法第二章第二節中第七條の五を第七條の十七とする改正規定、同法第七條の四の改正規定、同条を同法第七條の十六とする改正規定、同法第七條の三の改正規定、同条を同法第七條の十五とする改正規定、同法第七條の二の改正規定、同条を同法第七條の十四とし、同法第七條の次に二條を加える改正規定、同法第九條、第九條の二、第十條から第十三條まで、第十四條、第十四條の二、第二十四條、第五十八條の二（見出しを含む。）、第六十二條の十五、第六十七條、第六十八條、第七十二條、第七十三條、第九十七條及び第百五條の改正規定、同法第百十三條の二を同法第百十三條の三とし、同法第百十三條の次に一條を加える改正規定、同法第百十五條及び第百十六條の改正規定、同法第百十七條の改正規定（「第百十三條の二」を「第百十三條の一」（特例申告書を提出期限までに提出しない罪）、第百十三條の三）に、「第六号まで（許可）を」第七号まで（許可）に改める部分に限る。）、第四條中関税暫定措置法第十條の三及び第十條の四の改正規定並びに附則第五條及び第七條から第十六條までの規定については、平成十三年三月一日から施行する。

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行前に第四条の規定による改正前の関税暫定措置法第七條の二第一項の規定により関税の免除又は軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二十三年三月三十一日法律第二二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第五條の規定並びに附則第七條、第八條、第十條、第十三條及び第十五條の規定は、平成十四年一月一日から施行する。

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 施行日前に第四条の規定による改正前の関税暫定措置法（次項、第三項及び次条において「旧暫定法」という。）第十條の四第一項の規定により関税の払戻しを受けることができることとなつた場合における関税の払戻しについては、なお従前の例による。

2 旧暫定法第十條の四第一項の規定によりされた承認は、第四條の規定による改正後の関税暫定措置法（次項において「新暫定法」という。）第十條の四第一項の規定によりされた承認とみなす。

3 前項の規定により新暫定法第十條の四第一項の規定によりされたこととみなされる承認を受けている同項の小売業者が施行日前に輸入された物品を施行日から二月を経過する日までの間に販売した場合、旧暫定法第十條の四（第二項を除く。）の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為及び前条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる関税の払戻し及び同条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧暫定法第十條の四の規定による関税の払戻しに係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二十四年三月三十一日法律第一六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条中関税暫定措置法第七條の六の次に二條を加える改正規定（第七條の七を加える部分に限る。） この法律の公布の日
- 二 第二条中関税暫定措置法第七條の三第一項の改正規定（「条約に規定する税率」を「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第三十八表の日本国の譲許表に定める税率（第七條の八及び第八條の二において「協定税率」という。）に改める部分に限る。）、同法第七條の六の次に二條を加える改正規定（第七條の八を加える部分に限る。）、及び同法第八條の二第一項第二号の改正規定、新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定の効力発生の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の規定による改正後の関税暫定措置法（以下この条において「新暫定法」という。）第七條の第二項又は第十二項の調査（以下この項及び次項において「新暫定法調査」という。）の対象となる貨物について前条第一号に定める日開始された関税率法第九條第六項の調査（以下この項において「定率法調査」という。）が継続している場合であつて、当該定率法調査の全部又は一部が新暫定法調査と実質的に重複すると認められるときは、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定第十二條1の規定に基づき中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）が世界貿易機関へ加入するため世界貿易機関との間において合意した条件を定めた議定書（次項において「加入議定書」という。）第十六節の規定に反しない限りにおいて、当該定率法調査の全部又は一部について、新暫定法調査として行ったものとみなすことができる。

2 新暫定法調査の対象となる貨物について前条第一号に定める日開始された加入議定書第十六節2、3又は8の規定に係る調査（以下この項において「施行前調査」という。）が継続している場合であつて、当該施行前調査の全部又は一部が新暫定法調査と実質的に重複すると認められるときは、加入議定書第十六節の規定に反しない限りにおいて、当該施行前調査の全部又は一部について、新暫定法調査として行ったものとみなすことができる。

3 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の関税暫定措置法（以下この条において「旧暫定法」という。）第七條第一項の規定により関税の還付を受けることができることとなつた場合における関税の還付については、なお従前の例による。

4 新暫定法第八條第一項の規定は、この法律の施行後に輸出される貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減について適用し、この法律の施行前に輸出された貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前に旧暫定法第八條の七の規定により軽減税率の適用を受けた次に掲げる物品については、なお従前の例による。

- 一 旧暫定法別表第一第二〇八・六〇号に掲げる物品
- 二 旧暫定法別表第一第二七一〇・一一号の一の（一）の（c）の（b）の（2）に掲げる物品

6 旧暫定法第十条の四第一項の規定によりされた承認は、新暫定法第十条の四第一項の規定によりされた承認とみなす。

7 この法律の施行前に旧暫定法第十条の四第一項の規定により関税の免除を受けた物品については、同条第二項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条第四項又は第五項の規定により従前の例によることとされる関税の軽減又は物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成十四年二月四日法律第二二六号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、附則第九条から第十八条まで及び第二十条から第二十五条までの規定は、同年十月一日から施行する。

附則（平成十五年三月三十一日法律第一一〇号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

第三条 この法律の施行前に第三条の規定による改正前の関税暫定措置法（以下この条において「旧暫定法」という。）第八条の七の規定により軽減税率の適用を受けた次に掲げる物品については、なお従前の例による。

一 旧暫定法別表第一第二〇七・一〇号の一の（一）又は二に掲げる物品
二 旧暫定法別表第一第二二〇八・九〇号の一の（一）のA又はBに掲げる物品

第四条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成十五年七月四日法律第一〇三号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成十六年三月三十一日法律第一五五号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成十六年二月二五日法律第一四二号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。

附則（平成十七年三月三十一日法律第二二二号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中関税法の目次の改正規定（「第四十一条の二」を「第四十一条の三」に改める部分を除く。）、同法第二条第一項第四号の二の改正規定、同法第六条の二第一項第二号への改正規定、同法第七条の五第一号の改正規定及び同号を同号ホとし、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える改正規定、同法第七条の六第四項の改正規定、同法第七条の十二第一項第二号中ニをホとし、イからハまでをロからニまでとし、同号に次のように加える改正規定、同法第八条第二項の改正規定、同法第九条第三項及び第四項の改正規定、同法第九条の三第一項第三号の改正規定、同法第二章第四節の二中第十二条の三の次に一条を加える改正規

定、同法第十三条第二項第一号の改正規定、同法第十四条第一項第四号及び第二項第五号並びに第四項の改正規定、同法第十四条の二第二項の改正規定、同法第七十二条の改正規定、同法第七十三条第一項の改正規定、同法第九十四条第一項の改正規定及び同条第二項の改正規定（「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第四条」を「電子帳簿保存法第四条」に改める部分及び同項の表の上欄中「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」を「電子帳簿保存法」に改める部分を除く。）、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を加える改正規定、同法第九十五条第三項の改正規定（「の規定により」を「同条第二項において準用する場合を含む。」の規定により）に改める部分に限る。）、同法第一百五十五条第一項第四号の二の改正規定、同法第一百五十五条第五号の改正規定（「第九十四条第一項」の下に「（同条第二項において準用する場合を含む。）」を加える部分に限る。）、同法第十一章第二節中第三百三十七條の二に一條を加える改正規定、同法第三百三十七條の改正規定、同法第三百三十八條第一項の改正規定並びに同法第四百零一條第一項及び第二項の改正規定並びに第五條中関税暫定措置法第十一条第一項の改正規定及び同法第十三條の改正規定並びに附則第三条第一項、第五項及び第六項、附則第六条並びに附則第七条の規定、附則第八条中輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第六条第五項の改正規定並びに同法第十九条第一項の改正規定及び同条に一項を加える改正規定並びに附則第十条及び附則第十一条の規定 平成十七年十月一日

二 略

三 第五条中関税暫定措置法第七条の五第一項第一号及び第二号の改正規定、同条第三項の改正規定、同法第七条の六第一項第一号及び第二号の改正規定並びに同条第二項の改正規定（「輸入数量」の下に「（第八条の七第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量を除く。第七項において同じ。）」を加える部分に限る。）、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の効力発生の日

（罰則に関する経過措置）
第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成十八年三月三十一日法律第一七〇号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第三条の規定、第五条中関税法第十二条の二から第十二条の四までの改正規定、第七條中同法第六十九條の二第一項に一號を加える改正規定、同條第二項の改正規定、同法第六十九條の三の改正規定、同法第六十九條の四の改正規定、同法第六十九條の五の改正規定、同法第六十九條の六第八項第一號の改正規定、同法第六十九條の八第一項第十號の改正規定、同法第六十九條の七の改正規定（「前条第十項」を「第六十九條の六第十項（輸出差止申立てに係る供託等）」に改める部分を除く。）、同法第七十五條の改正規定（「農林水産大臣」を「農林水産大臣等」に改める部分及び「同項第三号」の下に「及び第四号」を加える部分に限る。）、及び同法第八條の四の改正規定（「及び第三号」を「から第四号まで」に改める部分及び「同号」を「同項第三号及び第四号」に改める部分に限る。）並びに第十條の規定並びに附則第三条の規定及び附則第十三條の規定 平成十九年一月一日

四から六まで 略

七 第一条中関税暫定率法第九条の改正規定、第九条中関税暫定措置法第七条の八の改正規定、同法第七条の九の次に一條を加える改正規定及び同法第八条の七の次に一條を加える改正規定並びに附則第八条の規定 経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定の効力発生の日

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 この法律の施行前に第九条の規定による改正前の関税暫定措置法（次項において「旧暫定法」という。）第六条第一項又は第七条第一項の規定により関税の還付を受けることができることとなった場合における関税の還付については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧暫定法第八条の九第一項の軽減税率の適用を受けた次に掲げる物品については、なお従前の例による。

- 一 旧暫定法別表第一第二七〇九・〇〇号の（一）に掲げる物品
- 二 旧暫定法別表第一第二七一〇・一九号の（三）のAの（一）及びBの（一）に掲げる物品

（罰則に関する経過措置）

第六条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為及び附則第四条の規定により従前の例によることとされる関税の還付又は物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成十八年二月八日法律第一〇五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律中第七条の十の次に一条を加える改正規定、第八条の八の次に一条を加える改正規定及び附則第二条の規定は経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の効力発生の日から、その他の規定は経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の効力発生の日又は平成十九年四月一日のいずれか早い日から施行する。

附則（平成十九年三月三十一日法律第二〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条中関税法第十五条の二を同法第十五条の三とし、同法第十五条の次に一条を加える改正規定、同法第十八条の二の改正規定、同法第二十四条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第七十五条の改正規定、同法第七十六条の改正規定、同法第八十条の四から第九十条の二までの改正規定、同法第一百一条の改正規定、同法第一百三十三号の三から第一百四十四条までの改正規定、同法第一百四十四条の二の改正規定（同条第九号の次に一号を加える部分を除く。）、同法第一百五十五条の改正規定、同法第一百五十五条の二の改正規定（「該当する者は、」の下に「一年以下の懲役又は」を加える部分に限る。）、同条の次に一条を加える改正規定、同法第一百六十六条から第一百八条までの改正規定及び同法第三十六号の二の改正規定並びに第四条中関税暫定措置法第十七条の改正規定並びに附則第十一条中通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）第六号の改正規定及び附則第十三条の規定 平成十九年六月一日
- 二 略
- 三 第二条中関税法第四条の改正規定、同法第七条の二第二項の改正規定（当該許可ごと）に削る部分に限る。）、同法第三十四条の改正規定、同法第四十一条の改正規定、同法第五十条から第五十五条までの改正規定、同法第六十一条の三の次に二条を加える改正規定、同法第六十二条の改正規定、同法第六十七条の二の改正規定、同法第六十九条の十二の改正規定、同法第七十九条の改正規定、同法第一百一条の改正規定、同法第一百五十五条の改正規定及び同法第一百五十五条の二第八号の改正規定並びに第四条中関税暫定措置法第八条の四第一項の改正規定（同法第六十二条）を「同法第六十一条の四」に改める部分に限る。）、及び同法第十三条第一項の改正規定（平成十九年三月三十一日）を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分を除く。）、並びに附則第六条中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第二百十二号）第七条の改正規定、附則第七条中輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第二条の改正規定、同法第三条の改正規定、同法第四条の改正規定及び同法第十条の改正規定、附則第十一条

中通関業法第二条第一号イの（一）の（四）の改正規定並びに附則第十四条の規定 平成十九年十月一日

四 略

- 五 第三条の規定並びに第四条中関税暫定措置法第八条の四第一項の改正規定（同法第六十二条）を「同法第六十一条の四」に改める部分を除く。）、及び同法第八条の六第四項の改正規定（「郵便物を受け取った旨の通知」の規定による通知）を「（郵便物の輸出入の簡易手続）の規定による提示」に改める部分に限る。）、並びに次条、附則第六条中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第九条の改正規定、附則第八条の規定、附則第十条の規定及び附則第十二条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日
- 六 第五条の規定及び附則第九条の規定 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の効力発生の日又はこの法律の施行の日をいずれか遅い日

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 平成十九年度に限り、第四条の規定による改正後の関税暫定措置法第七条の五の規定の適用については、同条第一項第一号中「第八条の六第二項」とあるのは「第八条の六第二項又は関税率法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十号）第四条の規定による改正前の関税暫定措置法（第三項において「旧暫定法」という。）第八条の七第一項」と、同条第三項中「第八条の六第二項」とあるのは「第八条の六第二項又は旧暫定法第八条の七第一項」とする。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十年三月三十一日法律第五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 及び二 略
 - 三 第四条の規定 生糸の輸入に係る調整等に関する法律（平成二十年法律第二十号）の施行の日
- （罰則に関する経過措置）
- 第二条 この法律（前条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- （政令への委任）
- 第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十二年三月三十一日法律第一四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十二年三月三十一日法律第一三三号）抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。
第二条 この法律(前条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附則 (平成二十三年三月三十一日法律第七号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 略
 二 第二条及び第六条の規定並びに附則第八条中輸徴法第十六条の改正規定並びに附則第十条及び第十一条の規定 平成二十四年一月一日

(罰則に関する経過措置)
第四条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 (政令への委任)
第五条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
附則 (平成二十四年三月三十一日法律第九号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 略

二 第三条中関税暫定措置法第十三条の改正規定及び同法第十四条の改正規定 沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十三号)の施行の日
 (罰則に関する経過措置)
第三条 この法律(附則第二条ただし書に規定する規定については、当該規定。次項において同じ。)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 (政令への委任)
第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
附則 (平成二十五年三月三十一日法律第六号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。

(政令への委任)
第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
附則 (平成二十六年三月三十一日法律第七号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。
附則 (平成二十六年三月三十一日法律第二号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。

(政令への委任)
第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
附則 (平成二十六年三月三十一日法律第七号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。
附則 (平成二十六年三月三十一日法律第二号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。

(政令への委任)
第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
附則 (平成二十六年三月三十一日法律第七号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。
附則 (平成二十六年三月三十一日法律第二号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。

(政令への委任)
第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
附則 (平成二十六年三月三十一日法律第七号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。
附則 (平成二十六年三月三十一日法律第二号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。

(政令への委任)
第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
附則 (平成二十六年三月三十一日法律第七号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。
附則 (平成二十六年三月三十一日法律第二号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。

(政令への委任)
第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
附則 (平成二十七年三月三十一日法律第一〇号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 略
 二 第二条中関税暫定措置法別表第一第〇四〇二・一〇号の改正規定及び同法別表第一の三第〇四〇二・一〇号の改正規定 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の施行の日
附則 (平成二十八年三月三十一日法律第一六号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一及び二 略
 三 第二条の規定、第三条中関税法第九条の改正規定、同法第十二条に一項を加える改正規定、同法第十二条の二から第十二条の四までの改正規定、同法第十三条第二項第一号の改正規定(第十二条第八項)を「第十二条第九項(延滞税)」に改める部分を除く、同法第十四条の二第二項の改正規定、同法第七十二条の改正規定及び同法第七十三条第一項の改正規定並びに第五条の規定 平成二十九年一月一日
 (政令への委任)
第五条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
附則 (平成二十八年二月二十六日法律第一〇八号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日(第三号において「発効日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 附則第九条の規定 公布の日
 二 略
 二の二 附則第十八条の規定 畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第六十号) 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日
 三 第四条中関税暫定措置法別表第一の三第〇四〇四・一〇号の改正規定(「九九円」の下に「(発効日の前日以後に輸入されるものにあつては、三五%及び一キログラムにつき一二〇円)」を加える部分に限る。)及び附則第三条第一項の規定 発効日の前日
 四 附則第十九条の規定 環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日の前日
 五 第四条の二の規定 環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日
 (関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)
第三条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日における同号に掲げる改正規定による改正後の関税暫定措置法別表第一の三第〇四〇四・一〇号の規定の適用については、同号中「発効日」とあるのは、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日」とする。

2 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日の属する年度における環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける修正対象物品(政令で定める物品を除く。)に係る第四条の規定による改正後の関税暫定措置法第七条の八第四項の規定の適用については、同項中「、政令

で定める日」とあるのは、「政令で定める日」とし、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける修正対象物品（政令で定める物品を除く。）にあつては環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日とする。」とする。

（罰則に関する経過措置）

第八条 施行日前にした行為及び附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二十九年三月三十一日法律第一三三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条の規定（同条中関税法第二条の四の改正規定、同法第八条の改正規定、同法第六十九条の二十一の改正規定、同法第七十五条の改正規定及び同法第八十八条の二の改正規定並びに前号及び次号に掲げる改正規定を除く。）並びに第四条中関税暫定措置法第十五条の改正規定並びに次条第二項の規定、附則第六条中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号。以下この号及び第四号において「地位協定臨特法」という。）第十一号第三項の改正規定及び地位協定臨特法第十四条の改正規定並びに附則第八条の規定 平成三十年四月一日

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第四条の規定による改正後の関税暫定措置法第八条第一項の規定は、この法律の施行後に輸出される貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減について適用し、この法律の施行前に輸出された貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同条の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる関税の軽減に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。）（政令への委任）

第五条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十九年六月一六日法律第六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十七条及び第十八条の規定 平成三十年三月三十一日

（調整規定）

第十八条 施行日が環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日以後となる場合には、前条の規定は、適用しない。

附則（平成三〇年三月三十一日法律第八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成三〇年七月六日法律第七〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条及び附則第三条の規定

この法律の公布の日又は不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の公布の日のいずれか遅い日

（不正競争防止法等改正法の一部改正に伴う調整規定）

第三条 この法律の施行の日（附則第五条において「施行日」という。）が不正競争防止法等改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後である場合には、附則第二条第三項の改正規定中「附則第二条第三項」とあるのは「附則第二条」と、附則に一条を加える改正規定中「第二条第三項」とあるのは「第二条」とし、前条の規定は、適用しない。

附則（平成三一年三月三〇日法律第一一号）抄

（施行期日）

1 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則（令和二年三月三十一日法律第九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（令和三年三月三十一日法律第二二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定、第三条中関税法第七條の九の改正規定、同法第七條の十一第二項の改正規定、同法第七條の十二第一項第二号の改正規定、同法第九條の改正規定、同法第十二條の二から第十三條までの改正規定、同法第六十七條の八の改正規定、同法第六十七條の十の改正規定、同法第六十七條の十一第一号の改正規定、同法第七十二條の改正規定（「及び第三項」を「、第三項及び第四項」に改める部分に限る。）、同法第七十三條第一項の改正規定、同法第七十六條第一項の改正規定、同法第九十四條の改正規定、同法第九十五條第三項の改正規定、同法第九十五條第三項の改正規定及び同法第九十五條の二第一号の改正規定並びに第五條の規定並びに次条第二項から第九項まで及び附則第六条の規定は、令和四年一月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定にあつては、当該規定。以下この条において同条の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。）（政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和四年三月三十一日法律第五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（令和四年四月二〇日法律第二七号）抄

この法律は、公布の日の翌日から施行する。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和五年三月三十一日法律第六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。
 (罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 (政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
 附 則 (令和六年三月三〇日法律第九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。
 (罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 (政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
 別表第一 暫定関税率表(第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の五、第九条関係)

関税率法物品名
 別表の番号

税率

〇三・〇三 魚(冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。)

にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ)、かたくちいわし(エングラウリス属のもの)、いわし(スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ピルカルドウス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの)、さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス)、ぐるくま(ラストレレルリゲル属のもの)、さわら(スコムベロモルス属のもの)、まあじ(トラクルス属のもの)、ぎんがめあじ(カラנקス属のもの)、すぎ(ラクユケントロン・カナドウム)、まながつお(バムプス属のもの)、さんま(コロラビス・サイラ)、むろあじ(デカプテルス属のもの)、からふとししやも(マルロトウス・ヴィルロクス)、めかじき(クスイフィアス・グラディウス)、すま(エウティヌス・アフィニス)、はがつお(サルダ属のもの)及びかじき(まかじき科のもの)(第〇三・〇三・九一号から第〇三・〇三・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。)

さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス)

魚の肝臓、卵及びしらこ並びにひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉

二 たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)の卵

二 その他のもの

四

二

〇三・〇四

魚のフィレその他の魚肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。)

〇三・〇四

すけそうだら(テラグラ・カルコグランマ)のうち

九四

すり身

〇三・〇四

さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルル

九五

ーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの(すけそうだら(テラグラ・カルコグランマ)を除く。)

〇三・〇七

軟体動物(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。)

四三

か(ドシディクス・ギガス)、じんどういか(ロリオルス属のもの)、まついか(イルレクス属のもの)及びほたるいか(ワタセニア・スキントイルランス)以外のもの

〇四・〇一

ミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。)

一〇

減菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたものうち

〇四・〇一

この号の一、第〇四・〇一・二〇号の一、第〇四・〇一・四〇号の一並びに第〇四・〇一・五〇号の一の(一)及び(二)に掲げるミルク及びクリーム、第〇四・〇三・五〇

二〇号の一並びに第〇四・〇三・九〇号の一の(一)の(一)及び(二)及び(三)の(一)及び(二)に掲げるバターミルク等、第〇四・〇四・九〇号の一の(一)及び(二)及び(三)の(一)及び(二)並びに(三)の(一)及び(二)及び(三)の(一)及び(二)に掲げるミルクの天然の組成分から成る物品、第一八〇六・二〇号の一の(一)及び(二)及び(三)の(一)及び(二)に掲げるココアを含有する調製食品、第一九〇一・一〇号の一の(一)及び(二)、第一九〇一・二〇号の一の(一)及び(二)のA及びB並びに第一九〇一・九〇号の一の(一)のA及びBに掲げる調製食品、第二〇一・二〇号の一の(一)のA及びB並びに第二〇一・二〇号の一の(二)のA及びBに掲げるコーヒー等をもととした調製品並びに第二〇六・一〇号の一並びに第二〇六・九〇号の一の(一)及び(二)に掲げる調製食品

〇四・〇一

この号の一、第〇四・〇一・二〇号の一、第〇四・〇一・四〇号の一並びに第〇四・〇一・五〇号の一の(一)及び(二)に掲げるミルク及びクリーム、第〇四・〇三・五〇

二〇号の一並びに第〇四・〇三・九〇号の一の(一)の(一)及び(二)及び(三)の(一)及び(二)に掲げるバターミルク等、第〇四・〇四・九〇号の一の(一)及び(二)及び(三)の(一)及び(二)並びに(三)の(一)及び(二)及び(三)の(一)及び(二)に掲げるミルクの天然の組成分から成る物品、第一八〇六・二〇号の一の(一)及び(二)及び(三)の(一)及び(二)に掲げるココアを含有する調製食品、第一九〇一・一〇号の一の(一)及び(二)、第一九〇一・二〇号の一の(一)及び(二)のA及びB並びに第一九〇一・九〇号の一の(一)のA及びBに掲げる調製食品、第二〇一・二〇号の一の(一)のA及びB並びに第二〇一・二〇号の一の(二)のA及びBに掲げるコーヒー等をもととした調製品並びに第二〇六・一〇号の一並びに第二〇六・九〇号の一の(一)及び(二)に掲げる調製食品

〇四・〇一

減菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたものうち

〇四・〇一

この号の一、第〇四・〇一・二〇号の一、第〇四・〇一・四〇号の一並びに第〇四・〇一・五〇号の一の(一)及び(二)に掲げるミルク及びクリーム、第〇四・〇三・五〇

二〇号の一並びに第〇四・〇三・九〇号の一の(一)の(一)及び(二)及び(三)の(一)及び(二)に掲げるバターミルク等、第〇四・〇四・九〇号の一の(一)及び(二)及び(三)の(一)及び(二)並びに(三)の(一)及び(二)及び(三)の(一)及び(二)に掲げるミルクの天然の組成分から成る物品、第一八〇六・二〇号の一の(一)及び(二)及び(三)の(一)及び(二)に掲げるココアを含有する調製食品、第一九〇一・一〇号の一の(一)及び(二)、第一九〇一・二〇号の一の(一)及び(二)のA及びB並びに第一九〇一・九〇号の一の(一)のA及びBに掲げる調製食品、第二〇一・二〇号の一の(一)のA及びB並びに第二〇一・二〇号の一の(二)のA及びBに掲げるコーヒー等をもととした調製品並びに第二〇六・一〇号の一並びに第二〇六・九〇号の一の(一)及び(二)に掲げる調製食品

〇四・〇一

減菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたものうち

〇四・〇一

この号の一、第〇四・〇一・二〇号の一、第〇四・〇一・四〇号の一並びに第〇四・〇一・五〇号の一の(一)及び(二)に掲げるミルク及びクリーム、第〇四・〇三・五〇

二〇号の一並びに第〇四・〇三・九〇号の一の(一)の(一)及び(二)及び(三)の(一)及び(二)に掲げるバターミルク等、第〇四・〇四・九〇号の一の(一)及び(二)及び(三)の(一)及び(二)並びに(三)の(一)及び(二)及び(三)の(一)及び(二)に掲げるミルクの天然の組成分から成る物品、第一八〇六・二〇号の一の(一)及び(二)及び(三)の(一)及び(二)に掲げるココアを含有する調製食品、第一九〇一・一〇号の一の(一)及び(二)、第一九〇一・二〇号の一の(一)及び(二)のA及びB並びに第一九〇一・九〇号の一の(一)のA及びBに掲げる調製食品、第二〇一・二〇号の一の(一)のA及びB並びに第二〇一・二〇号の一の(二)のA及びBに掲げるコーヒー等をもととした調製品並びに第二〇六・一〇号の一並びに第二〇六・九〇号の一の(一)及び(二)に掲げる調製食品

〇四・〇一

減菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたものうち

〇四・〇一

この号の一、第〇四・〇一・二〇号の一、第〇四・〇一・四〇号の一並びに第〇四・〇一・五〇号の一の(一)及び(二)に掲げるミルク及びクリーム、第〇四・〇三・五〇

○四〇一・二〇	品について、一三三、九四〇トン（全乳換算数量とし、政令で定めるところにより換算するものとする。）を基準とし、前年度における輸入数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項、第〇四・〇三項、第〇四・〇四項、第一八・〇六項、第一九・〇一、第二一・〇一、第二一・〇一、第二一・〇六項において「その他の乳製品に係る共通の限度数量」という。）及び以下のもの 一 滅菌し、冷凍し又は保存に適用する処理をしたもののうち その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	二五
○四〇一・四〇	脂肪分が全重量の六％を超える一〇％以下のもの 一 滅菌し、冷凍し又は保存に適用する処理をしたもののうち その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	二五
○四〇一・五〇	脂肪分が全重量の一〇％を超えるもの 一 滅菌し、冷凍し又は保存に適用する処理をしたもの及び脂肪分が全重量の三％以上のクリーム（滅菌し、冷凍し又は保存に適用する処理をしたものを除く。） （二） 脂肪分が全重量の四五％以下のもののうち その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの （三） その他のもののうち その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	二五
○四〇二・一〇	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限り。） 粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五％以下のものに限る。） 一 砂糖を加えたもの （一） 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第三項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの （二） その他のもののうち	二五
○四〇二・二〇	この号の二の（二）並びに二の（一）の（二）及び（三）の（二）、第〇四〇二・三二一、二の二の（一）及び（二）の（二）並びに第〇四〇二・二九号の二の（二）に掲げる粉状、粒状その他の固形状のミルク及びクリームについて、七四、九七三トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項において「学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量」という。）以内のもの 二 その他のもの （一） 幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程を含む。、義務教育学校、夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。若しくは特別支援学校の幼児、児童若しくは生徒、政令で定める児童福祉施設若しくはこれに類する政令で定める施設）の児童又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六條の三第九項、第一〇項若しくは第一二項に規定する事業による保育を受ける児童の給食の用に供されるもの（以下この項において	三五

○四〇二・二二	「学校等給食用のもの」という。）及び配合飼料のうち政令で定めるところの製造に使用するためのもの（以下この項において「飼料用のもの」という。） （一） 学校等給食用のもののうち この号の二の（一）及び第〇四〇二・二二一、二の二の（一）に掲げる粉無税状、粒状その他の固形状のミルク及びクリームのうち学校等給食用のものについて、七、二六四トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項において「学校等給食用の脱脂粉乳に係る共通の限度数量」という。）以内のもの （二） 飼料用のもののうち 学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの （三） その他のもの （一） 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第二項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの （二） その他のもののうち 学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの 粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五％を超えるものに限る。） 砂糖その他の甘味料を加えてないもの 一 脂肪分が全重量の五％を超えるもの （二） 脂肪分が全重量の三〇％以下のものうち 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの （三） その他のもののうち 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの 二 その他のもの （一） 学校等給食用のもの及び飼料用のもののうち 学校等給食用のもののうち学校等給食用の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内の無税もの 飼料用のもののうち学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内の無税もの （二） その他のもの （一） 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第二項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの （二） その他のもののうち 学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの その他のもの	二五
○四〇二・二九	脂肪分が全重量の五％を超えるもの （二） 脂肪分が全重量の三〇％以下のものうち	二五

<p>〇四〇二・九一</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に三規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の〇〇承認を受けて輸入するもの</p> <p>(一) その他のもの</p> <p>(二) 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に三規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の〇〇承認を受けて輸入するもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第三一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>(二) その他のもの</p> <p>学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>砂糖その他の甘味料を加えてないもの</p>	<p>〇四〇三・九〇</p> <p>その他のもの</p> <p>一 減菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料、香料、果実若しくはナットを加えたもの</p> <p>(一) 脂肪分が全重量の一・五%以下のもの</p> <p>(1) バターミルクパウダーその他の固形状の物品のうち</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>(2) その他のもの</p> <p>その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>(一) 脂肪分が全重量の一・五%を超え二六%以下のもの</p> <p>(1) バターミルクパウダーその他の固形状の物品のうち</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>(2) その他のもの</p> <p>その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの</p>
<p>〇四〇二・九〇</p> <p>その他のもの</p> <p>一 脂肪分が全重量の七・五%を超えるもの</p> <p>(一) その他のもの</p> <p>(二) この号の一の(二)及び二に掲げるミルク及びクリームについて、一、五〇〇ト三を基準とし、前年度における輸入数量、国際市況その他の条件を勘案して政令〇〇で定める数量(以下この号において「共通の限度数量」という。)以内のもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>共通の限度数量以内のもの</p>	<p>〇四〇三・九〇</p> <p>その他のもの</p> <p>(一) 脂肪分が全重量の二六%を超えるもの</p> <p>(1) バターミルクパウダーその他の固形状の物品のうち</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>(2) その他のもの</p> <p>その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>(一) 脂肪分が全重量の二六%を超えるもの</p> <p>(1) バターミルクパウダーその他の固形状の物品のうち</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>(2) その他のもの</p> <p>その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの</p>
<p>〇四〇二・八九</p> <p>脂肪分が全重量の八%を超えるもの</p> <p>(一) 脂肪分が全重量の八%を超えるもの</p> <p>(二) その他のもの</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に三規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の〇〇承認を受けて輸入するもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に三規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の〇〇承認を受けて輸入するもの</p>	<p>〇四〇三・九〇</p> <p>その他のもの</p> <p>(一) 脂肪分が全重量の二六%を超えるもの</p> <p>(1) バターミルクパウダーその他の固形状の物品のうち</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>(2) その他のもの</p> <p>その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>(一) 脂肪分が全重量の二六%を超えるもの</p> <p>(1) バターミルクパウダーその他の固形状の物品のうち</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>(2) その他のもの</p> <p>その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの</p>
<p>〇四〇三・二〇</p> <p>冷凍し、保存に適する処理をし又は砂糖その他の甘味料、香料、果実若しくはナットを加えたもの(フローズンヨーグルトを除く。)のうち</p> <p>その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの</p> <p>砂糖を加えたもの</p>	<p>〇四〇三・九〇</p> <p>その他のもの</p> <p>(一) 脂肪分が全重量の二六%を超えるもの</p> <p>(1) バターミルクパウダーその他の固形状の物品のうち</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>(2) その他のもの</p> <p>その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>(一) 脂肪分が全重量の二六%を超えるもの</p> <p>(1) バターミルクパウダーその他の固形状の物品のうち</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>(2) その他のもの</p> <p>その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの</p>
<p>〇四〇三・二〇</p> <p>冷凍し、保存に適する処理をし又は砂糖その他の甘味料、香料、果実若しくはナットを加えたもの(フローズンヨーグルトを除く。)のうち</p> <p>その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの</p> <p>砂糖を加えたもの</p>	<p>〇四〇三・九〇</p> <p>その他のもの</p> <p>(一) 脂肪分が全重量の二六%を超えるもの</p> <p>(1) バターミルクパウダーその他の固形状の物品のうち</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>(2) その他のもの</p> <p>その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>(一) 脂肪分が全重量の二六%を超えるもの</p> <p>(1) バターミルクパウダーその他の固形状の物品のうち</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>(2) その他のもの</p> <p>その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの</p>

砂糖を加えたもの	三 五%
その他のもの	五%
○四・〇四 ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）及びミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）	三 五%
○四〇四・ 一〇 ホエイ及び調製ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	三 五%
一 滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたもの	三 五%
（二） 脂肪分が全重量の五%以下のもの	三 五%
（一） 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	三 五%
砂糖を加えたもの	三 五%
その他のもの	二 五%
（二） その他のもの	二 五%
（一） 無機質を濃縮したホエイのうち この号の一の（一）の（二）の（i）及び（ii）の（2）の（i）に掲げる無機質を濃縮したホエイについて、一四、〇〇〇トンを超えて政令で定める数量（以下この号において「無機質を濃縮したホエイに係る共通の限度数量」という。）以内のもの	三 五%
砂糖を加えたもの	三 五%
その他のもの	二 五%
（i） その他のもの	二 五%
1 砂糖を加えたもののうち 配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するもので、この号の一の（一）の（2）の（i）の1及び2並びに（ii）の（2）の（i）の1及び2に掲げるホエイ及び調製ホエイのうち無機質を濃縮したホエイ以外のものについて、四五、〇〇〇トンを超えて政令で定める数量（以下この号において「飼料用のホエイに係る共通の限度数量」という。）以内のもの	三 五%
2 その他のもののうち 配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するもので、飼料用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの	三 五%
乳幼児用の調製粉乳又は調製液状乳の製造に使用するもので、この号の一の（一）の（2）の（i）の2及び（ii）の（2）の（i）の2並びに第〇四〇四・〇〇 九〇号の一の（一）の（2）、（二）の（2）及び（三）の（2）に掲げるホエイ及びミルクの天然の組成分から成る物品について、二五、〇〇〇トンを超えて政令で定める数量（以下この号において「乳幼児用調製粉乳又は調製液状乳用のホエイ等に係る共通の限度数量」という。）以内のもの	三 五%
し、当該年度における国内需要見込数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この号及び第〇四〇四・九〇号において「乳幼児用調製粉乳又は調製液状乳用のホエイ等に係る共通の限度数量」という。）以内のもの	三 五%
（二） その他のもの	三 五%
（一） 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	三 五%
砂糖を加えたもの	三 五%
その他のもの	二 五%
（二） その他のもの	二 五%
（一） 無機質を濃縮したホエイのうち 無機質を濃縮したホエイに係る共通の限度数量以内のもの	三 五%
砂糖を加えたもの	三 五%
その他のもの	二 五%
（i） その他のもの	二 五%
1 砂糖を加えたもののうち 配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するもので、飼料用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの	三 五%
2 その他のもののうち 配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するもので、飼料用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの	三 五%
乳幼児用の調製粉乳又は調製液状乳の製造に使用するもので、乳幼児用調製粉乳又は調製液状乳用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの	三 五%
その他のもの	二 五%
一 滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたもの	三 五%
（一） 脂肪分が全重量の一・五%以下のもの	三 五%
（二） 砂糖を加えたもののうち その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	三 五%
（一） 脂肪分が全重量の一・五%を超え三〇%以下のもの	三 五%
（二） 砂糖を加えたもののうち その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	三 五%
（二） その他のもののうち 乳幼児用の調製粉乳又は調製液状乳の製造に使用するもので、乳幼児用調製粉乳又は調製液状乳用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの	三 五%
また調製液状乳用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの	三 五%

	その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	二五%	〇四〇六・及びカードのうち
	(三) 脂肪分が全重量の三〇%を超えるもの	二五%	〇四〇六・及びカードのうち
	(一) 砂糖を加えたものうち	三	プロセスチーズの原料として使用するチーズ及びカードのうち、この号のフレッシュチーズ及びカードのうち
	その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	三	五〇四号のブルーベインドチーズ及びその他のペニシリウム・ロックフォルティにより得られる模様を含むチーズ並びに第〇四〇六・九〇号のその他のチーズについて、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量の範囲内において、国内生産見込数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項において「共通の限度数量」という。）以内のもの
	(二) その他のものうち	五	ブルーベインドチーズ及びその他のペニシリウム・ロックフォルティにより得られる模様を含むチーズのうち
	乳幼児用の調製粉乳又は調製液状乳の製造に使用するため、乳幼児用調製粉乳又は調製液状乳用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの	〇%	プロセスチーズの原料として使用するもので、共通の限度数量以内のもの
	その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	二〇%	その他のチーズのうち
〇四〇五・	ミルクから得たバターその他の油脂及びデAIRリースプレッド	五	〇四〇六・
〇四〇五・	バター	五	プロセスチーズの原料として使用するもので、共通の限度数量以内のもの
	一 脂肪分が全重量の八五%以下のもの	五	〇四〇六・
	(一) 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第三項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	五	プロセスチーズの原料として使用するもので、共通の限度数量以内のもの
	(二) その他のものうち	五	乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）
	この号の(一)及び(二)並びに第〇四〇五・九〇号の(一)に掲げる数量（以下この項において「共通の限度数量」という。）以内のもの	三	えんどう（ピス・サティヴム）
	一 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第三項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	三	二 その他のものうち
	(二) その他のものうち	五	(一) その他のものうち
	共通の限度数量以内のもの	五	この号の(一)に掲げるえんどう、第〇七一一・三二二号に掲げる小豆、第〇七一一・三三三号の(一)に掲げるいんげん豆、第〇七一一・三四号の(一)に掲げる(二)に掲げるペンバラ豆、第〇七一一・三五号の(一)に掲げるささげ、第〇七一一・三九号の(一)に掲げるその他のささげ属又はいんげんまめ属の豆、第〇七一一・五〇号の(一)に掲げるそら豆、第〇七一一・六〇号の(一)に掲げるさや及び第〇七一一・九〇号の(一)に掲げるその他の乾燥した豆について、一、二〇、〇〇トンを超えて、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項において「共通の限度数量」という。）以内のもの
〇四〇五・	デAIRリースプレッドのうち	三	ささげ属又はいんげんまめ属の豆
二〇	独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	五	小豆（ファセオルス・アングラリス又はヴィグナ・アングラリス）のうち
〇四〇五・	その他のもの	三	共通の限度数量以内のもの
九〇	一 脂肪分が全重量の八五%以下のものうち	三	〇七一一・いんげん豆（ファセオルス・ウルガリス）
	独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	三	二 その他のもの
	(一) 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第三項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	三	(一) その他のもの
	(二) その他のものうち	五	共通の限度数量以内のもの
〇四〇六・	チーズ及びカード	三	〇七一一・パンバラ豆（ヴィグナ・スプテルラネア又はヴォアエンドゼイア・スプテルラネア）
	共通の限度数量以内のもの	五	二 その他のもの
		三	(一) その他のもの
		五	共通の限度数量以内のもの
		〇%	〇七一一・ささげ（ヴィグナ・ウングイクラタ）
		〇%	二 その他のもの

〇七二・三・三九	その他のもの （一） 共通の限度数量以内のもの （二） その他のもの	〇%
〇七二・三・五〇	そら豆（ヴィキア・フアバ変種マヨル、ヴィキア・フアバ変種エクイナ及びヴィキア・フアバ変種ミノル） （一） 共通の限度数量以内のもの （二） その他のもの	〇%
〇七二・三・六〇	き豆（カヤヌス・カヤン） （一） 共通の限度数量以内のもの （二） その他のもの	〇%
〇七二・三・九〇	その他のもの （一） 共通の限度数量以内のもの （二） その他のもの	〇%
一〇〇・〇・二	小麦及びメスリンデュラム小麦 （一） 共通の限度数量以内のもの （二） その他のもの	〇%
一〇〇・〇・一	播種用のものうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	無税
一九	その他のもの 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	無税
一〇〇・一・九一	播種用のものうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	無税

一〇〇・一・九一	その他のもの 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	〇%
一〇〇・〇・三	その他のもの 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	〇%
一〇〇・〇・三	播種用のものうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	無税
一〇〇・〇・五	その他のもの 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	無税
一〇〇・〇・五	二 その他のものであり 関税率法第一三条第一項の規定の適用を受けないもの 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの コーンスターチの製造に使用するもの 政令で定めるところにより飼料用に供するもの コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用するもの	無税
一〇〇・〇・六	その他のもの 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの、同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの並びに同法第四九条第一項の規定により政府が貸付けを受けて輸入されるもの	三%
一〇〇・〇・六	米 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの、同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの並びに同法第四九条第一項の規定により政府が貸付けを受けて輸入されるもの	無税
一〇〇・〇・六	もみのうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの、同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの並びに同法第四九条第一項の規定により政府が貸付けを受けて輸入されるもの	無税
一〇〇・〇・六	米 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの、同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの並びに同法第四九条第一項の規定により政府が貸付けを受けて輸入されるもの	三%

	この号のいつてない麦芽及び第一一〇七・二〇号のいつた麦芽について、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項において「共通の限度数量」という。）以内のもの	無税
二〇	共通の限度数量以内のもの	無税
二一〇八	でん粉及びイヌリン	無税
二一〇八	小麦でん粉のうち	無税
二一〇八	政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	五%
二一〇八	どうもろこしでん粉（コーンスターチ）のうち	無税
二二	この号に掲げるとどうもろこしでん粉（コーンスターチ）、第一一〇八・一三三号に掲げるばいしよでん粉、第一一〇八・一四号に掲げるマニオカ（カッサバ）でん粉、第一一〇八・一九号に掲げるその他のでん粉、第一一〇八・二〇号に掲げるイヌリン、第一九〇一・二〇号の（二）のDの（b）に掲げるペーカリー製品製造用の混合物等及び第一九〇一・九〇号の（二）のDの（b）に掲げる調製食料品について、一五七、〇〇〇トンを基準とし、当該年度における当該物品及びコーンスターチの製造に使用するとどうもろこしの需給、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項及び第一九〇一・〇一において「でん粉等に係る共通の限度数量」という。）以内のもの	無税
二一〇八	でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングル、可溶性でん粉、ばい焼	無税
二二	でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するもの	五%
二一〇八	ばいしよでん粉のうち	無税
二一〇八	でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの	五%
二三	でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングル、可溶性でん粉、ばい焼	無税
二四	でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するもの	五%
二一〇八	マニオカ（カッサバ）でん粉のうち	無税
二四	でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの	無税
二四	でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングル、可溶性でん粉、ばい焼	無税
二五	でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するもの	五%
二一〇八	その他のでん粉のうち	五%
一九	でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングル、可溶性でん粉、ばい焼	無税
一九	でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するもの	無税
二〇	イヌリンのうち	五%
二一〇八	でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの	五%
二二〇二	落花生（煎つてないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）	五%
二二〇二	播種用のものうち	二%
三〇	この号、第一二〇二・四一号及び第一二〇二・四二号に掲げる落花生について、七五、〇〇〇トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項において「共通の限度数量」という。）以内のもの	一%
四一	殻付きのものうち	一%
四二	共通の限度数量以内のもの	一%
四二	穀を除いたもの（割つてあるかないかを問わない。）のうち	一%
四二	共通の限度数量以内のもの	一%
二二〇二	海藻その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュプス変種サティヴム）の根でいつてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）	五%
二二〇二	その他のもの	二%
二二〇二	その他のもの	二%
九九	一 こんにやく芋（アモルフォファルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）のうち	四%
九九	二 六七トン（荒粉換算数量とし、政令で定めるところにより換算するものとす）を基準とし、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を〇％を勘案して、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	〇％
一八〇六	一 砂糖を加えたものうち	〇％
一八〇六	二 砂糖を加えたものうち	〇％
一八〇六	一 砂糖の含有量が全重量の五〇％以上のもの	〇％
二〇	その他の調製品（塊状、板状又は棒状のもので、その重量が二キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が二キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限り。）	四%
二〇	一 第四〇四・一から第四〇四・四項までの物品の調製食料品（ココア粉の含有量が全重量の一〇％未満のものに限る。）	〇％
二〇	二 ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のもの（加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）のうち	〇％
二〇	その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	〇％

規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	
D 米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの	
(a) 小麦でん粉を含有するものうち	
政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	五%
(b) その他のものうち	
でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの	二%
砂糖を加えたもの	五%
その他のもの	一%
(三) 米菓生地（乳幼児用又は食餌療用法用のものを除く。）のうち	
政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	五%
その他のもの	六%
一九〇一	
九〇	
一 穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療用法用のものを除く。）、第四〇一項から第四四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限るものとし、加圧容器入りとしたホイップドクリームを除く。）及び餅、だんごその他これらに類する米産品（乳幼児用又は食餌療用法用のものを除く。）	
(二) 第四四・〇一項から第四四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限るものとし、加圧容器入りとしたホイップドクリームを除く。）	二%
A 乳脂肪分が全重量の三〇%以下のものうち	二%
その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	一%
B その他のものうち	二%
その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	一%
(二) 米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるもの（ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療用法用のものを除く。）	二%

A 米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、米産品が最大の重量を占めるものうち	
政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	五%
B 米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）が最大の重量を占めるものうち	
政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	五%
C 米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、大麦産品（裸麦産品を含む。）が最大の重量を占めるものうち	
政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	五%
D 米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの	
(a) 小麦でん粉を含有するものうち	
政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	五%
(b) その他のものうち	
でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの	二%
砂糖を加えたもの	五%
その他のもの	一%
(三) 餅、だんごその他これらに類する米産品（乳幼児用又は食餌療用法用のものを除く。）	六%
(1) 米の含有量が全重量の三〇%以下のもの	二%
(i) 砂糖を加えたもの	四%
1 しよ糖の含有量が全重量の一五%以下のもの	二%
2 その他のもの	五%

<p>(i) その他のもの</p> <p>(2) その他のものうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) 第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品</p> <p>A 砂糖を加えたもの</p> <p>(b) その他のもの</p>	<p>一九・〇四 穀物又は穀物産品を膨張させて又はいつて得た調製食料品（例えば、コーンフレーク）並びに粒状又はフレーク状の穀物（とうもろこしを除く。）及びその他の加工穀物（粉、ひき割り穀物及びミールを除く。）であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの（他の項に該当するものを除く。）</p> <p>一九〇四・〇 穀物又は穀物産品を膨張させて又はいつて得た調製食料品</p>	<p>二 米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかを単に膨張させて又はいつて得た物品の含有量が全重量の五〇％以上の調製食料品</p> <p>(一) 米のものうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>(二) 小麦（ライ小麦を含む。）のものうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>(三) 大麦（裸麦を含む。）のものうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	<p>一九〇四・ 二〇</p> <p>二 米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかを単に膨張させて得た物品の含有量が全重量の五〇％以上の調製食料品</p> <p>(一) 米のものうち</p>	<p>一九〇四・ 二〇</p> <p>二 米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかを単に膨張させて得た物品の含有量が全重量の五〇％以上の調製食料品</p> <p>(一) 米のものうち</p>	<p>一九〇四・ 二〇</p> <p>二 米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかを単に膨張させて得た物品の含有量が全重量の五〇％以上の調製食料品</p> <p>(一) 米のものうち</p>	<p>一 六％</p> <p>二 五％</p> <p>三 二％</p> <p>四 三％</p>
--	---	--	--	--	--	---

<p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>(二) 小麦（ライ小麦を含む。）のものうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>(三) 大麦（裸麦を含む。）のものうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	<p>一九〇四・ 三〇</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	<p>一九〇四・ 九〇</p> <p>一 米のもの</p> <p>(1) 米の含有量が全重量の三〇％以下のもの</p> <p>(2) その他のものうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>二 小麦又はライ小麦のものうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>三 大麦又は裸麦のものうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	<p>一九〇四・ 二〇</p> <p>二 米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかを単に膨張させて得た物品の含有量が全重量の五〇％以上の調製食料品</p> <p>(一) 米のものうち</p>	<p>一九〇四・ 二〇</p> <p>二 米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかを単に膨張させて得た物品の含有量が全重量の五〇％以上の調製食料品</p> <p>(一) 米のものうち</p>	<p>一九〇四・ 二〇</p> <p>二 米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかを単に膨張させて得た物品の含有量が全重量の五〇％以上の調製食料品</p> <p>(一) 米のものうち</p>	<p>一 五％</p> <p>二 二％</p> <p>三 五％</p>
--	--	--	--	--	--	-------------------------------------

二〇・〇二	調製し又は保存に適する処理をしたトマト（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	
二〇〇二・	その他のもの	
九〇	二 その他のもの (一) トマトピューレー及びトマトペーストのうち トマトケチャップその他のトマトソースの製造に使用するものについて、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの 二 〇・〇五 調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍してないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。） 二〇〇五・	無税
四〇	えんどう（ビスマ・サティヴム） 一 砂糖を加えたもの (二) その他のものうち しよ糖の含有量が乾燥状態において全重量の五〇％以上のもの	一％
二〇〇五・	ささげ属又はいんげんまめ属の豆 一 砂糖を除いた豆 二 砂糖を加えたもの (二) その他のものうち しよ糖の含有量が乾燥状態において全重量の五〇％以上のもの	一％
五一	一 砂糖を加えたもの (二) その他のものうち しよ糖の含有量が乾燥状態において全重量の五〇％以上のもの	一％
二〇・〇八	果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）	無税
二〇〇八・	パイナップル 一 砂糖を加えたもの (二) 気密容器入りのもので、容器とも一つの重量が一〇キログラム以下のもの（細片にし、破碎し又はバルブ状にしたものを除く。）のうち この号の一の(一)及び二の(一)に掲げるパイナップルについて、当該年度における国内需要見込数量から国内生産されるもの（国内産の生鮮のパイナップルを原料とするものに限る。）の見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この号において「共通の限度数量」という。）以内のもの 二 その他のもの (一) 気密容器入りのもので、容器とも一つの重量が一〇キログラム以下のもの（細片にし、破碎し又はバルブ状にしたものを除く。）のうち 共通の限度数量以内のもの その他のもの（混合したもの（第二〇〇八・一九号のものを除く。）を含む。）	無税
二〇〇八・	二 その他のもの (一) 砂糖を加えたもの (二) その他のもの (c) 第一二二二・二二二号の物品のもの ロ その他のもの	無税
二二・〇二	コーヒーマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒーマテをもちとした調製品並びにチコリーその他のコーヒーマテ代用物（いつたものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物	一％

二二・〇二	コーヒーマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒーマテ代用物（いつたものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物	一％
二二〇一・	コーヒーマテのエキス、エッセンス及び濃縮物	七％
一一	一 砂糖を加えたものうち しよ糖の含有量が全重量の五〇％以上のもの	九％
二二〇一・	エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品及びコーヒーマテをもととした調製品	七％
二二	一 エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品 (一) 砂糖を加えたものうち しよ糖の含有量が全重量の五〇％以上のもの 二 コーヒーマテをもととした調製品 (二) ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のもの A 乳脂肪分が全重量の三〇％以下のものうち その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	一％
二二〇一・	茶又はマテをもちとした調製品	二％
二〇	一 砂糖を加えたもの (二) その他のもの 茶又はマテをもちとした調製品 二 茶又はマテをもちとした調製品 (一) ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のもの A 乳脂肪分が全重量の三〇％以下のものうち その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの B その他のものうち その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	二％ 二％ 五％
二二・〇六	(一) 砂糖を加えたもの (二) その他のもの 調製食品（他の項に該当するものを除く。）	一％
二二〇六・	たんばく質濃縮物及び繊維状にしたたんばく質系物質	一％
一〇	一 ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上の調製品（たんばく質の含有量が全重量の八〇％以上でその成分中植物性たんばく質の重量が最大のたんばく質濃縮物のうち、小売用の容器入りにしたもので一個の正味重量が五〇グラム未満のものを除く。）のうち その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	一％

植物性たんばくの調製品	一	及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	一
その他のもの	二	(b) 大麦(裸麦を含む。)の含有量が全重量の三〇%を超えるもののうち	二
二 その他のもの	五	政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第二条の規定により輸入するもの、同法第三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	五
B その他のもの	七	(c) その他のもの	七
二一〇六・その他のもの	七	E その他のもの	七
九〇	七	(a) 砂糖を加えたもの	七
一 ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上の調製品	一	I おたねにんじん又はそのエキスを含有する飲料のもののうち	一
(二) 乳脂肪分が全重量の三〇%以下のものうち	二	II 小売用の容器入りにしたもので、容器ともの重量が五〇〇グラム以下のもので、	二
その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	二	I 小売用の容器入りにしたもので、容器ともの重量が五〇〇グラム以下のもので、	二
アルコールを含有しない飲料のもと、ビタミンをもとした栄養補助食品及び植物性たんばくを加水分解したもの	二	II 小売用の容器入りにしたもので、容器ともの重量が五〇〇グラム以下のもので、成分に変更を加えろることなく小売用の容器入りしたもの(容器ともの重量が五〇〇グラム以下のもので、)に於ける旨が政令で定める手続により証明されたもの及び課税価格が一キログラムにつき二五七円を超えるものを除く。	二
その他のもの	二	III その他のもの	二
(二) その他のものうち	二	(I) 乳糖、乳たんばく又は乳脂肪を含有するもの	二
調製食用脂(第〇四・〇五項の物品の含有量が全重量の三〇%を超え七〇%以下のものに限る。)のうち	二	(II) その他のもの	二
一八、九七七トンを基準とし、前年度における輸入数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	二	エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る。)及び変性アルコール(アルコール分のいかんを問わない。)	二
ニュージールランドを原産地とするもの	五	エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る。)	三
その他のもの	五	一 アルコール分が九〇%以上のもの	三
その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	二	B その他のもの	二
アルコールを含有しない飲料のもと、ビタミンをもとした栄養補助食品及び植物性たんばくを加水分解したもの	二	(二) その他のもの	二
その他のもの	二	A その他のもの	二
二 その他のもの	一	A 米の含有量が全重量の三〇%を超えるもの	一
(二) 米、小麦(ライ小麦を含む。)又は大麦(裸麦を含む。)のいずれかの含有量が全重量の三〇%を超える調製食料品	二	B その他のもの	二
A 米の含有量が全重量の三〇%を超えるもの	二	A その他のもの	二
政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	二	B その他のもの	二
B その他のもの	二	B その他のもの	二
(a) 小麦(ライ小麦を含む。)の含有量が全重量の三〇%を超えるもの	二	B その他のもの	二
政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ	五	紙巻たばこ(たばこを含有するものに限る。)	無税

二七・一〇	石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油	
二七二〇・一二	軽質油及びその調製品 一 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％未満のものを含む。） （一）揮発油 C その他のもののうち 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの （二）灯油 B その他のもののうち 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの （三）軽油のうち 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの （四）その他のもの	無税
二七二〇・一九	石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％未満のものを含む。） （一）灯油 B その他のもののうち 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの （二）軽油のうち 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの （三）その他のもの	無税
二七二〇・二〇	石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すもののうち、バイオディーゼルを含有するものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。） 一 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％未満のものを含む。） （一）揮発油 C その他のもののうち 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの （二）灯油 B その他のもののうち 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの （三）軽油のうち 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの （四）その他のもの	無税
二九・〇九	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの ノール、アルコールオキシド、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェニド、ヘミアセタールオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	無税

二九〇九・一九	非環式エーテル並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 その他のものうち エチルターシャリーブチルエーテルのうちバイオマス（動植物に由来する有機無税物（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）から製造したエチルアルコール（エタノール）を原料として製造したものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの エチレンの重合体（一次製品に限る。） 比重が〇・九四未満のポリエチレン 一 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のものうち バイオマス（動植物に由来する有機物（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）から製造したものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの（以下この項において「バイオポリエチレン」という。） 二 その他のものうち バイオポリエチレン 比重が〇・九四以上のポリエチレンのうち バイオポリエチレン 比重が〇・九四未満のエチレンーアルファーオレフィン共重合体のうち 四〇 バイオポリエチレン その他のものうち バイオポリエチレン （水牛を含む。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。） 全形の原皮（スプリットしてないもので、重量が一枚につき、単に乾燥したもの又は八キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは一〇キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは一六キログラム以下のものに限る。） 二 その他のものうち この号の二、第四一〇一・五〇号の二及び第四一〇一・九〇号の二に掲げる牛一（水牛を含む。）又は馬類の動物の皮でなめし過程（前なめしを含む。）中のもの二のうちなめしを終えてないもの、第四一〇四・一一号の二、第四一〇四・一九号の二、第四一〇四・四一号の二の（二）及び二の（二）並びに第四一〇四・四九号の二の（二）及び二の（二）に掲げる牛（水牛を含む。）又は馬類の動物のなめした皮並びに第四一〇七・一一号の二の（二）、第四一〇七・一二号の二の（二）、第四一〇七・一九号の二の（二）、第四一〇七・九一号の二の（二）、第四一〇七・九二号の二の（二）並びに第四一〇七・九九号の二の（二）に掲げる牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の革について、各年度において二四、〇〇〇平方メートルを基準とし、前年度における輸入数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項、第四一〇四項及び第四一〇七項において「共通の限度数量（第一種のもの）」という。）以内のもの	無税
---------	---	----

四一〇一・五〇	全形の原皮（一六キログラムを超えるものに限る。） 二 その他のもののうち 共通の限度数量（第一種のもの） 以内のもの	二
四一〇一・九〇	その他のもの（バット、ベンズ及びベリーを含む。） 二 その他のもののうち 共通の限度数量（第一種のもの） 以内のもの	二
四一〇四・一一	四牛（水牛を含む。）又は馬類の動物のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。） 湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの フルグレン（スプリットしてないものに限る。）及びグレンスプリット 二 その他のもののうち 共通の限度数量（第一種のもの） 以内のもの	二
四一〇四・一九	その他のもの 二 その他のもののうち 共通の限度数量（第一種のもの） 以内のもの	二
四一〇四・四一	乾燥状態（クラスト）のもの フルグレン（スプリットしてないものに限る。）及びグレンスプリット 一 なめしたものと（再なめしをしたものを含む。）で、これを超える加工をしてないもの 二 その他のもののうち 共通の限度数量（第一種のもの） 以内のもの	二
	二 その他のもの （一） 染色したもののうち この号の二の（一）及び第四一〇四・四九号の二の（一）に掲げる牛（水牛を含む。）又は馬類の動物のなめした皮並びに第四一〇七・一一号の二の（一）、第四一〇七・一二号の二の（一）、第四一〇七・一九号の二の（一）、第四一〇七・九一号の二の（一）、第四一〇七・九二号の二の（一）及び第四一〇七・九九号の二の（一）に掲げる牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の革について、各年度において一、四六六、〇〇〇平方メートルを基準とし、前年度における輸入数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項及び第四一〇七・九一七項において「共通の限度数量（第二種のもの）」という。）以内のもの 染色したものと（全形の牛の皮（表面積が一枚につき二・六平方メートル以下のもの）及び水牛の皮並びにローラーレザーを除く。） その他のもの （二） その他のもののうち 共通の限度数量（第一種のもの） 以内のもの	二

四一〇四・四九	その他のもの 一 なめしたものと（再なめしをしたものを含む。）で、これを超える加工をしてないもの 二 その他のもののうち 共通の限度数量（第一種のもの） 以内のもの	二
四一〇五・一〇	羊のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。） 乾燥状態（クラスト）のもの 一 染色したもののうち この号の一に掲げる羊のなめした皮及び第四一〇六・一二号の一に掲げるやぎのなめした皮並びに第四一〇五・一〇号の二の（一）に掲げる羊革及び第四一〇六・一三・一〇号の二の（一）に掲げるやぎ革について、各年度において一、〇七〇、〇〇〇平方メートルを基準とし、前年度における輸入数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（第四一〇六・一二号、第四一〇六・一三・一〇号及び第四一〇六・一三・一〇号において「共通の限度数量」という。）以内のもの その他の動物のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。） やぎのもの 乾燥状態（クラスト）のもの 一 染色したもののうち 共通の限度数量以内のもの	二
四一〇七・一一	四牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パッチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一〇七・九一四項の革を除く。） 全形の革 フルグレン（スプリットしてないものに限る。） 二 その他のもの （一） 染色し又は模様付けしたもののうち 共通の限度数量（第二種のもの） 以内のもの 染色したものと（牛革（表面積が一枚につき二・六平方メートル以下のもの）及び水牛革並びにローラーレザーを除く。） その他のもの	二

四一〇七・ 二二	グレーンスプリット 二 その他のもの (一) 染色し又は模様付けしたもののうち 共通の限度数量(第二種のもの) 以内のもの 染色したものの(牛革(表面積が一枚につき二・六平方メートル以下のもの)及び水牛革並びにローラーレザーを除く。)	二 一	四一〇七・ 九九	共通の限度数量(第一種のもの) 以内のもの その他のもの (一) 染色し又は模様付けしたもののうち 共通の限度数量(第二種のもの) 以内のもの	二 一
四一〇七・ 一九	その他のもの 二 その他のもの (一) 染色し又は模様付けしたもののうち 共通の限度数量(第一種のもの) 以内のもの 共通の限度数量(第二種のもの) 以内のもの (二) その他のもののうち 共通の限度数量(第一種のもの) 以内のもの	二 一 六 一	四一・二二 四一・二二 〇〇	羊革(なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パッチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。) 二 その他のもの (一) 染色し又は模様付けしたもののうち 共通の限度数量以内のもの	二 一 六 一
四一〇七・ 九一	その他のもの(サイドを含む。) フルグレーン(スプリットしてないものに限る。) 二 その他のもの (一) 染色し又は模様付けしたもののうち 共通の限度数量(第二種のもの) 以内のもの 染色したものの(水牛革及びローラーレザーを除く。)	二 一 六 一	四一・二三 四一・二三 一〇	その他の動物の革(なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パッチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。) 二 その他のもの (一) 染色し又は模様付けしたもののうち 共通の限度数量以内のもの	二 一 六 一
四一〇七・ 九二	グレーンスプリット 二 その他のもの (一) 染色し又は模様付けしたもののうち 共通の限度数量(第一種のもの) 以内のもの 染色したものの(水牛革及びローラーレザーを除く。)	二 一 六 一	五〇・〇一 五〇・〇一 〇〇	この号に掲げる繭の数量(政令で定めるところにより生糸に換算した数量とす無税。及び第五〇〇二・〇〇号の二に掲げる生糸の数量を合計した数量について、七九八トンを超えて、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量(第五〇〇二・〇〇号において「共通の限度数量」という。) 以内のもの 生糸(よつてないものに限る。)	二 一 六 一
九二	その他のもの 二 その他のもの (一) 染色し又は模様付けしたもののうち 共通の限度数量(第一種のもの) 以内のもの 染色したものの(水牛革及びローラーレザーを除く。)	二 一 六 一	六四・〇三 六四・〇三 六四・〇三 二〇	履物(本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が革製のものに限り。) 履物(本底が革製で、革製のストラップが足の甲及び親指の回りにかかるものに限る。)のうち この号、第六四〇三・四〇号、第六四〇三・五一号の一及び二の(一)、第六四〇三・五九号の一の(一)及び二の(一)、第六四〇三・九一号の一の(一)及び二の(一)、第六四〇三・九九号の一の(一)及び二の(一)、第六四〇四・一 九号の一の(一)、第六四〇四・二〇号の一の(一)並びに二の(一)のA及び	無税

六四〇三・四〇	<p>(二) のA、第六四〇五・一〇号の(一)並びに第六四〇五・九〇号の(二)のA及び(二)のAの(a)に掲げる履物について、各年度において二〇一九、〇〇〇足を基準とし、前年度における輸入数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量(以下この項から第六四・〇五項までにおいて「共通の限度数量」という。)以内のもの 室内用履物 その他のもの</p>	二 四 二	<p>六四〇三・九九 共通の限度数量以内のもの 一 本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの(スリッパその他の室内用履物を除く。) (二) その他のもののうち 共通の限度数量以内のもの</p>	二 四 二
六四〇三・四〇	<p>その他の履物(保護用の金属製トーチカップを有するものに限る。)のうち 共通の限度数量以内のもの 本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの その他のもの</p>	二 六 二	<p>六四・〇四 履物(本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が紡織用繊維製のものに限る。) 履物(本底がゴム製又はプラスチック製のものに限る。) その他のもの 一九 甲に毛皮を使用したもの (二) 甲の一部に革を使用したもの(スリッパを除く。)のうち 共通の限度数量以内のもの</p>	二 四 二
六四〇三・五一	<p>その他の履物(本底が革製のものに限る。) くるぶしを覆うもの 一 室内用履物のうち 共通の限度数量以内のもの</p>	二 四	<p>六四〇四・二〇 履物(本底が革製又はコンポジションレザー製のものに限る。) 一 甲に毛皮を使用したもの (二) 甲の一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。)のうち 共通の限度数量以内のもの</p>	二 四
六四〇三・五九	<p>その他のもの 一 スリッパその他の室内用履物 (二) その他のもののうち 共通の限度数量以内のもの</p>	二 六	<p>二 本底が革製のもの(甲に毛皮を使用したものを除く。) (二) キャンバスシューズ A 甲の一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物を除く。)のうち 共通の限度数量以内のもの</p>	二 四
六四〇三・九一	<p>その他の履物 くるぶしを覆うもの 一 本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの(室内用履物を除く。) (二) その他のもののうち 共通の限度数量以内のもの</p>	二 六	<p>(二) その他のもの A 甲の一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。)のうち 共通の限度数量以内のもの</p>	二 三
六四〇三・九一	<p>その他の履物 くるぶしを覆うもの 一 本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの(室内用履物を除く。) (二) その他のもののうち 共通の限度数量以内のもの</p>	二 六	<p>六四・〇五 その他の履物 甲が革製又はコンポジションレザー製のもの 一 本底が革製のもの(甲がコンポジションレザー製のものに限る。) (二) 甲の一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。)のうち 共通の限度数量以内のもの</p>	二 四
六四〇三・九一	<p>その他のもの (二) その他のものうち</p>	二 六	<p>二 本底が革製のもの(甲に毛皮を使用したものを除く。) (二) キャンバスシューズ A 甲の一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物を除く。)のうち 共通の限度数量以内のもの</p>	二 四

六四〇五・その他のもの	二	四
九〇	二	四
一 本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製のもの		
(二) 甲に毛皮を使用したもの		
A 甲の一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。)のうち		
共通の限度数量以内のもの		
(二) その他のもの		
A 本底が革製のもの		
(a) 甲の一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。)のうち		
共通の限度数量以内のもの		

別表第一の二 削除
 別表第一の三 段階的に暫定税率の引下げを行う農産物等に係る暫定関税率表(第二条、第七条の三、第七条の六関係)

関税定品名 率法別 表の番 号	税率
〇一・豚(生きているものに限る。)	平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで
〇三・その他のもの	平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで
〇一〇・一頭の重量が五〇キログラム	平成九年四月一日から平成一〇年三月三十一日まで
三・九以上のもの	平成一〇年四月一日から平成一一年三月三十一日まで
(一) 一頭の課税価格が生きて	平成一一年四月一日から平成一二
ている豚に係る従量税適用限	年三月三十一日まで
度価格(生きている豚に係る	
基準輸入価格(別表第一の三	
の二に定める期間内に輸入さ	
れるもの)の区分に応じ、それ	
ぞれ同表第一項第一号に定め	
る価格をいう。以下この項に	
おいて同じ。)から当該区分に	
対応するこの表に定める期間	
内に輸入されるもの)の区分に	
応じ、それぞれこの号の(一)	
に定める額を控除して得た価	
格をいう。以下この項におい	
て同じ。)以下のもの	

関税定品名 率法別 表の番 号	税率
〇二・牛の肉(生鮮のもの及び冷蔵	九・八%
したものに限り。)	九・五%
〇二〇・枝肉及び半丸枝肉	九・三%
〇二〇・その他の骨付き肉	九%
〇二〇・その他の骨付き肉	八・八%
〇二〇・その他の骨付き肉	八・五%

関税定品名 率法別 表の番 号	税率
一四八・二四六	二%
三四四	三%
四〇〇	四%
五三八	五%

関税定品名 率法別 表の番 号	税率
一四八・二四六	二%
三四四	三%
四〇〇	四%
五三八	五%

関税定品名 率法別 表の番 号	税率
一四八・二四六	二%
三四四	三%
四〇〇	四%
五三八	五%

関税定品名 率法別 表の番 号	税率
一四八・二四六	二%
三四四	三%
四〇〇	四%
五三八	五%

○二〇骨付きでない肉		四・八	二・六	四・四	四・二	四・四〇	三・三八	
○二・牛の肉(冷凍したものに限り)。 ○二〇枝肉及び半丸枝肉		四・八	二・六	三・四	三・四二	四・四〇	五・三八	
○二〇骨付きでない肉		四・八	二・六	三・四	三・四二	四・四〇	五・三八	
○二〇その他の骨付き肉		四・八	二・六	三・四	三・四二	四・四〇	五・三八	
○二〇骨付きでない肉		四・八	二・六	三・四	三・四二	四・四〇	五・三八	
○二〇豚の肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限り)。 ○三〇生鮮のもの及び冷蔵したもの		四・八	二・六	三・四	三・四二	四・四〇	五・三八	
○二〇枝肉及び半丸枝肉		四・八	二・六	三・四	三・四二	四・四〇	五・三八	
○二〇その他のもの		四・八	二・六	三・四	三・四二	四・四〇	五・三八	

(2) 課税価格が一キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格を超え、枝肉に係る分岐点価格(枝肉に係る基準輸入価格を、当該基準輸入価格に係る別表第一の三の二に定める期間内に輸入されるものの区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるもの区分に応じ、それぞれ同表第三項第一号に定める価格をいう。以下この項及び第○二・〇六項において同じ。)	一キログラムにつき、枝肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額 一キログラムにつき、枝肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額 一キログラムにつき、枝肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額 一キログラムにつき、枝肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額 一キログラムにつき、枝肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額 一キログラムにつき、枝肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額 一キログラムにつき、枝肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額 一キログラムにつき、枝肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額
(3) 課税価格が一キログラムにつき、枝肉に係る分岐点価格を超えるもの	四・九% 四・八% 四・七% 四・五% 四・四% 四・三%
○二〇骨付きのもの肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの(骨付きのものに限る。)	
○二〇骨付きでない肉 ○二〇豚の肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限り)。 ○三〇生鮮のもの及び冷蔵したもの ○二〇枝肉及び半丸枝肉 ○二〇その他のもの	

二・〇六項において同じ。以下のも	(2) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格(部分肉に係る基準輸入価格を、当該基準輸入価格に係る別表第一の三の二に定める期間内に輸入されるものの区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の(3)に定める率(例えば、四・九%の場合は〇・〇四九)に一を加えた数で除して得た価格をいう。以下この項及び第〇二・〇六項において同じ。)以下のもの	(3) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの	〇二〇 その他のもの 三・二二 その他のもの 九 (1) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの
一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格(部分肉に係る基準輸入価格を、当該基準輸入価格に係る別表第一の三の二に定める期間内に輸入されるものの区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の(3)に定める率(例えば、四・九%の場合は〇・〇四九)に一を加えた数で除して得た価格をいう。以下この項及び第〇二・〇六項において同じ。)以下のもの	一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格(部分肉に係る基準輸入価格を、当該基準輸入価格に係る別表第一の三の二に定める期間内に輸入されるものの区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の(3)に定める率(例えば、四・九%の場合は〇・〇四九)に一を加えた数で除して得た価格をいう。以下この項及び第〇二・〇六項において同じ。)以下のもの	一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格(部分肉に係る基準輸入価格を、当該基準輸入価格に係る別表第一の三の二に定める期間内に輸入されるものの区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の(3)に定める率(例えば、四・九%の場合は〇・〇四九)に一を加えた数で除して得た価格をいう。以下この項及び第〇二・〇六項において同じ。)以下のもの	一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの
税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの	冷凍したもの 枝肉及び半丸枝肉 〇二〇 その他のもの 三・二二 その他のもの 一 (1) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの	(2) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの	(3) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの
一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格(部分肉に係る基準輸入価格を、当該基準輸入価格に係る別表第一の三の二に定める期間内に輸入されるものの区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の(3)に定める率(例えば、四・九%の場合は〇・〇四九)に一を加えた数で除して得た価格をいう。以下この項及び第〇二・〇六項において同じ。)以下のもの	一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格(部分肉に係る基準輸入価格を、当該基準輸入価格に係る別表第一の三の二に定める期間内に輸入されるものの区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の(3)に定める率(例えば、四・九%の場合は〇・〇四九)に一を加えた数で除して得た価格をいう。以下この項及び第〇二・〇六項において同じ。)以下のもの	一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格(部分肉に係る基準輸入価格を、当該基準輸入価格に係る別表第一の三の二に定める期間内に輸入されるものの区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の(3)に定める率(例えば、四・九%の場合は〇・〇四九)に一を加えた数で除して得た価格をいう。以下この項及び第〇二・〇六項において同じ。)以下のもの	一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの

<p>(2) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの</p>	<p>(3) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの</p>	<p>○二・肉及び食用のくず肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール</p>	<p>○二・骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したものの（骨付きのものに限る。）</p>	<p>○二・一にこれらを分割したものの（骨付きのものに限る。）</p> <p>(1) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格（豚肉加工品に係る基準輸入価格（別表第一の三の二に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表第四項第一号に定める価格をいう。以下この項及び第一六・〇二項において同じ。）を、当該区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の(2)に定める率（例えば、九・八%の場合には〇・〇九八）に〇・六を加えた数で除し、これを一・五を乗じて得た価格をい</p>	<p>一キログラムにつき五五二き五三八き五二四き五一〇き四九六き四八二</p>	<p>円八三銭 円六七銭 円五〇銭 円三三銭 円一七銭 円</p>	<p>一キログラムにつき五五二き五三八き五二四き五一〇き四九六き四八二</p>	<p>一キログラムにつき五五二き五三八き五二四き五一〇き四九六き四八二</p>	<p>一キログラムにつき五五二き五三八き五二四き五一〇き四九六き四八二</p>	<p>一キログラムにつき五五二き五三八き五二四き五一〇き四九六き四八二</p>	<p>一キログラムにつき五五二き五三八き五二四き五一〇き四九六き四八二</p>	<p>一キログラムにつき五五二き五三八き五二四き五一〇き四九六き四八二</p>	<p>一キログラムにつき五五二き五三八き五二四き五一〇き四九六き四八二</p>	<p>一キログラムにつき五五二き五三八き五二四き五一〇き四九六き四八二</p>	<p>一キログラムにつき五五二き五三八き五二四き五一〇き四九六き四八二</p>	<p>一キログラムにつき五五二き五三八き五二四き五一〇き四九六き四八二</p>	<p>一キログラムにつき五五二き五三八き五二四き五一〇き四九六き四八二</p>	<p>一キログラムにつき五五二き五三八き五二四き五一〇き四九六き四八二</p>	<p>一キログラムにつき五五二き五三八き五二四き五一〇き四九六き四八二</p>	<p>一キログラムにつき五五二き五三八き五二四き五一〇き四九六き四八二</p>	<p>一キログラムにつき五五二き五三八き五二四き五一〇き四九六き四八二</p>					
					<p>う。以下この項及び第一六・〇二項において同じ。）以下のもの</p>	<p>(2) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの</p>	<p>○二・ばら肉及びこれを分割したもの</p>	<p>○二・一にこれらを分割したものの（骨付きのものに限る。）</p>	<p>○二・一にこれらを分割したものの（骨付きのものに限る。）</p> <p>(1) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの</p>	<p>一キログラムにつき五五二き五三八き五二四き五一〇き四九六き四八二</p>	<p>円八三銭 円六七銭 円五〇銭 円三三銭 円一七銭 円</p>	<p>一キログラムにつき五五二き五三八き五二四き五一〇き四九六き四八二</p>	<p>一キログラムにつき五五二き五三八き五二四き五一〇き四九六き四八二</p>	<p>一キログラムにつき五五二き五三八き五二四き五一〇き四九六き四八二</p>	<p>一キログラムにつき五五二き五三八き五二四き五一〇き四九六き四八二</p>	<p>一キログラムにつき五五二き五三八き五二四き五一〇き四九六き四八二</p>	<p>一キログラムにつき五五二き五三八き五二四き五一〇き四九六き四八二</p>	<p>一キログラムにつき五五二き五三八き五二四き五一〇き四九六き四八二</p>	<p>一キログラムにつき五五二き五三八き五二四き五一〇き四九六き四八二</p>	<p>一キログラムにつき五五二き五三八き五二四き五一〇き四九六き四八二</p>	<p>一キログラムにつき五五二き五三八き五二四き五一〇き四九六き四八二</p>	<p>一キログラムにつき五五二き五三八き五二四き五一〇き四九六き四八二</p>	<p>一キログラムにつき五五二き五三八き五二四き五一〇き四九六き四八二</p>	<p>一キログラムにつき五五二き五三八き五二四き五一〇き四九六き四八二</p>	<p>一キログラムにつき五五二き五三八き五二四き五一〇き四九六き四八二</p>	<p>一キログラムにつき五五二き五三八き五二四き五一〇き四九六き四八二</p>
					<p>九・八%</p>	<p>九・五%</p>	<p>九・三%</p>	<p>九%</p>	<p>八・八%</p>	<p>八・五%</p>	<p>九・八%</p>	<p>九・五%</p>	<p>九・三%</p>	<p>九%</p>	<p>八・八%</p>	<p>八・五%</p>	<p>九・八%</p>	<p>九・五%</p>	<p>九・三%</p>	<p>九%</p>	<p>八・八%</p>	<p>八・五%</p>				

○二 ○一 九 その他のもの (一) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの	○二 ○一 九 その他のもの (二) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの	○二 ○一 九 その他のもの (一) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの	○二 ○一 九 その他のもの (二) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの
一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの	一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの	一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの	一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの
〇四・二 〇四・一 〇四・〇 〇三・九 〇三・八 〇三・七 〇三・六 〇三・五 〇三・四 〇三・三 〇三・二 〇三・一 〇三・〇 〇二・九 〇二・八 〇二・七 〇二・六 〇二・五 〇二・四 〇二・三 〇二・二 〇二・一 〇二・〇 〇一・九 〇一・八 〇一・七 〇一・六 〇一・五 〇一・四 〇一・三 〇一・二 〇一・一 〇一・〇 〇 (二) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの	九・八% 九・五% 九・三% 九% 八・八% 八・五% (二) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの	九・八% 九・五% 九・三% 九% 八・八% 八・五% (一) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの	九・八% 九・五% 九・三% 九% 八・八% 八・五% (二) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの

<p>二 その他のもの (一) 学校等給食用のもの及び飼料用のものうち</p>	円八三銭	円六七銭	円五〇銭	円一七銭	円一七銭	円一七銭	
	<p>(二) その他のものうち 別表第一第○四〇二・二一〇号の(二)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの</p>	円三三銭	円六七銭	円三三銭	円六七銭	円六七銭	円六七銭
	<p>一 脂肪分が全重量の五%を超えるもの</p>	円三三銭	円六七銭	円三三銭	円六七銭	円六七銭	円六七銭
	<p>(二) 脂肪分が全重量の三%以下のものうち</p>	円三三銭	円六七銭	円三三銭	円六七銭	円六七銭	円六七銭
	<p>別表第一第○四〇二・二一〇号の(二)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの</p>	円三三銭	円六七銭	円三三銭	円六七銭	円六七銭	円六七銭

<p>二 その他のもの (一) 学校等給食用のもの及び飼料用のものうち</p>	円八三銭	円六七銭	円五〇銭	円一七銭	円一七銭	円一七銭	
	<p>(二) その他のものうち 別表第一第○四〇二・二一九号の(二)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの</p>	円三三銭	円六七銭	円三三銭	円六七銭	円六七銭	円六七銭
	<p>一 脂肪分が全重量の五%を超えるもの</p>	円三三銭	円六七銭	円三三銭	円六七銭	円六七銭	円六七銭
	<p>(二) 脂肪分が全重量の三%以下のものうち</p>	円三三銭	円六七銭	円三三銭	円六七銭	円六七銭	円六七銭
	<p>別表第一第○四〇二・二一九号の(二)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの</p>	円三三銭	円六七銭	円三三銭	円六七銭	円六七銭	円六七銭

○四〇二
二・二

九〇四
二・二

○四〇 ○三・九一 九 二・九一 〇 その他のもの 超えるもの （二）その他のものうち 別表第一第〇四〇二・九九号 の（二）に掲げる税率の 適用を受けるもの以外のもの	三・四・三三・三一・三一・三〇・三六及 一％及び三％及び四％及び五％及び七％及び一キロ ラムにつき一〇九六一〇六六一〇四六一〇一〇〇円 五〇銭 円 円五〇銭 円 円五〇銭 円 円五〇銭
二 その他のものうち 別表第一第〇四〇二・九九号 の二に掲げる税率の適用を受 けるもの以外のもの	二九・二八・二七・二七％及二六・二五・ 三％及び五％及び八％及び一キロ三％及び五％及 一キログーラムにつき一三〇〇円 一〇七き一〇四 円 円 円 円 円 円
○四・ 〇三 の他発酵させ又は酸性化した ミルク及びクリーム（濃縮若 しくは乾燥してあるかない か又は砂糖その他の甘味料、 香料、果実、ナツト若しく はココアを加えてあるかない かを問わない。）並びにヨー ルト	五〇銭 五〇銭 五〇銭
○三・九一 〇四〇 その他もの 滅菌し、冷凍し、保存に 適する処理をし、濃縮若しく は乾燥をし又は砂糖その他の 甘味料、香料、果実若しく はナツトを加えたもの	五〇銭

（二）脂肪分が全重量の一・ 五％以下のものうち バターミルクパウダーその他 の固形状の物品のうち 別表第一第〇四〇三・九〇号 の（一）の（一）に掲げ る税率の適用を受けるもの以 外のもの	三・四・三三・三一・三一・三〇・三六及 一％及び三％及び四％及び五％及び七％及び一キロ ラムにつき一〇五六一〇二六一〇九七四四〇円 三三銭 六七銭
（二）脂肪分が全重量の一・ 五％を超え二六％以下のもの のうち バターミルクパウダーその他 の固形状の物品のうち 別表第一第〇四〇三・九〇号 の（二）の（一）に掲げ る税率の適用を受けるもの以 外のもの	三・四・三三・三一・三一・三〇・三六及 一％及び三％及び四％及び五％及び七％及び一キロ ラムにつき一三五六五五円 八三銭 六七銭 五〇銭 三三銭 一七銭
（三）脂肪分が全重量の二 六％を超えるものうち バターミルクパウダーその他 の固形状の物品のうち 別表第一第〇四〇三・九〇号 の（三）の（一）に掲げ る税率の適用を受けるもの以 外のもの	三・四・三三・三一・三一・三〇・三六及 一％及び三％及び四％及び五％及び七％及び一キロ ラムにつき一三五六五五円 八三銭 六七銭 五〇銭 三三銭 一七銭
○四・ 〇四 ホエイ（濃縮若しくは乾燥を してあるかないか又は砂糖そ の他の甘味料を加えてあるか	八三銭 六七銭 五〇銭 三三銭 一七銭

<p>○四〇 ホエイ及び調製ホエイ（濃縮ホエイ）若しくは乾燥してあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）</p> <p>一 滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたもの</p> <p>(二) 脂肪分が全重量の五%以下のものうち</p> <p>別表第一第〇四〇四・一〇号の(一)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの</p>	<p>(二) その他のものうち</p> <p>別表第一第〇四〇四・一〇号の(二)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの</p>	<p>○四 ミルクから得たバターその他の油脂及びデリースプレッド</p> <p>○五 バター</p> <p>○四〇 脂肪分が全重量の八五%以下のものうち</p> <p>別表第一第〇四〇五・一〇号の(一)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの</p>	<p>○四〇 その他のものうち</p> <p>○五・九 脂肪分が全重量の八五%以下のものうち</p> <p>別表第一第〇四〇五・九〇号の(一)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの</p>	<p>三 四・三三・三一・三一・三一・三〇・三五%及 一%及び三%及び四%及び五%及び七%及び一キロ 一キログーキログーキログーキログーキログラムに ラムにつラムにつラムにつラムにつラムにつつき二 き一五五き一五一き一四七き一四三き一三九〇円 円八三銭 円六七銭 円五〇銭 円三三銭 円一七銭</p>	<p>三 四・三三・三一・三一・三一・三〇・三五%及 一%及び三%及び四%及び五%及び七%及び一キロ 一キログーキログーキログーキログーキログラムに ラムにつラムにつラムにつラムにつラムにつつき二 き一〇九き一〇六き一〇四き一〇一〇円</p>	<p>三 四・三三・三一・三一・三一・三〇・三五%及 一%及び三%及び四%及び五%及び七%及び一キロ 一キログーキログーキログーキログーキログラムに ラムにつラムにつラムにつラムにつラムにつつき二 き二〇四き一九九き一九四き一八九き一八四〇円</p>	<p>三 四・三三・三一・三一・三一・三〇・三五%及 一%及び三%及び四%及び五%及び七%及び一キロ 一キログーキログーキログーキログーキログラムに ラムにつラムにつラムにつラムにつラムにつつき二 き二〇四き一九九き一九四き一八九き一八四〇円</p>
<p>○四〇 デリースプレッドのうち</p> <p>○五・二 別表第一第〇四〇五・二〇号に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの</p>	<p>○四〇 その他のもの</p> <p>○五・九 脂肪分が全重量の八五%以下のものうち</p> <p>別表第一第〇四〇五・九〇号の(一)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの</p>	<p>二 その他のものうち</p> <p>別表第一第〇四〇五・九〇号の(二)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの</p>	<p>二 その他のものうち</p> <p>別表第一第〇四〇五・九〇号の(二)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの</p>	<p>三 四・三三・三一・三一・三一・三〇・三五%及 一%及び三%及び四%及び五%及び七%及び一キロ 一キログーキログーキログーキログーキログラムに ラムにつラムにつラムにつラムにつラムにつつき二 き二四〇き二三四き二二八き二二二き二一六〇円</p>	<p>三 四・三三・三一・三一・三一・三〇・三五%及 一%及び三%及び四%及び五%及び七%及び一キロ 一キログーキログーキログーキログーキログラムに ラムにつラムにつラムにつラムにつラムにつつき二 き二〇四き一九九き一九四き一八九き一八四〇円</p>	<p>三 四・三三・三一・三一・三一・三〇・三五%及 一%及び三%及び四%及び五%及び七%及び一キロ 一キログーキログーキログーキログーキログラムに ラムにつラムにつラムにつラムにつラムにつつき二 き二〇四き一九九き一九四き一八九き一八四〇円</p>	<p>三 四・三三・三一・三一・三一・三〇・三五%及 一%及び三%及び四%及び五%及び七%及び一キロ 一キログーキログーキログーキログーキログラムに ラムにつラムにつラムにつラムにつラムにつつき二 き二〇四き一九九き一九四き一八九き一八四〇円</p>

三 とうもろこし又は米のも の の(二)米のもののうち 別表第一一〇三・二〇号 の三の(二)に掲げる税率の 適用を受けるもの以外のもの	四 大麦又は裸麦のものの中 の四に掲げる税率の適用を受 けるもの以外のもの	五 ライ小麦のもののうち 別表第一一〇三・二〇号 の五に掲げる税率の適用を受 けるもの以外のもの	一 〇四 その他の加工穀物(例えば、 穀を除き、ロールにかけ、フ レーク状にし、真珠形にと う精し、薄く切り又は粗くひ いたもの。第一〇・〇六項の米 を除く。)及び穀物の胚芽(全 形のもの及びロールにかけ、 フレーク状にし又はひいたも のに限る。) ロールにかけ又はフレーク状 にした穀物 その他の穀物のもの のうちの 別表第一一〇四・一九号 のうちの 別表第一一〇四・一九号
き三一 円 き三〇 円 き二九 円 き二八 円 き二八 円 き二七 円	一七 銭	一七 銭	一七 銭 四〇 銭

二 とうもろこし又は米のも の の(二)米のもののうち 別表第一一〇四・一九号 の二の(二)に掲げる税率の 適用を受けるもの以外のもの	三 大麦又は裸麦のものの中 の三に掲げる税率の適用を受 けるもの以外のもの	その他の加工穀物(例えば、 穀を除き、真珠形にとう精し、 薄く切り又は粗くひいたもの) その他の穀物のもの のうちの 別表第一一〇四・二九号 の二に掲げる税率の適用を受 けるもの以外のもの	二 米のもののうち 別表第一一〇四・二九号 の二に掲げる税率の適用を受 けるもの以外のもの
一七 銭 四〇 銭	一七 銭	一七 銭 四〇 銭	一七 銭 四〇 銭

別表第一第一〇四・二九号 の三に掲げる税率の適用を受 けるもの以外のもの	一〇八 でん粉 〇八 小麦でん粉のうち 八・一 別表第一第一〇八・一 号に掲げる税率の適用を受ける もの以外のもの	一六〇 その他の調製をし又は保存に 適する処理をした肉、くず肉、 血及び昆虫類 〇二 豚のもの 一六〇 も肉及びこれを分割したもの 二・四 の	一 ハム及びベーコン（滅菌 したものを除く）、プレスハ ム（豚の肉又はくず肉及びつ なぎから成るものに限る。）並 びにその他の調製をし又は保 存に適する処理をした物品で 豚の肉又はくず肉（一個の重 量が一〇グラム以上のものに 限る。）のみから成るもの（調 味料、香辛料その他これらに 類する物品を加えてあるかな いかを問わない。） （一）課税価格が一キログラ ムにつき、豚肉加工品に係る 分岐点価格以下のもの
一キログ ラムにつ き四三 円き四 二円き 四一円 き四〇 円き三 九円き 三八円	一キログ ラムにつ き三九 円き三 八円き 三七円 き三六 円き三 五円き 三四円	一キログ ラムにつ き三九 円き三 八円き 三七円 き三六 円き三 五円き 三四円	一キログ ラムにつ き三九 円き三 八円き 三七円 き三六 円き三 五円き 三四円
税 価 格 に 〇・ 六を 乗じ て得 乗じ た額 との 差額	税 価 格 に 〇・ 六を 乗じ て得 乗じ た額 との 差額	税 価 格 に 〇・ 六を 乗じ て得 乗じ た額 との 差額	税 価 格 に 〇・ 六を 乗じ て得 乗じ た額 との 差額
九・八%	九・五%	九・三%	九%
八・八%	八・八%	八・八%	八・五%

(二) ハム及びベーコン(滅菌したものを除く)、プレスハム(豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。)並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉(一個の重量が一〇グラム以上のものに限り、)のみから成るもの(調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。)

(一) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの

九・八%	九・五%	九・三%	九%	八・八%	八・五%
一キログラムにつき	一キログラムにつき	一キログラムにつき	一キログラムにつき	一キログラムにつき	一キログラムにつき
九一銭	三三銭	二四銭	一五銭	五七銭	九八銭

一七〇 その他のもの
一・九 水砂糖、角砂糖、棒砂糖
九 その他これらに類するもの

一七・二 その他の糖類(化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。)、糖水(香味料又は着色料を加えてないものに限り)、人造はちみつ(天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。)及びカラメル

一七〇 その他のもの(転化糖並びに二・九 その他の糖類及び糖水の混合物で果糖を乾燥状態において全重量の五〇%含有するものを含む。)
一 砂糖のうち
分みつ糖

二 砂糖水のうち
分みつ糖のもの

一・九	三・四	三・三	三・〇	二・八	二・七	二・四
一	三・四	三・三	三・〇	二・八	二・七	二・四
一	三・四	三・三	三・〇	二・八	二・七	二・四

一九・一 麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の四〇%未満のものに限るものとし、他の項に該

<p>(三) 米菓生地(乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。)のうち 別表第一一九〇一・二〇号の(三)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの</p>	<p>一〇九〇その他もの 一〇九一 穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品(米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。)、第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。)及び餅、だんごその他これらに類する米産品(乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。)</p>	<p>き三九円 九〇銭 き三八円 八〇銭 き三七円 七〇銭 き三六円 六〇銭 き三五円 五〇銭 き三四円 四〇銭</p>
<p>(裸麦産品を含む。)及びでん粉のうち、米産品が最大の重量を占めるもののうち 別表第一一九〇一・九〇号の(二)のAに掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの</p>	<p>B 米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む)、大麦産品(裸麦産品を含む。)及びでん粉のうち、小麦産品(ライ小麦産品を含む。)が最大の重量を占めるもののうち 別表第一一九〇一・九〇号の(二)のBに掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの</p>	<p>一キログ ラムにつ ラムにつ き六五 円き五 四円 一七銭</p>
<p>C 米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む)、大麦産品(裸麦産品を含む。)及びでん粉のうち、大麦産品(裸麦産品を含む。)が最大の重量を占めるもののうち 別表第一一九〇一・九〇号の(二)のCに掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの</p>	<p>D 米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む)、大麦産品(裸麦産品を含む。)及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの (a) 小麦でん粉を含有するもの のうち 別表第一一九〇一・九〇号の(二)のDの(a)に</p>	<p>一キログ ラムにつ ラムにつ き三一 円き三 〇円き 二九円 き二八 円き二 八円き 二七円 二三銭 四七銭 七〇銭 九三銭 一七銭 四〇銭</p>
<p>一キログ ラムにつ ラムにつ き六五 円き五 四円 一七銭</p>	<p>一キログ ラムにつ ラムにつ き三六 円き三 五円 き三四 円き三 三円 き三二 円き三 一円</p>	

一一	関税率表第〇四〇二・二二号の二の(一)に掲げる物品のうち 学校等給食用のもの
一二	関税率表第〇四〇二・二二号の二の(一)に掲げる物品のうち 飼料用のもの
一三	関税率表第〇四〇二・二二号の二の(二)に掲げる物品
一四	関税率表第〇四〇二・二九号の一の(一)に掲げる物品
一五	関税率表第〇四〇二・二九号の一の(二)に掲げる物品
一六	関税率表第〇四〇二・二九号の二に掲げる物品
一七	関税率表第〇四〇二・九一号の一の(一)に掲げる物品
一八	関税率表第〇四〇二・九一号の二に掲げる物品
一九	関税率表第〇四〇二・九九号の一の(一)に掲げる物品
二〇	関税率表第〇四〇二・九九号の二に掲げる物品
二一	関税率表第〇四〇三・二〇号の一に掲げる物品
二二	関税率表第〇四〇三・九〇号の一の(一)に掲げる物品
二三	関税率表第〇四〇三・九〇号の一の(二)に掲げる物品
二四	関税率表第〇四〇三・九〇号の一の(三)に掲げる物品
二五	関税率表第〇四〇四・一〇号の一の(一)に掲げる物品
二六	関税率表第〇四〇四・一〇号の一の(二)に掲げる物品
二七	関税率表第〇四〇四・九〇号の一の(一)に掲げる物品
二八	関税率表第〇四〇四・九〇号の一の(二)に掲げる物品
二九	関税率表第〇四〇四・九〇号の一の(三)に掲げる物品
三〇	関税率表第〇四〇五・一〇号の一、第〇四〇五・二〇号又は第〇四〇五・九〇号の一に掲げる物品
三一	関税率表第〇四〇五・一〇号の二又は第〇四〇五・九〇号の二に掲げる物品
三二	関税率表第〇七一一・一〇号の二の(一)に掲げる物品
三三	関税率表第〇七一一・三三号に掲げる物品
三四	関税率表第〇七一一・三三号の二の(一)に掲げる物品
三五	関税率表第〇七一一・三四号の二の(一)又は第〇七一一・三五号の二の(一)に掲げる物品
三六	関税率表第〇七一一・三九号の二の(一)に掲げる物品のうち 竹小豆以外のもの
三七	関税率表第〇七一一・五〇号の二の(一)に掲げる物品
三八	関税率表第〇七一一・六〇号の二の(一)又は第〇七一一・九〇号の二の(一)に掲げる物品
三九	関税率表第一〇〇一・一一号又は第一〇〇一・一九号に掲げる物品
四〇	関税率表第一〇〇一・九一号又は第一〇〇一・九九号に掲げる物品のうち メスリン
四一	関税率表第一〇〇一・九一号に掲げる物品のうち メスリン以外のもの
四二	関税率表第一〇〇一・九九号に掲げる物品のうち メスリン以外のもので飼料用のもの以外のもの

四三	メスリン以外のもので飼料用のもの 関税率表第一〇〇三・一〇号に掲げる物品
四四	関税率表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品のうち 飼料用のもの以外のもの 関税率表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品のうち 飼料用のもの
四四の二	関税率表第一〇〇六・一〇号に掲げる物品
四四の三	関税率表第一〇〇六・二〇号に掲げる物品
四四の四	関税率表第一〇〇六・三〇号に掲げる物品
四四の五	関税率表第一〇〇六・四〇号に掲げる物品
四五	関税率表第一〇〇八・六〇号の二に掲げる物品
四六	関税率表第一〇〇一・〇〇号に掲げる物品のうち グルタミン酸ソーダ製造用のもの
四七	関税率表第一〇〇一・〇〇号に掲げる物品のうち グルタミン酸ソーダ製造用のもの以外のもの
四八	関税率表第一〇二・九〇号の一に掲げる物品
四九	関税率表第一〇二・九〇号の二に掲げる物品
四九の二	関税率表第一〇二・九〇号の三に掲げる物品
五〇	関税率表第一〇三・一一号に掲げる物品
五一	関税率表第一〇三・一九号の一に掲げる物品
五二	関税率表第一〇三・一九号の二に掲げる物品
五二の二	関税率表第一〇三・一九号の四に掲げる物品
五三	関税率表第一〇三・二〇号の一に掲げる物品
五三の二	関税率表第一〇三・二〇号の三の(一)に掲げる物品
五四	関税率表第一〇三・二〇号の四に掲げる物品
五五	関税率表第一〇三・二〇号の五に掲げる物品
五六	削除
五七	関税率表第一〇四・一九号の一に掲げる物品のうち 小麦のもの
五八	関税率表第一〇四・一九号の一に掲げる物品のうち ライ小麦のもの
五八の二	関税率表第一〇四・一九号の二の(一)に掲げる物品
五九	関税率表第一〇四・一九号の三に掲げる物品
六〇	関税率表第一〇四・二九号の一に掲げる物品のうち 小麦のもの
六一	関税率表第一〇四・二九号の一に掲げる物品のうち ライ小麦のもの
六一の二	関税率表第一〇四・二九号の二に掲げる物品
六一の三	関税率表第一〇四・二九号の三に掲げる物品
六二	関税率表第一〇八・一一号に掲げる物品
六三	関税率表第一〇八・一二号に掲げる物品
六四	関税率表第一〇八・一三号に掲げる物品
六五	関税率表第一〇八・一四号に掲げる物品
六六	関税率表第一〇八・一九号に掲げる物品のうち

<p>○二〇 骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの(骨付きのものに限る。)</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格(部分肉に係る基準輸入価格(別表第一の三の二に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表第三項第二号に定める価格をいう。以下この項及び第〇二・〇六項において同じ。))から当該区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の(一)に定める額を控除して得た価格をいう。以下この項及び第〇二・〇六項において同じ。)</p> <p>以下のもの</p>	<p>(3) 課税価格が一キログラムにつき、枝肉に係る分岐点価格を超えるもの</p>	<p>六・五%</p>	<p>六・四%</p>	<p>六・三%</p>	<p>六%</p>	<p>五・九%</p>	<p>五・七%</p>
<p>(2) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格(部分肉に係る基準輸入価格を、当該基準輸入価格に係る別表第一の三の二に定める期間内に輸入されるものの区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の(3)に定める率(例えば、六・五%の場合には〇・〇六五)に一を加えた数で除して得た価格をいう。以下この項及び第〇二・〇六項において同じ。)</p> <p>以下のもの</p>	<p>一キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの</p>	<p>一キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの</p>	<p>一キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの</p>	<p>一キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの</p>	<p>一キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの</p>	<p>一キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの</p>	<p>一キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの</p>
<p>○二〇 その他のもの</p> <p>三・二二 その他のもの</p> <p>一 (1) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの</p>	<p>(3) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの</p>	<p>一キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの</p>	<p>一キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの</p>	<p>一キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの</p>	<p>一キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの</p>	<p>一キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの</p>	<p>一キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの</p>
<p>一キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの</p>	<p>一キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの</p>	<p>一キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの</p>	<p>一キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの</p>	<p>一キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの</p>	<p>一キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの</p>	<p>一キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの</p>	<p>一キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの</p>

<p>(2) 課税価格が一キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格を超え、枝肉に係る分岐点価格以下のもの</p>	<p>き五五二 円四四銭 き五三八 円二三銭 き五二四 円 き七五〇 円七七銭 き四九五 円五六銭 き四八一 円三三銭</p>	<p>(3) 課税価格が一キログラムにつき、枝肉に係る分岐点価格を超えるもの</p>	<p>六・五％ 六・四％ 六・三％ 六％ 五・九％ 五・七％</p>	<p>○二〇 骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの(骨付きのものに限る。)</p> <p>二 二 その他のもの</p> <p>(1) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの</p>	<p>六・五％ 六・四％ 六・三％ 六％ 五・九％ 五・七％</p>	<p>(2) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの</p>	<p>一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの</p>	<p>(3) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの</p>	<p>六・五％ 六・四％ 六・三％ 六％ 五・九％ 五・七％</p>
<p>○二〇 その他のもの</p> <p>三・二二 その他のもの</p> <p>(1) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの</p>	<p>き五五二 円四四銭 き五三八 円二三銭 き五二四 円 き七五〇 円七七銭 き四九五 円五六銭 き四八一 円三三銭</p>	<p>(2) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの</p>	<p>六・五％ 六・四％ 六・三％ 六％ 五・九％ 五・七％</p>	<p>(3) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの</p>	<p>六・五％ 六・四％ 六・三％ 六％ 五・九％ 五・七％</p>	<p>○二 食用のくず肉(牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニ―のもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限り。)</p> <p>○三 豚のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)</p> <p>○四 蔵したものに限る。</p> <p>○五 三蔵したものに限る。</p> <p>○六 三蔵したものに限る。</p> <p>二 二 その他のもの</p> <p>(1) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの</p>	<p>一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの</p>	<p>(2) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの</p>	<p>六・五％ 六・四％ 六・三％ 六％ 五・九％ 五・七％</p>

<p>〇二二ばら肉及びこれを分割した もの 二〇・一もの (一) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの</p>	<p>〇二二その他のもの 〇・一 (一) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの</p>	<p>〇二二その他のもの 〇・一 (一) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの</p>
<p>一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの</p>	<p>一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの</p>	<p>一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの</p>
<p>〇二二その他のもの 〇・九 (一) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの</p>	<p>〇二二その他のもの 〇・一 (一) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの</p>	<p>〇二二その他のもの 〇・一 (一) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの</p>
<p>一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの</p>	<p>一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの</p>	<p>一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの</p>

<p>らに類する物品を加えてあるかないかを問わない。 (1) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの</p>	<p>(2) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの</p>	<p>一六〇 肩肉及びこれを分割したものの 二・四 一 ハム及びベーコン(滅菌したものを除く)、プレスハム(豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。) 並びにその他の調製をし又は保存に適合した物品 で豚の肉又はくず肉(一個の重量が一〇グラム以上のものに限り)のみから成るもの (調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。) (1) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの</p>	<p>一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの</p>	<p>乗じて得た額と課税価格との差額 乗じて得た額と課税価格との差額 乗じて得た額と課税価格との差額 乗じて得た額と課税価格との差額 乗じて得た額と課税価格との差額 乗じて得た額と課税価格との差額 乗じて得た額と課税価格との差額</p>	<p>一・三・一 七％ 四％ 一・二％ 七％ 一・一％ 三％</p>	<p>一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの</p>
<p>一六〇 その他のもの(混合物を含む) 二・四 二 その他のもの (一) ハム及びベーコン(滅菌したものを除く)、プレスハム(豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。) 並びにその他の調製をし又は保存に適合した物品 で豚の肉又はくず肉(一個の重量が一〇グラム以上のものに限り)のみから成るもの (調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。) (1) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの</p>	<p>乗じて得た額と課税価格との差額 乗じて得た額と課税価格との差額 乗じて得た額と課税価格との差額 乗じて得た額と課税価格との差額 乗じて得た額と課税価格との差額 乗じて得た額と課税価格との差額 乗じて得た額と課税価格との差額</p>	<p>一・三・一 七％ 四％ 一・二％ 七％ 一・一％ 三％</p>	<p>一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの</p>			

別表第二 農水産物等特恵関税率表 (第八条の二関係)		関稅定率法別表の品名					税率
○二〇七・五二	分割してないもの (冷凍したものに限る。)	食用のくず肉 (牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもの)	三	四	三	・	
○二〇七・五三	脂肪質の肝臓 (生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	豚のもの (生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	一	一	二	・	
○二〇七・五四	その他のもの (生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	二 臓器	七	四	三	・	
○二〇七・五五	その他のもの (冷凍したものに限る。)	豚のもの (冷凍したものに限る。)	三	三	三	・	
○二〇七・六〇	二 肝臓	二 臓器	四	三	三	・	
○二〇七・六一	その他のもの	二 臓器	三	四	三	・	
○二〇七・六二	淡水魚	肉及び食用のくず肉で、第〇一・〇五項の家きんのもの (生鮮のもの)	三	四	三	・	
○二〇七・六三	魚 (乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。)	及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。)	四	三	三	・	
○二〇七・六四	魚 (乾燥し又は塩水漬けたものに限る。)	鶏 (ガルス・ドメステイクス) のもの	三	三	三	・	
○二〇七・六五	魚 (乾燥し又は塩水漬けたものに限る。)	分割したものと及びくずのもの (冷凍したものに限る。)	三	三	三	・	
○二〇七・六六	魚 (乾燥し又は塩水漬けたものに限る。)	一 肝臓	三	三	三	・	
○二〇七・六七	魚 (乾燥し又は塩水漬けたものに限る。)	二 臓器	三	三	三	・	
○二〇七・六八	魚 (乾燥し又は塩水漬けたものに限る。)	七面鳥のもの	三	三	三	・	
○二〇七・六九	魚 (乾燥し又は塩水漬けたものに限る。)	分割してないもの (生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	三	三	三	・	
○二〇七・七〇	魚 (乾燥し又は塩水漬けたものに限る。)	分割してないもの (冷凍したものに限る。)	三	三	三	・	
○二〇七・七一	魚 (乾燥し又は塩水漬けたものに限る。)	分割したものと及びくずのもの (生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	三	三	三	・	
○二〇七・七二	魚 (乾燥し又は塩水漬けたものに限る。)	分割したものと及びくずのもの (冷凍したものに限る。)	三	三	三	・	
○二〇七・七三	魚 (乾燥し又は塩水漬けたものに限る。)	一 肝臓	三	三	三	・	
○二〇七・七四	魚 (乾燥し又は塩水漬けたものに限る。)	二 臓器	三	三	三	・	
○二〇七・七五	魚 (乾燥し又は塩水漬けたものに限る。)	その他のもの	三	三	三	・	
○二〇七・七六	魚 (乾燥し又は塩水漬けたものに限る。)	あひるのもの	三	三	三	・	
○二〇七・七七	魚 (乾燥し又は塩水漬けたものに限る。)	分割してないもの (冷凍したものに限る。)	三	三	三	・	
○二〇七・七八	魚 (乾燥し又は塩水漬けたものに限る。)	脂肪質の肝臓 (生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	三	三	三	・	
○二〇七・七九	魚 (乾燥し又は塩水漬けたものに限る。)	その他のもの (冷凍したものに限る。)	三	三	三	・	
○二〇七・八〇	魚 (乾燥し又は塩水漬けたものに限る。)	肝臓	三	三	三	・	
○二〇七・八一	魚 (乾燥し又は塩水漬けたものに限る。)	その他のもの	三	三	三	・	
○二〇七・八二	魚 (乾燥し又は塩水漬けたものに限る。)	がちようのもの	三	三	三	・	
○二〇七・八三	魚 (乾燥し又は塩水漬けたものに限る。)	分割してないもの (生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	三	三	三	・	
○二〇七・八四	魚 (乾燥し又は塩水漬けたものに限る。)		三	三	三	・	
○二〇七・八五	魚 (乾燥し又は塩水漬けたものに限る。)		三	三	三	・	
○二〇七・八六	魚 (乾燥し又は塩水漬けたものに限る。)		三	三	三	・	
○二〇七・八七	魚 (乾燥し又は塩水漬けたものに限る。)		三	三	三	・	
○二〇七・八八	魚 (乾燥し又は塩水漬けたものに限る。)		三	三	三	・	
○二〇七・八九	魚 (乾燥し又は塩水漬けたものに限る。)		三	三	三	・	
○二〇七・九〇	魚 (乾燥し又は塩水漬けたものに限る。)		三	三	三	・	
○二〇七・九一	魚 (乾燥し又は塩水漬けたものに限る。)		三	三	三	・	
○二〇七・九二	魚 (乾燥し又は塩水漬けたものに限る。)		三	三	三	・	
○二〇七・九三	魚 (乾燥し又は塩水漬けたものに限る。)		三	三	三	・	
○二〇七・九四	魚 (乾燥し又は塩水漬けたものに限る。)		三	三	三	・	
○二〇七・九五	魚 (乾燥し又は塩水漬けたものに限る。)		三	三	三	・	
○二〇七・九六	魚 (乾燥し又は塩水漬けたものに限る。)		三	三	三	・	
○二〇七・九七	魚 (乾燥し又は塩水漬けたものに限る。)		三	三	三	・	
○二〇七・九八	魚 (乾燥し又は塩水漬けたものに限る。)		三	三	三	・	
○二〇七・九九	魚 (乾燥し又は塩水漬けたものに限る。)		三	三	三	・	
○二〇七・一〇〇	魚 (乾燥し又は塩水漬けたものに限る。)		三	三	三	・	
○二〇七・一〇一	魚 (乾燥し又は塩水漬けたものに限る。)		三	三	三	・	
○二〇七・一〇二	魚 (乾燥し又は塩水漬けたものに限る。)		三	三	三	・	
○二〇七・一〇三	魚 (乾燥し又は塩水漬けたものに限る。)		三	三	三	・	
○二〇七・一〇四	魚 (乾燥し又は塩水漬けたものに限る。)		三	三	三	・	
○二〇七・一〇五	魚 (乾燥し又は塩水漬けたものに限る。)		三	三	三	・	
○二〇七・一〇六	魚 (乾燥し又は塩水漬けたものに限る。)		三	三	三	・	
○二〇七・一〇七	魚 (乾燥し又は塩水漬けたものに限る。)		三	三	三	・	
○二〇七・一〇八	魚 (乾燥し又は塩水漬けたものに限る。)		三	三	三	・	
○二〇七・一〇九	魚 (乾燥し又は塩水漬けたものに限る。)		三	三	三	・	
○二〇七・一一〇	魚 (乾燥し又は塩水漬けたものに限る。)		三	三	三	・	
○二〇七・一一一	魚 (乾燥し又は塩水漬けたものに限る。)		三	三	三	・	
○二〇七・一一二	魚 (乾燥し又は塩水漬けたものに限る。)		三	三	三	・	
○二〇七・一一三	魚 (乾燥し又は塩水漬けたものに限る。)		三	三	三	・	
○二〇七・一一四	魚 (乾燥し又は塩水漬けたものに限る。)		三	三	三	・	
○二〇七・一一五	魚 (乾燥し又は塩水漬けたものに限る。)		三	三	三	・	
○二〇七・一一六	魚 (乾燥し又は塩水漬けたものに限る。)		三	三	三	・	
○二〇七・一一七	魚 (乾燥し又は塩水漬けたものに限る。)		三	三	三	・	
○二〇七・一一八	魚 (乾燥し又は塩水漬けたものに限る。)		三	三	三	・	
○二〇七・一一九	魚 (乾燥し又は塩水漬けたものに限る。)		三	三	三	・	
○二〇七・一二〇	魚 (乾燥し又は塩水漬けたものに限る。)		三	三	三	・	
○二〇七・一二一	魚 (乾燥し又は塩水漬けたものに限る。)		三	三	三	・	
○二〇七・一二二	魚 (乾燥し又は塩水漬けたものに限る。)		三	三	三	・	
○二〇七・一二三	魚 (乾燥し又は塩水漬けたものに限る。)		三	三	三	・	
○二〇七・一二四	魚 (乾燥し又は塩水漬けたものに限る。)		三	三	三	・	
○二〇七・一二五	魚 (乾燥し又は塩水漬けたものに限る。)		三	三	三	・	
○二〇七・一二六	魚 (乾燥し又は塩水漬けたものに限る。)		三	三	三	・	
○二〇七・一二七	魚 (乾燥し又は塩水漬けたものに限る。)		三	三	三	・	
○二〇七・一二八	魚 (乾燥し又は塩水漬けたものに限る。)		三	三	三	・	
○二〇七・一二九	魚 (乾燥し又は塩水漬けたものに限る。)		三	三	三	・	
○二〇七・一三〇	魚 (乾燥し又は塩水漬けたものに限る。)		三	三	三	・	

○三〇六・九三	かに 一 くん製したもの	七 二%
○三〇六・九四	ノルウェーロブスター（ネフロプス・ノルヴェギクス） 一 くん製したもの	三 二%
○三〇六・九五	二 その他のもの シュリンプ及びブロン 一 くん製したもの	三 四%
○三〇六・九九	二 その他のもの その他のもの 一 くん製したもの (一) えび (二) その他のもの	三 二 二 二%
○三〇七	二 その他のもの (一) えび 軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）及びくん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。） その他のもの 一 くん製したもののうち 貝柱以外のもの	四 二 七 二 二 二%
○三〇七・一九	貝柱以外のもの	六 四%
○三〇七・三九	い貝（ミュティルス属又はベルナ属のもの） その他のもの 一 くん製したもののうち 貝柱以外のもの	六 四 四 四%
○三〇七・五一	たこ（オクトプス属のもの） 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの 冷凍したもの	五 五 五 五%
○三〇七・五二	その他のもの	六 四%
○三〇七・五九	一 くん製したもの	六 四%
○三〇七・六〇	かたつむりその他の巻貝（海棲 ^{ウミ} のものを除く。） 二 くん製したもの	六 四 四 四%
	クラム、コックル及びアークシエル（ふねがい科、アイスランドがい科、ざるがい科、ふじのはながい科、きぬまといがい科、ばかがい科、	

○三〇七・七九	ちどりますおがい科、おのがい科、あさじがい科、きぬたあげまきがい科、まてがい科、しやこがい科又はまるすだれがい科のもの） その他のもの 一 くん製したもののうち 貝柱以外のもの	九 六 四 六%
○三〇七・八七	二 その他のもの (三) その他のものうち はまぐり（乾燥したものに限る。） あわび（ハリオテイス属のもの）及びそでぼら（ストロムプス属のもの）	九 九 九 九%
○三〇七・八八	その他のあわび（ハリオテイス属のもの） 一 くん製したもの	六 四 六 六%
○三〇七・八九	その他のそでぼら（ストロムプス属のもの） 一 くん製したもの	六 四 六 六%
○三〇八	その他のもの その他のもの 一 くん製したもののうち 貝柱以外のもの	六 四 六 六%
○三〇八・一九	水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）及びくん製した水棲無脊椎動物（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。） なまこ（ステイコプス・ヤポニクス及びなまこ綱のもの） その他のもの 一 くん製したもの	六 四 六 四 六 四 六 六%
○三〇八・二九	うに（パラケントロトウス・リヴィドウス、ロクセキヌス・アルプス、エキヌス・エスケレントウス及びストロンギョロケントロトウス属のもの） その他のもの 一 くん製したもの	六 四 六 四 六 四 六 六%
○三〇八・三〇	くらげ（ロピレマ属のもの） 二 くん製したもの	六 四 六 四 六 四 六 六%
○三〇八・九〇	その他のもの 三 くん製したもの	六 四 六 四 六 四 六 六%
○三〇九	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲 ^{ウミ} 無脊椎動物の粉、ミール並びにペレット（食用に適するものに限る。） その他のもの	四 六 四 六 四 六 四 六%
○三〇九・九〇		

○五・一〇	アンバークリス、海狸香、シベット、じゃ香及びカンタリス、胆汁（乾燥してあるかないかを問わない。）並びに医療用品の調製用の腺その他の動物性生産品（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの並びに一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）	無税	○七〇五・二一	ウィットルーフチコリー（キコリウム・インテュブス変種フォリオスム）	五%
○五・一〇	動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）及び第一類又は第三類の動物で生きていないものうち食用に適しないもの	無税	○七〇五・二九	その他のもの	五%
○五・一一	魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の物品及び第三類の動物で生きていないもの	無税	○七〇六・九〇	その他のもののうち	無税
○五・一一・九九	その他のもの	無税	○七〇九	ごぼう	無税
○五・一一・九九	二 動物性の海綿のうち	無税	○七〇九・五五	その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	無税
○六・〇四	三 課税価格がキログラムにつき三、六〇〇円未満のもの	無税	○七〇九・五六	きのこ及びトリフ	無税
○六〇四・二〇	植物の葉、枝その他の部分（花及び花芽のいずれも有しないものに限る。）草、こげ及び地衣（生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。）	無税	○七〇九・九一	まっただけ（トリコロマ・マツタケ、トリコロマ・マグニヴェラレ、トリコロマ・アナトリクム、トリコロマ・ドウルキオレンス及びトリコロマ・カリガトウム）	無税
○六〇四・九〇	生鮮のもの	無税	○七〇九・九一	トリフ（セイヨウシヨウロ属のもの）	無税
○七〇一・一〇	その他のもの	無税	○七〇九・九一	その他のもの	無税
○七〇一・一〇	ばれいしよ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	無税	○七・一一	一時的な保存に適する処理をした野菜（そのままの状態では食用に適しないものに限る。）	無税
○七〇一・一〇	レタス（ラクトゥカ・サティヴァ）及びチコリー（キコリウム属のもの）（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	無税	○七・一一・二〇	オリーブ	五%
○七〇五	チコリー	無税	○七・一一・九〇	その他の野菜及び野菜を混合したもの	五%
			○七・一二	二 二 二 二 二 二	七
			○七・一二・九〇	乾燥野菜（全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したものを除く。）	七
			○七・一三	その他の野菜及び野菜を混合したもの	五%
			○七・一三・一〇	二 二 二 二 二 二	五
			○七・一三・二〇	ばれいしよ（切つてあるかないかを問わないものとし、更に調製したものを除く。）	七
			○七・一三・三〇	たけのこ	七
			○七・一三・三三	乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）	五
				えんどう（ピスム・サティヴァ）	七
				二 二 二 二 二 二	五
				その他のものの	七
				（一） 播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	五
				ひよこ豆	七
				二 二 二 二 二 二	五
				ささげ属又はいんげんまめ属の豆	七
				いんげん豆（ファセオルス・ヴルガリス）	五

〇八・一一	冷凍果実及び冷凍ナット（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	
〇八一・二〇	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実、ローガンベリー、ブラックカ ーラント、ホワイトカールラント、レッドカールラント及びグーズベリー	四 八％
〇八一・九〇	二 その他のもの その他のもの 一 砂糖を加えたもの （二）ベリー	三 八％
	（三） サワーチェリー（ブルヌス・ケラスス）	六 九％
	（五） その他のものうち パイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャ ンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サ ボテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カス ターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サ ワーアップ及びレイシ	六 六％
	二 その他のもの （二） パパイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ビリンビ、 チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、 サボテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カ スターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サ ワーアップ及びレイシ	三 六％
	（三） 桃、梨及びベリーのうち ベリー	三 ％
	（四） その他のものうち カムカム	二 ％
〇八・一二	一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（そのままの状態 は食用に適しないものに限る。）	
〇八二・九〇	その他のもの 四 その他のもの （三） その他のものうち パイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャ ンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サ ボテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カス ターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サ ワーアップ及びレイシ	六 六％
〇八・一三	乾燥果実（第〇八・〇一項から第〇八・〇六項までのものを除く。）及 びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの	無 税
〇八一三・二〇	ブルーベリー	四 ％
〇八一三・四〇	その他の果実 ベリー	五 ％
〇八一・一四	この類のナット又は乾燥果実を混合したもの	
〇八一三・五〇	二 その他のものうち パイヤ、ポポー、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パン の実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サボテ、チェリモア、シ ュ八 ガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、 サワーアップ及びレイシ サントル	四 五％
〇八一・一四	かんきつ類の果皮及びメロン（すいかを含む。）の皮（生鮮のもの及び 冷凍し、乾燥し又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一 時的な保存に適する処理をしたものに限る。）	無 税
〇八一四・〇〇	コーヒー（いつてあるかないか又はカフェインを除いてあるかない かを問わない）、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有する コーヒー（コーヒーの含有量のいかんを問わない。）	一 〇％
〇九・〇一	コーヒー（いつたものに限る。）	一 〇％
〇九・〇二	カフェインを除いてないもの	一 〇％
〇九・〇一・二二	カフェインを除いたもの	一 〇％
〇九・〇一・九〇	その他のもの	無 税
〇九・〇二	二 コーヒーを含有するコーヒー代用物 茶（香味を付けてあるかないかを問わない。）	無 税
〇九・〇二・四〇	その他の紅茶及び部分的に発酵した茶	二 五％
	二 その他のもの （一） 紅茶	二 五％
〇九・〇三	マテ	六 ％
〇九・〇三・〇〇	とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破碎し又は粉碎した ものに限る。）及びこしよう属のペッパー	
〇九・〇四	ペッパー	
〇九・〇四・一一	破碎及び粉砕のいずれもしてないもの	無 税
〇九・〇四・二二	一 小売用の容器入りにしたもの 破碎し又は粉砕したもの	無 税
〇九・〇四・二二	一 小売用の容器入りにしたもの 破碎し又は粉砕したもの	無 税
〇九・〇四・二二	一 小売用の容器入りにしたもの 破碎し又は粉砕したもの	無 税
〇九・〇四・二二	とうがらし属又はピメンタ属の果実 乾燥したもの（破碎及び粉砕のいずれもしてないものに限る。）	無 税
〇九・〇四・二二	一 小売用の容器入りにしたもの 破碎し又は粉砕したもの	無 税
〇九・〇七	一 小売用の容器入りにしたもの 丁子（果実、花及び花梗に限る。）	無 税

○九〇七・一〇	一 破砕及び粉砕のいづれもしてないもの 一 小売用の容器入りにしたもの	無税		(一) 小売用の容器入りにしたもの (二) その他のもの	無税
○九〇七・二〇	一 破砕し又は粉砕したもの 一 小売用の容器入りにしたもの	無税	○九一〇・二二	破砕し又は粉砕したもの	無税
○九・〇八	肉づく、肉づく花及びカルダモン類 肉づく	無税		(一) 小売用の容器入りにしたもの (二) その他のもの	無税
○九〇八・一一	破砕及び粉砕のいづれもしてないもの 一 小売用の容器入りにしたもの	無税	○九一〇・二〇	(一) 小売用の容器入りにしたもの 二 その他のもの	無税
○九〇八・一二	破砕し又は粉砕したもの 一 小売用の容器入りにしたもの	無税	○九一〇・三〇	(一) 小売用の容器入りにしたもの 二 その他のもの	無税
○九〇八・二二	破砕及び粉砕のいづれもしてないもの 一 小売用の容器入りにしたもの	無税	○九一〇・九一	この類の注1(b)の混合物 一 カレー	三 六%
○九〇八・三二	カルダモン類 破砕及び粉砕のいづれもしてないもの 一 小売用の容器入りにしたもの	無税		(一) 小売用の容器入りにしたもの 二 その他のもの	無税
○九〇八・三三	破砕し又は粉砕したもの 一 小売用の容器入りにしたもの	無税	○九一〇・九九	その他のもの	無税
○九・〇九	一 小売用の容器入りにしたもの アニス、大ういきよう、ういきよう、コリアンダー、クミン又はカラ ウエイの種及びジュニパーベリー コリアンダーの種	無税	○一〇二・二〇	播種用のもの 二 その他のもの	無税
○九〇九・二二	破砕及び粉砕のいづれもしてないもの 一 小売用の容器入りにしたもの	無税	○一〇二・九〇	その他のもの	無税
○九〇九・二二	破砕し又は粉砕したもの 一 小売用の容器入りにしたもの	無税	○一〇五・二〇	播種用のもの 二 その他のもの	無税
○九〇九・三二	クミンの種 破砕及び粉砕のいづれもしてないもの 一 小売用の容器入りにしたもの	無税	○一〇七・七	グレーンソルガム 播種用のもの	四円五 錢
○九〇九・三二	破砕し又は粉砕したもの 一 小売用の容器入りにしたもの	無税	○一〇七・二〇	二 その他のもの	無税
○九〇九・六一	破砕及び粉砕のいづれもしてないもの 一 小売用の容器入りにしたもの	無税	○一〇七・九〇	その他のものうち 関税率法第一三條第一項の適用を受けないもの そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物 フォニオ(ディギタリア属のもの)	無税
○九〇九・六二	破砕し又は粉砕したもの 一 小売用の容器入りにしたもの	無税	○一〇八・四〇	二 その他のもの	無税
○九・一〇	二 その他のもの しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他 の香辛料	無税	○一〇八・五〇	キヌア(ケノポデイウム・クイノア)	無税
○九一〇・一一	破砕及び粉砕のいづれもしてないもの 二 その他のもの	無税	○一〇八・九〇	二 その他のもの	無税
			○一〇二・九〇	その他の穀物 二 その他のもの 穀粉(小麦粉及びメスリン粉を除く) その他のもの	無税
				四 その他のものうち	

ライ麦粉	七 五%		
ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット			
ひき割り穀物及び穀物のミール			
その他の穀物のもの	六 %	一一・〇三	
三 オートのもの	八 %	一一〇三・一九	
五 その他のもの	五 %		
ペレット	六 %	一一〇三・二〇	
二 オートのもの	八 %		
六 その他のもの	五 %		
その他の加工穀物（例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレック状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第一〇・〇六項の米を除く。）及び穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレック状にし又はひいたものに限り。）	六 %	一一〇四・二二	
ロールにかけ又はフレック状にした穀物	六 %	一一〇四・一九	
オートのもの	八 %		
四 その他のもの	五 %		
その他の加工穀物（例えば、殻を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの）	六 %	一一〇四・二二	
オートのもの	六 %	一一〇四・〇八	
採油用の種又は果実の粉及びミール（マスタードの粉及びミールを除く。）	無税		
大豆のもの	無税	一一〇八・一〇	
その他のもの	無税	一一〇八・九〇	
主として香料用、医療用、殺虫用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限り）	無税	一一〇八・一一	
したものであるかないかを問わない。）	無税	一一一一・二〇	
おたねにんじん	無税	一一一一・九〇	
二 その他のもの	無税		
二 除虫菊	無税		
(一) 生鮮のもの及び乾燥したもの	三 %		
(二) その他のもの	無税		
四 ルイボス	無税		
五 その他のもの	無税		
(一) その他のもの	無税		
(二) その他のもの	無税		
海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限り）	無税		
粉砕してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュプス変	無税		

種サティウム）の根で煎つてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）	八 %	一一二二・二二	
海草その他の藻類			
食用に適するもの			
三 その他のものうち			
ひじき（ヒジキア・フスイフォルミス）			
その他のもの			
一 ふのり属、あまのり属、あおのり属、ひとえぐき属、とろろこんぶ属又はこんぶ属のものうち			
ふのり属のもの			
その他のもの			
チコリーの根			
その他のもの			
二 その他のもの			
植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシククナー（変性させてあるかないかを問わない。）			
ペクチン質、ペクチニン酸塩及びペクチン酸塩			
主として組物に使用する植物性材料（例えば、穀物のわらで清浄にし、漂白し又は染色したもの、竹、とう、あし、いぐさ、オージャ、ラフイア及びライム樹皮）			
竹			
その他のもの			
二 その他のもの			
(一) くずのつる			
(二) その他のもの			
植物性生産品（他の項に該当するものを除く。）			
その他のもの			
二 たぶの木又はへちまのもの			
三 水ごけ			
四 その他のもの			
かしわの葉及びさとりいばらの葉			
その他のもの			
ウールグリス及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。）			
一 ウールグリス（粗のものに限る。）			
パーム油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）			
粗油			
その他のもの			
一 パームステアリン			
二 その他のもの			
やし（コブラ）油、パーム核油及びバス油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）			

一六〇四・一三	いわし	二七	一六〇五・四〇	その他の甲殻類	三
一六〇四・一四	まぐろ、はがつお(サルダ属のもの)及びかつおかつお(気密容器入りのものに限る。)	六		一 えび	二
	その他のもの	四		二 その他のもの	七
一六〇四・一五	さば	七	一六〇五・五一	軟体動物	二
一六〇四・一六	かたくちいわし	七		かき	七
一六〇四・一七	うなぎ	七		貝柱以外のもの	四
一六〇四・一八	ふかひれ	七	一六〇五・五二	二 その他のもの	六
一六〇四・一九	その他のもの	七		スキヤロップ(いたや貝を含む。)	七
一六〇四・二〇	その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚	二	一六〇五・五三	二 その他のもの	二
	一 卵			い貝	
	(二) にしん(クルベア属のもの)又はたら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)のもの	九	一六〇五・五四	貝柱以外のもの	六
	にしん(クルベア属のもの)のもののうち	六		二 その他のもの	七
	気密容器入りのもの	七	一六〇五・五五	気密容器入りのもの	九
	二 その他のもの	二		たこ	
一六〇四・三一	キャビア及びその代用物	四		一 くん製したもの	六
一六〇四・三二	キャビア代用物	四	一六〇五・五六	二 その他のもの	七
一六〇五	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物(調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。)	八		クラム、コックル及びアーケシエル	六
一六〇五・一〇	かに	七		一 くん製したもの	四
	二 その他のもの	二		貝柱以外のもの	七
一六〇五・二一	シュリンプ及びブロン	七	一六〇五・五七	二 その他のもの	四
	気密容器入りでないもの	三		あわび	六
一六〇五・二九	冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	二		一 くん製したもの	七
	その他のもの	三	一六〇五・五八	二 その他のもの	四
一六〇五・三〇	冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	二		かたつむりその他の巻貝(海棲のものを除く。)	六
	ロブスター	三		一 くん製したもの	四
	一 くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	三		二 その他のもの	七
		二			四

一六〇五・五九	その他のもの 貝柱以外のもの	六%	一八〇六・二〇	二 その他のもの その他の調製品（塊状、板状又は棒状のもので、その重量が二キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が二キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限り。）	一・二%
一六〇五・六一	その他の水棲無脊椎動物 なまこ	二%	一八〇六・三二	（二） その他のもの （二） その他のもののうち 別表第一一八〇六・二〇号の二の（二）に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの その他のもの（塊状、板状又は棒状のものに限る。） 語物をしてないもの	一・二%
一六〇五・六二	二 その他のもの うに	八%	一八〇六・九〇	（二） その他のもの （二） その他のもの （二） その他のもの B その他のもの	一・二%
一六〇五・六三	二 その他のもの くらげ	八%	一九〇一・九〇	その他のもの 二 その他のもの （二） その他のもの	一・二%
一六〇五・六九	二 その他のもの 一 くん製したもの 二 その他のもの （一） うに （二） くらげ （三） その他のもの	六%	一九〇二・二	麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の四〇%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の五%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。） その他のもの 二 その他のもの （二） 麦芽エキス	五%
一七〇二・一一	その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含有ものとし、固体のものに限る。）糖、糖水（香料又は着色料を加えてないものに限る。）人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル	四%	一九〇二・四〇	スパゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニョッキ、ラビオリ、カネローニその他のパスタ（加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。）及びクリースクース（調製してあるかないかを問わない。） クリースクース	四%
一七〇二・一九	乳糖及び乳糖水	四%	一九〇五	パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品（ココアを含有するかないかを問わない。）及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品 クリスプブレッド	四%
一七〇二・五〇	無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の九%	三%	一九〇五・二〇	ジンジャーブレッドその他これに類する物品	五%
一八〇三・一〇	その他のもの	三%			五%
一八〇三・二〇	果糖（化学的に純粋なものに限る。） ココアペースト（脱脂してあるかないかを問わない。） 脱脂してないもの	無税			二・二円
一八〇三・二〇	完全に又は部分的に脱脂したもの	七%			
一八〇五	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）	五%			
一八〇五・〇〇	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）	五%			
一八〇六	チョコレートその他のココアを含有する調製食品	五%			
一八〇六・一〇	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）	五%			

一九〇五・三二	スイートビスケット、ワッフル及びウエハー	一五%	二〇〇・〇四	(二) その他のもの	五%
一九〇五・四〇	ワッフル及びウエハー	四%	二〇〇・〇四	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。）	三%
一九〇五・九〇	ラスク、トーストパンその他これらに類する焼いた物品	五%	二〇〇・四・九〇	その他の野菜及び野菜を混合したもの	九%
	その他のもの			(二) その他のもの	
	(一) 砂糖を加えたもの	一五%		(四) ヤングコーンコブのうち	九%
	D その他のもの	一五%		気密容器入りのもの	九%
	(二) その他のもの	一五%	二〇〇・〇五	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍してないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。）	九%
	D その他のもの	一五%		均質調製野菜	九%
二〇〇・〇一	食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分	五%	二〇〇・〇五	二 その他のもの	九%
二〇〇一・一〇	きゅうり及びガーキン	一二%	二〇〇五・一〇	ばれいしよ	六%
二〇〇一・九〇	一 砂糖を加えたもの	一二%		二 その他のもの	六%
	二 その他のもの	九%	二〇〇五・二〇	(二) 気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	六%
	一 砂糖を加えたもの	九%		えんどう（ピスム・サティヴム）	六%
	二 その他のもの	九%	二〇〇五・四〇	二 その他のもの	九%
	一 砂糖を加えたもの	三%		(二) 気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	九%
	二 その他のもの	三%		A さや付きのもの	六%
	(一) パパイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ピリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンプ、サボテ、チェリモア、サントル、シユガーアップル、カスターアップル、パツションフルーツ、ランソム、サワーサツプ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン	八%		B その他のもの	七%
	(四) その他のもの	一二%		(二) その他のもの	五%
	二 その他のもの	一二%		B その他のもの	六%
	(一) パパイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ピリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンプ、サボテ、チェリモア、サントル、シユガーアップル、カスターアップル、パツションフルーツ、ランソム、サワーサツプ及びレイシ	三%		(二) その他のもの	八%
	(二) マンゴー及びマンゴスチン	三%		ささげ属又はいんげんまめ属の豆	八%
	(四) ヤングコーンコブ	九%	二〇〇五・五九	その他のもの	六%
	(五) その他のもの	九%		二 その他のもの	九%
二〇〇・二一	調製し又は保存に適する処理をしたトマト（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	七%		(二) 気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	六%
二〇〇二・一〇	トマト（全形のもの及び断片状のものに限る。）	七%	二〇〇五・七〇	オリーブ	六%
二〇〇二・九〇	その他のもの	六%		一 気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	七%
	二 その他のもの	七%		二 その他のもの	四%
二〇〇・〇三	その他のもの	六%		その他の野菜及び野菜を混合したもの	五%
二〇〇三・九〇	調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	四%	二〇〇五・九九	その他のもの	九%
	その他のもの	八%		二 その他のもの	九%
	一 トリフ	八%		(二) ヤングコーンコブのうち	九%
	(二) 気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	八%		気密容器入りのもの	九%

二〇〇八・四〇	(二) その他のもの	九%	二〇〇八・五〇	B その他のもの	五%
	(三) サワークラウト	九%		あんず	四%
	(四) その他のもの	六%		二 その他のもの	六%
	A 気密容器入りのもの (容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。)	九%		(一) パルプ状のもの	六%
	(b) その他のもの	六%		(二) その他のもの	六%
	B その他のもの	八%	二〇〇八・七〇	さくらんぼ	六%
	(a) にんにくの粉	八%		二 その他のもの	六%
二〇〇六・〇〇	砂糖により調製した野菜、果実、ナット、果皮その他植物の部分(ドレインしたもの、グラッセのもの及びクリスタライズしたものに限り。)	九%	二〇〇八・九一	(二) その他のもの	六%
二〇〇六・〇六	二 その他のもの	九%		桃(ネクタリンを含む。)	八%
二〇〇八	果実、ナットその他植物の食用の部分(その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。)	九%	二〇〇八・九三	(二) その他のもの	八%
	ナット、落花生その他の種(これらを相互に混合してあるかないかを問わない。)	九%		A 気密容器入りのもの	七%
二〇〇八・一九	その他のもの(混合したものを含む。)	九%		B その他のもの	七%
	一 砂糖を加えたもの	一〇%	二〇〇八・九七	その他のもの(混合したものを(第二〇〇八・一九号のものを除く。)を含む。)	七%
	(二) パルプ状のもの	一〇%		バームハート	七%
	(一) その他のもの	五%		克蘭ベリー(ヴァキニウム・マクロカルボン及びヴァキニウム・オクシココス)及びこけもも(ヴァキニウム・ヴィテイスイダイア)	七%
	(二) その他のもの	五%		一 砂糖を加えたもの	五%
	A カシューナット及びその他の煎ったナット	五%		(二) その他のもの	五%
	二 その他のもの	五%		混合したもの	五%
	(一) パルプ状のもの	五%	二〇〇八・九七	一 ミックスドフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテルのうち砂糖を加えてないもの	三%
	A カシューナット(煎ったものを除く。)	五%		その他のもの	三%
	B その他のもの	五%	二〇〇八・九九	二 その他のもの	三%
	(二) その他のもの	五%		(一) 砂糖を加えたもの	一〇%
	A アーモンド(煎ったものに限る。)	五%		(二) パルプ状のもの	一〇%
	B マカダミアナット(煎ったものに限る。)	五%		(a) バナナ及びアボカド	五%
	C ココヤシの実、ブラジルナット、パラダイスナット、ヘーゼルナット(コリユルス属のもの)、カシューナット及びぎんなんのうちココヤシの実、ブラジルナット、パラダイスナット及びヘーゼルナット(コリユルス属のもの)	四%		(b) バナナ、アボカド、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	五%
	カシューナット	四%		(a) ベリー及びブルー	五%
	なし	五%		(b) バナナ、アボカド、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	五%
	二 その他のもの	七%		(d) その他のものうち	七%
	(一) パルプ状のもの	七%		ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし	七%
	B その他のもの	七%		(二) その他のもの	七%
	(二) その他のもの	七%		A パルプ状のもの	七%
	(一) その他のもの	七%		(a) バナナ、アボカド及びブルー	七%
	(二) その他のもの	七%		(b) その他のものうち	七%

二二〇一・三〇	マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	七・五%	二二〇一・三〇	チコリーその他のコーヒー代用物（いつたものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物	三%
二二〇一・二〇	カムカム	二%	二二〇一・二〇	酵母（活性のものであるか問わない。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限るものとし、第三〇・〇二項のワクチンを除く。）並びに調製したベーキングパウダー	一〇%
二二〇一・二〇	B その他のもの	三%	二二〇一・二〇	酵母（活性のものに限る。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限る。）	無税
二二〇一・二〇	(a) プルーン	九%	二二〇一・二〇	調製したベーキングパウダー	無税
二二〇一・二〇	(b) バナナ、アボカド、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	四%	二二〇一・二〇	ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード	三%
二二〇一・二〇	(c) バナナ、アボカド、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	八%	二二〇一・二〇	醤油	六%
二二〇一・二〇	(d) 第一二二・二二一の物品のもののうち	一〇%	二二〇一・二〇	その他のもの	六%
二二〇一・二〇	ひじき（ヒジキア・フスイフォルミス）	二%	二二〇一・二〇	ソース	六%
二二〇一・二〇	(e) その他のものうち	五%	二二〇一・二〇	(三) その他のもの	六%
二二〇一・二〇	ドリアン、ランプータン、パッションフルーツ、レイシ及びこれら	二%	二二〇一・二〇	二 その他のもの	三%
二二〇一・二〇	カムカム	四%	二二〇一・二〇	(二) インスタントカレーその他のカレー調製品	六%
二二〇一・二〇	爆裂種のもろこし（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。）	五%	二二〇一・二〇	(二) その他のもの	四%
二二〇一・二〇	果実、ナット又は野菜のジュース（ぶどう搾汁及びココナッツウォーターを含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	七%	二二〇一・二〇	A グルタミン酸ソーダを主成分とするもの	八%
二二〇一・二〇	その他の果実、ナット又は野菜のジュース（二以上の果実、ナット又は野菜から得たものを除く。）	六%	二二〇一・二〇	スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食料品	六%
二二〇一・二〇	その他のもの	七%	二二〇一・二〇	均質混合調製食料品	六%
二二〇一・二〇	二 野菜ジュース	七%	二二〇一・二〇	調製食料品（他の項に該当するものを除く。）	六%
二二〇一・二〇	(二) その他のものうち	七%	二二〇一・二〇	その他のもの	六%
二二〇一・二〇	気密容器入りのもの	七%	二二〇一・二〇	二 その他のもの	六%
二二〇一・二〇	コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（いつたものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物	六%	二二〇一・二〇	(二) その他のもの	六%
二二〇一・二〇	コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにこれらをもととした調製品	六%	二二〇一・二〇	D 飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの（アルコール分が〇・五%を超えるものに限る。）	六%
二二〇一・二〇	エキス、エッセンス及び濃縮物	一五%	二二〇一・二〇	(b) その他のもの	無税
二二〇一・二〇	一 砂糖を加えたもの	一五%	二二〇一・二〇	E その他のもの	無税
二二〇一・二〇	二 その他のもの	無税	二二〇一・二〇	(a) 砂糖を加えたもの	二〇%
二二〇一・二〇	(二) その他のもの	無税	二二〇一・二〇	I おたねにんじん又はそのエキスを含有する飲料のもと	二〇%
二二〇一・二〇	エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品及びコーヒーをもととした調製品	無税	二二〇一・二〇	水（天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。）、氷及び雪	無税
二二〇一・二〇	一 エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品	一五%	二二〇一・二〇	鉱水及び炭酸水	無税
二二〇一・二〇	(二) 砂糖を加えたもの	一五%	二二〇一・二〇	ビール	無税
二二〇一・二〇	(二) その他のもの	無税	二二〇一・二〇	ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。）及びぶどう搾汁（第二〇・〇九項のものを除く。）	無税
二二〇一・二〇	茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにこれらをもととした調製品	無税	二二〇一・二〇	スパークリングワイン	無税
二二〇一・二〇	一 茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品	無税	二二〇一・二〇		無税
二二〇一・二〇	(二) インスタントティー	五%	二二〇一・二〇		無税

品目	税率	備考
二二〇四・二九 その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの 二 その他のもの	六〇銭	
二二〇四・三〇 その他のぶどう搾汁	四五円	
二二〇五 ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。） 二 リットル以下の容器入りにしたもの	四円	
二二〇五・一〇 その他のもの	無税	
二二〇五・九〇 その他のもの	無税	
二二〇六・〇〇 その他の発酵酒（例えば、りんご酒、梨酒、ミード及び清酒）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。） 二 その他のもの （一） 清酒及び濁酒 （二） その他のもの B その他のもの （b） その他のもの	無税	
二二〇八・九〇 エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%未満のものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料 その他のもの 一 エチルアルコール及び蒸留酒 （二） その他のもの A エチルアルコール （b） その他のもの	一リットルにつき二〇円八銭	
二二〇九・〇〇 その他のもの B その他のもの （b） その他のもの	一リットルにつき二〇円四銭	
二二〇九・〇〇 食酢及び酢酸から得た食酢代用物	四%	
二三〇九・一〇 飼料用に供する種類の調製品 犬用又は猫用の飼料（小売用にしたものに限る。） 二 その他のもの （二） その他のもの B その他のもの （b） その他のもの	八%	
二三〇九・九〇 その他のもの 一 飼料用に供する種類の調製品（飼料に添加するものに限る。） たばこ、再生たばこ、ニコチン又はたばこ代用物若しくはニコチン代用物を含有する物品（非燃焼吸引用の物品に限る。）及びニコチンを含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。） 非燃焼吸引用の物品 その他のもの（ニコチンを含有するものに限る。） 二 その他のもの その他のもの 経皮摂取用のもの その他のもの	無税	
二四〇四・一〇 その他のもの	無税	
二四〇四・一九 その他のもの	無税	
二四〇四・九二 その他のもの	無税	
二四〇四・九九 その他のもの	無税	
別表第三 鉱工業産品等に係る特惠関税率の算出のための係数表（第八条の二関係）		
一 品目		係数
一 関税率表法別表（以下この表において「関税率表」という。）第二八二五・八〇号に掲げる物品のうち 三酸化アンチモン		〇・八
二 関税率表第二九〇五・四四号に掲げる物品		〇・六
三 関税率表第二九〇六・一一号、第二九一八・一四号、第二九一八・一五号の一又は第二九二二・四二号の一に掲げる物品		〇・八
四 関税率表第三〇〇六・一〇号の二の（二）に掲げる物品のうち ゴム糸の重量が全重量の五%以上のもの以外のもの		〇・八

二一	関税率表第六四・〇一、第六四・〇二項又は第六四・〇六項に掲げる物品
一	羊、やぎ又はうさぎのもの
一	関税率表第四三〇二・一九号から第四三〇二・三〇号まで、第四三〇三・一〇号又は第四三〇三・九〇号に掲げる物品のうち
〇一	関税率表第四二・〇三項に掲げる物品
九	関税率表第三五〇三・〇〇号の三に掲げる物品
八	分蜜糖のもの 関税率表第二二〇六・九〇号の二の(二)のAに掲げる物品のうち
七	関税率表第二〇〇八・九九号の二の(一)のBの(c)のイに掲げる物品 関税率表第二〇〇八・九九号の二の(二)のBの(d)に掲げる物品のうち ひじき(ヒジキア・フスイフォルミス)以外のもの
六	関税率表第一九〇一・九〇号の二の(二)のA若しくはDの(b)若しくは(三)、第一九〇一・九〇号の二の(二)のA若しくはDの(b)、第一九〇四・一〇号の二の(二)又は第一九〇四・二〇号の二の(一)に掲げる物品 米の含有量が全重量の三〇%を超えるもの
五	関税率表第一七〇一・二二号の二、第一七〇一・一四号の二、第一七〇一・九一、第一七〇一・九九号、第一七〇二・三〇号の二の(一)又は第一七〇二・九〇号の五の(二)のAに掲げる物品 関税率表第一七〇二・四〇号の二又は第一七〇二・六〇号の二に掲げる物品のうち 砂糖を加えたもの 関税率表第一七〇二・九〇号の一に掲げる物品のうち 分蜜糖 関税率表第一七〇二・九〇号の二に掲げる物品のうち 分蜜糖のもの
四	関税率表第二二二・二二号の一又は二に掲げる物品 関税率表第二二二・二二号の三に掲げる物品のうち ひじき(ヒジキア・フスイフォルミス)及びわかめ(ウンダリア・ピンナティフィダ)以外のもの
三	関税率表第一〇八・一二号から第一〇八・一九号までに掲げる物品のうち 第八條の五第二項において準用する関税率法第九條の二第一項の規定により割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で輸入するもの(でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリン、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するものに限る。) 以外のもの
一	関税率表第一〇二・九〇号の三、第一〇三・一九号の四、第一〇三・二〇号の三の(二)、第一〇四・一九号の二の(二)、第一〇四・二九号の二又は第一〇八・二〇号に掲げる物品

一 関税率表第九一・一三・九〇号の一に掲げる物品